家は相率ゐて右大臣岩倉具視に就きて、何が故に請願を受けざるかを問ふ、岩倉答て曰く、立法に關する事は人民より請願すべきものにあらず、曰く然らず、曰く然らば何か故に請願書を受取らざるや、曰く全國民一致の意にあらず、曰く然らば四千萬の國民一致して請願せば之を受くるか、曰く否な、許否は天皇の意にあり、曰く請願を天皇の許に達せしめずして如何にして天皇の意を知るを得んやと、此に於てか十五六年前曾て浪士を掌中に播弄せし陰謀家も、今は受身となりては自由ならず、拂然、袖を拂つて內に入る。而して國會請願者、其家に標して地方聯合會事務所と云ふや、警察官は手づから此標札を外さしめ、命を奉せざるや直に投獄す、此に於てか天下太政官を名けて請願を遮るの門となせり。近衛步兵伍長小原彌總八なる者は、之を聞きて政府か言路を壅閉するを憤り、一封の上奏書を懷にして皇居の門前に自裁せんとして、衛士のために妨げられ、遂に軍律に處せられ、新潟縣人赤澤常容もまた、政府の所爲を憤り、身を挺んで、東京に入り、頻りに太政官の門を叩きしもその意見を開陳するの道なきを怒り、遂に自及せんとするに至れり。自由民權の氣運滔々乎として進み、己にこの迷信家を生ずるほどに至りしかば、民權家は一舉して國會を開設せしめ、以て正々堂々、政府の政策を論ずるの地を得る乎、然らず

有志家と岩倉の討論

國會期成同盟會起る

んば一擲して明治政府を倒さんとの意氣込を以て、明治十三年三月國會期成同盟會なるものを大坂に開き、左の合議書によりて大運動會を初め、更らに會員遭難を救助するの法を定め、有志家をして後を顧みずして激進せしめんとせり。

國會期成同盟合議書

第一條　國會開設の爲め今茲に合同する者を國會期成同盟と爲し國會を開設して其美果を見るに至る迄幾年月日を經るも敢て此同盟を解かざるべし○第二條　明治十四年十月一日より東京に會議を開く可し○第三條　來會迄よは其府縣國郡の戸數過半數の同意を得て出會するを目的とす○第四條　來會には各組憲法見込案を持參研究す可し○第五條　來會の會員は百人以上の結合ある者に限るべし（但常會に列する單身の者及百人未滿の者は次會迄には百人以上の結合を爲す可し）○第六條　東京を中央本部と定め常務委員貳名を置く可し（但常務委員は常會員中より公選す）○第七條　全國を八區に區畫し其區內の誘導は區內各組責任を定め分擔す可し○區畫如左　第一區　奥羽七州、東海道。第二區　甲斐、信濃、關東八州　第三區　近江、美濃、飛騨、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆。第四區　北陸道。第五區　畿內五國、丹波、丹後、但馬、播磨、淡路。第六區　長門、周防、石見、安藝、出雲、備前備中、備後、伯耆、美作、隱岐、因幡。第七區　四國、紀伊。第八區　九州、對馬、壹岐、琉球○第八條　來會迄に各區に於て區本部を設置す可し

會するもの九十餘名、九萬人を代表すと稱す、その鄉關を出るや皆な殆んと死を決して出てたりしが、その議決を以て福島縣人河野廣中、高知縣人片岡健吉を委員とし、國會開設を上

集會條例

願するの書を政府に呈せしむ。

この一擧は實に人心を皷動すると共に、滿朝駭然、遂にその月を以て集會條例を定め、政社と政社の連絡を禁し、警官の認可を得ずして三人以上政事を論談するを禁じ、十二月に至り人民の上書建白は一般の公益に關するものは何等の名義を以てするも、凡て建白となし、府縣を經て元老院に呈すべしと定めたれば、民權家は直ちに中央政府に對して示威的の運動を爲すの道を失したりき。而して集會條例の起草者、渡邊洪基の名、中外に記臆せらる。

板垣關東に乘り込む

此に於てか彼等は政府攻擊の地位より、一轉して自家立脚の地を作らんとし、地方地方によりて相團結して、以て其氣焰を養成せんとするに至り、政談を事とするの演說社、政治を目的とする事業の會社、學問より政治を論ずるの講談社より、直ちに政社と稱するもの至るに所に勃興し、將に大雨を得て相發動せんとす。此に於てか久しく自由民權論の木鐸として尊崇せられ、政府軌道の外に逸出したる唯一の元老星、板垣退助は、此機を外さずその幕僚を率ひて、威風堂々、五十三驛を踏破して、東京に乘り込めり、國會期成同盟會なるものを作つて政府と對立せる五畿八道の輕俊敢爲の政治家は、双手を擧げて之を歡迎せり。大隈に緣因ありと聞へたる沼間守一もまた東京近傍に於て最大勢力を有する嚶鳴社を率ひて之を迎へたり。中立の新聞紙もまた之を迎へたり。此に於てか武權民權守舊激進の諸派が、相率ひて西鄉の軍に投したるが如く、異種異樣なる各派板垣の大傘中に入り、矮々の勢に乘じ、十三年十二月遂に築地に會して自由黨を結成し、沼間守一議長となり松田正久、河野廣中、草間時福、山際七司、植木枝盛と共に左の如き盟約を爲せり。

自由黨起

自由黨結成盟約

第一條　我黨は我日本人民の自由を擴充し權利を伸張し及ひ之を保存せんとする者相合して之を組織するものとす。

第二條　我黨は國の進歩を圖り民人の幸福を增益するとを務むべし。第三條　我黨は我日本國民の當に同權なるべきを信ず。第四條　我黨は我日本國は立憲政體の立しきを得るものなるを信ず

第一章　吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を增進し社會の改良を圖るべし

第二章　吾黨は善美なる立憲政體を確立するに盡力すべし

第三章　吾黨は日本國に於て主義を共にし目的を遂すべし

民間黨の勢焰此の如くなるに方つて、政府は一致聯合その全力を盡くして之に當れり。然れども其實、各大臣互にその權力を爭へり。大久保逝つて後の內閣は、三條、岩倉、寺島、大隈、伊藤、西鄉、山縣、河村、井上、大木、黑田の九參議を以て組織せられたり。此際大隈はその才幹を以て同輩を凌駕せしも、滿朝の大臣多くは皆その先輩にして、後へに至大な

大隈藩閥分子打破の大計畫

大計畫の第一段

る藩閥力を控へたれは、事ごとに之がために牽制せらるゝこと多かりしかは、彼は自由民權の論天下に瀰漫するの時に乘じて、政府を改造せんとするの大計畫を起せり。その計畫の第一着としてその腹心の友、河野敏鎌は先づ文部卿となれり、慶應義塾出身の書生は、一躍して奏任官たるもの數十百人なり、各省中の樞密なる局部には、大隈の股肱を以て滿されたり、大藏省中の會計局を改めて、獨立の會計檢査院となし、その腹心の青年を以てこれを占有せしめたり。元年より八月に至るの出入決算表を倒して天下に公布して、以て信任を廣ふし、人民の苦腦を減ずるの策として、歲計を減ずる八百萬圓にして、地方稅、地價割は地租五分の一を超ゆべからずとなしたりき。是れ皆な天下の信任を博し、大隈の勢力をなすの策にして十一二年中に爲されたり。此の如くその政府改造の第一計畫遂くるや、直ちに第二計畫に移れり、第二計畫は各省長官と內閣參議とを分離するにありき。この分離說は曾て明治五年に於て板垣退助のために唱へられたり、然れぞも板垣は身、參議にして、他の參議は各省の長官を兼ね、入つては大政を論じ、出でゝは一省に長たるより、往々にして權勢他の專任參議を凌駕するを憂ふるより出づ。今や大隈の策は即ち之に異なり、彼れ參議を以て大藏卿を兼ぬると雖も、僅かに入つては參議となりて閣議に參し、出でゝは長官となりて一省を治むるに

第二段

政府の組織一變して大隈の權伸ぶ

過ぎず、是れ彼が不滿足に思ふ所にして、太政大臣となりて一政府の大權を掌握するにあらずんは、足れりとせざる也。然れどもその聲望、黨與、未だ太政大臣たるべからず、已むなくんば此に一策あり、內閣と各省を分離せしめ、內閣中に各分科を置きて、各省の事務を監督せしめ、而して自ら二三樞要の分科を支配せん、是れ名は參議にして、その實一時に二三省の長官を兼ぬる也と。是れ三條岩倉なほ存し、平民士族を以て太政大臣たる能はざるの常時に於て、政府の大權を握らんとするには、是より他の策なかりし也。此に於てか十三年二月遂に參議の諸省卿を兼ぬるを能むるの議を提出せり、大隈が此の如き考案を有すると共に伊藤もまた同一の野心を有したれは、この領分切取の策は兩人の間に默諾せられて容易く通過し、外務卿井上馨を除くの外、各省長官皆な專任參議となり、左の變革を爲せり。

左大臣（元老院議長）	有栖川熾仁親王		
內務卿（大藏大輔）	松方正義		
陸軍卿（內務大輔大警視）	大山巖		
文部卿（元老院副議長）	河野敏鎌		
司法卿（文部大輔）	田中不二麿		
元老院議長（參議）	大木喬任		
大藏卿（議官）	佐野常民		
海軍卿（外務大輔全權公使）	榎本武揚		
工部卿（工部大輔）	山尾庸三		
開拓長官	黑田清隆		

是れ各省次官の進んで卿となるに似て、實は然らず、各省の權を內閣に遷びたりしのみ、而

第三段

して他の專任參議は左の分科を受けもちて、各省を監督支配せり。

外務部	大隈重信 河村純義 井上馨	內務部	伊藤博文 黑田清隆 西鄕從道
軍事部	山縣有朋 西鄕從道 河村純義	會計部	大隈重信 寺島宗則 伊藤博文
立法部	大木喬任 山田顯義	司法部	寺島宗則 山田顯義

之と共に各省中の俊敏活達の書記官を選拔して此の分科に屬せしめたれは、各省の權は、明かに內閣に移りたり、而して此の領分切取の末に於て、大隈は外務と大藏を得、伊藤は內務と大藏とを得たり。蓋し此は、大隈の慧眼、早くも條約改正は、據つて以て全政府を動かすの要害なるを見拔きたる也、此の如きもの一年、大隈の權勢漸やく各省に漫延するや、漸く其の第三計畫に移らんとせり。第三計畫とは即ち天に滔り地に溢るゝ國會論の大潮流を引きて內閣に入れ、之によりて內閣中の異分子を淘汰し去らんとるすにあり。彼は久しく思慮せり、久しく計畫せり、一日民間黨に對する韜略、閣議に上るや、左大臣有栖川宮、大隈に問ふにその考案を以てす、大隈答て曰く策なし强て之を問ふ、大隈答て曰く事甚重大なり、容易に公言すべからず、私かに座を給はは之を陳へんと。左大臣遂に一夜大隈を見る、大隈具

十六年に國會を開設するの策

開拓使官有物拂下の件

に民間黨の氣焰の當るべからざるを論じ、之に當るの策、唯だ薩長二大藩の藩閥力を打すてゝ天下と休戚を共にするの外なしとなし、明治十五年を以て國會議員を招集し十六年を以て國會を開らきその準備とし、今より五六藩閥の元老を退け、民間黨中の新進政治家を容るべきを以てし、且つ暫らく此事を他に秘せんことを乞ふ。事遂に洩る、此に於てか薩長二藩の士大に怒り、直ちに大隈に迫らんとし、衆怨、大隈の身に集まる。適ま北海道開拓使を廢せんとするや、開拓使書記官安田定則、金井信之、折田平內、鈴木大亮等、五代才助の組織せる關西貿易會社と連絡して、開拓使に屬する官有物を拂下げんことを計る。政府が明治二年以來開拓使の官有地に費せるもの二千二百三十萬圓也。然るに五代安田等は此の二千餘萬圓より成れる牧畜所、製糖、製糸、製麻所、物產賣捌所、墾田、船舶、倉庫、養蠶所等を併せ無利息三十ヶ年賦三十萬圓もて之れを拂下げんとする也。且つ以上の徒、皆な開拓長官、黑田清隆の股肱腹心の徒なりしかば、大隈に親近せる新聞、先づその不法を唱ふるや、天下囂々としてその非を鳴らし、此の如き弊害は速に國會を開くにあらずんば治すべからずとなせり。實を云へば明治政府十有四年の間此類の事甚だ少なきにあらず、幸にして世人の視聽を免れたるのみ。然れとも今や政府動搖し、政權微弱となり天下輿論の勢力矯々然として進み、眦

を決して政府の所爲を監督せるの時なりしかば、折悪しくも攻撃軍の符牒となりし也。政府中にも固より此事の餘りに不始末なるを以て、不同意を唱へたるものなきにあらず、時の大藏卿佐野常民の如きも、主として之を攻撃せしが、閣議遂に黒田等の威を憚りて之を許せり此に於てか世論益々激昂して、民間黨は全力を注ぎて之を攻撃せり。此に於てか政府は先づ事の發頭人たる黒田と、この動搖に乗じて内閣を改造せんとする大隈を出し、靜かに善後の策を施さんとし、七月天子、東北、北海に行幸するや、二人をして供奉たらしむ。二人東京を出づ此に於てか内閣諸相は集つて日夜、良圖を議するの時、所謂る新富座大演説なるものありて一大騒恐を引き起せり。

新富座大演説

民間各派の光景

之より先き民間黨はその鋒を磨して、政府を攻撃すと雖も其の題案多くは自由、民權、國會等に止まり、現實の大問題なかりしかば、四散五落、その運動區々にして、氣焔を焼點に集むる能はざりき。嚶鳴社は多く佛國派の政論とベンタム派の立法論とを代表する朝野の少年論客を集めたるの場にして、沼間守一、河津祐之その牛耳を取れり。而して此の政談社は當世の時務を論評すると共に、世上の政治思想を敎育するを以て目的とし、毎々歴史的、學問的に政談を爲せり、その政論は多く沼間守一が社長たる横濱毎日新聞によりて代表せらる。

東京日々新聞は一の政社をも有せず、一の黨派をも有せず、獨りその社長福地源一郎か行かんと欲する所に行き止まらんと欲する所に止まれり。然れともその議論の老實なる、文章の雄麗なる、一世の冠たるを以て大なる味方を朝野に有して、一方に屹立し、殆んど小天地のタイムスと云ふべき有樣にして、一問題起るや世人直ちに日々新聞の意見は如何と注目せり。その意見は福地の學問が和漢洋を出入するが如く、彼我を渾成し、日本歴史を以て之を斷するものにして、その學問の統系よりして、早く保守的の傾向を有したりき。然れとも當時尚ほ未たその傾を見さず、一個の民權論者として見はれたり。英國派の實利論を代表するものは報知新聞なりき、其の社員は藤田茂吉、箕浦勝人を初として、皆な福澤諭吉の門下生なりしと雖も、彼等は福澤の一部を取つて全躰を捨てたり、その簡易明快なる米國風の社會共和政治を取らずして、歴史に制時せらるゝ英國風を取れり、此に於てか秩序進歩、併行の説を取り、其交遊を紳士官吏に限りて一方に屹立せり。其他朝野新聞の如き、成島柳北、末廣重恭等が漢學的の思想を以て自由民權論を遣るを以て、また能く地方の無學者を悦ばしめたり　。以上の四大新聞は東京新聞の首魁にして、人民を鼓吹し輿論を激動せしむるの具此に止まると云ふもまた不可なかりし也。此他東京經濟雜誌はその沈着緻密の調子を以て世に行はれ、扶桑新誌

近事評論はその粗暴奔放の調子を以て壯士に迎へられたり。此等の新聞雜誌は時に互に論難し、辨折し相一致ずるの好題目を得ざりしが、開拓使官有物拂下の事起るや、此等の新聞雜誌は此に同盟軍を起し、鋒鋩を齊へて政府を攻擊し。八月、福地、沼間、高梨哲四郎、益田克德、肥塚龍等相合して新富座に於て大演說會を催うし、政府の處置を攻擊す、聽衆の集まるもの五千人前古未だ曾て有らずと稱す。此に於てか至る所また同一の演說會あり、人心沸騰、家々戸々相傳へて政府を難じ、速かに國會を開設せずんば、前途の如何知るべからずと爲す。此時に方つて久しく沈默したる武官谷干城、曾我祐準等相率へて書を政府に呈し、當時の失政を陳じ速に議院政治を設くべきを論ずるや、滿朝震驚、十月天子東京に歸るや、直ちに開拓使官有物拂下を中止し、更らに二十三年を以て國會を開設するの詔勅を發す、是れ實に十四年十月十二日也。而して武官政論を爲すを得ざるの法令等また此時に出づ。

國會開設の詔勅

詔諭

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣き、中古紐を解くの乾綱を更張し、大政の統一を總攬し、又夙に立憲の政體を建て後世子孫繼ぐべきの業を爲さんことを期す、曩に、明治八年、元老院を設け、十一年に、府縣會を開かしむ、是皆な漸次基を創め、序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるはなし、頃有衆、亦朕が心を諒とせん顧みるに、立國の體、國各宜しきを殊にす、非常の事業、冥に輕擧に便ならず、我祖我宗、照臨して上に在り、遺烈

大隈の失落

を揚げ、洪模を弘め、古今を變通し斷じて之を行ふ、貴朕が初に在り、將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす、今在廷臣僚に命じ、假すに時日を以てし、經畫の責に當らしむ、其組織權限に至ては朕自ら裁し時に及で公布する所あらんとす

朕惟ふに、人心進むに偏して、時會速なるを競ふ、浮言相動がし、竟に大計を遺る、是れ豈に今に及で、謨訓を明徵し、以て朝野臣民に公示すべし若し仍ほ故さらに躁急を爭ひ非變を煽し、國安を害する者あらば、處するに國典を以てすべし、特に茲に明言し、爾有衆に諭す

薩長連合の好機

此の詔勅の出ると同日に、廟堂內の國會論者大隈は失墜して民間の人となれり、彼は國會を以て內閣中の異分子に對して政治的追放クー、デターを試みんと欲して、却て追放せられたる也。

藩閥專事院の起原伊藤の權勢

薩長は久しく和し、久しく爭へり、今や大隈の一擊により相提携し、此に堅固なる結合をなし、頻りに自由民權の分子を追放せり、此に於てか農商務卿河野敏鎌以下、大隈の黨與悉く退けられ、政府は漸進主義なるものによりて立つの形跡を來したれば、朝野の關係一變す。而して之と同時に大隈の考案に成りし各省內閣の分離制を廢して、また參議と卿との兼職を回復し之と同時に參事院なるものを作りて各省內閣の分離制を廢して、また參議と卿との兼職を回復し之と同時に參事院なるものを作りて各省と同一の地位に立たしめ、文武の法律を制定するの時となし、各省の才人俊吏を集めて議官となし、以て全政府の勢力を此に集め、殆ん

と總理府と小國會の勢を爲せり。而して大隈の打擊者伊藤博文自らその議長となりしかば、伊藤の聲望權勢一朝にして隆起し、彼は內より法律制定の權を以て政府を總攬し、彼の黨與井上馨は外務卿の要地に立ち、條約改正の大事を以て外より政府の權を分領し、藤、井同盟の力は、能く政府の咽喉を扼したれば、外より云へば薩長の權衡及聯合此に初り、內より云へは、藤井政府此に生したり。

伊藤、井上政府の實權を取る

大隈の運動

藤井內閣已に成る、此に於てか大隈の擧動は天下の注目する所となれり。彼は江藤新平の如く叛すべきか、島津久光の如く退隱すべきか、政府攻擊の氣焰に鞭ちて大運動を試みんか、黑田清隆は之に向つて、西鄉の如く速に反すべしと罵れり、然れども彼は江藤の如く謀反するの勇氣もなき也、兵力に訴ふるほどの無謀漢にもあらざる也。彼は純然たる治世の能臣にして、平和の手段にあらずんば、平和の目的を達すべからずと信ずる者也。此に於てか十有餘年、明治政府の鐵壁中に籠りたる人物は忽ちにして其の長劍大冠を附て、人民中に飛出で、宴會に、交際會に、文學會に、自ら求めて世人と交れり。此時に方つて民間黨は久しく首領に渴せり、曾て明治維新の大運動に參したる元老は、悉くその權勢、名望の尾を引きて政府に籠城せり、唯り民間黨中にあるものは板垣退助のみ、後藤象二郎ありと雖も、彼れ今や長

崎の地に石炭礦の主人となり、損德の算用に忙はしくして、政變を見ること雲烟の眼を過ぐるが如くなり。されば政府中の大立物にして、數多の才俊を門下に養へる大隈が、民間黨中に入るや、民間黨は双手を開きて之を歡迎せり、此に於てか曾て自由黨に投したる嘤鳴社派はその旗を拔きて大隈の大傘に入り、三田派出身の官吏、地方の豪農、豪商と共に十五年の初春左の綱領によりて改進黨を組織し、大隈之を總理し、河敬敏錄その副總理たり、此に於てか千里千色なる民間黨は、分れて二となれり。

改進黨起る

第一　王室の尊榮を保ち人民の幸福を全うする事
第二　內治の改良を主とし國權の擴張に及ぼす事
第三　中央干涉の政略を省き地方自治の基礎を建つる事
第四　社會進步の度に隨ひ選擧權を伸闊する事
第五　外國に對して勉めて政畧上の交涉を簡くし通商の關係を厚くする事
第六　貨幣の制は硬貨の主義を持する事

之より先き九州の進步分子は早く已に改進黨を組織せり、大坂の自由分子は立憲政黨の名によりて自由黨の一部を樹立せり、越後に於ても、東海道に於ても、關八州に於ても、また自由改進兩黨の組織あり、至る所、自由改進の空氣を以て滿され、合從大呼、政府に當れり。

當時の政府はマホメット教の如し

彼等は言論の自由を有せざる也。然れども法律を破り、刑罰を以て自由を買へり、彼等は集會の自由を得ざる也、然れども事に托して政治的の集會をなし、以てその目的を貫けり。此に於てか明治政府もまた之に應じて、防戰を試むるに至れり。

此時の政府は、殆んどマホメット宗徒の如くなりき、彼等は右には大久保以後の慣用政略により、警察を嚴にして以て人民に臨み、言論、集會、少しく政府を攻擊するものあれば、直ちに之を停止し、罰金を科し、之を解散せり。之が爲めには日本政府と云はず、單に理論上に於て壓制政府は顚覆すべしと述ふるや、解散せられたる集會あり、暴君汚吏は人民の敵なりと論ずるの新聞紙は、暗に明治政府を指したるものとして停止罰金を蒙りたるものあり。是れ必しも中央政府の意にあらざりしなるべし、然れども政令は物の中天より落つるが如く、一步一步、壓力を加へ來れば、內閣に於て嚴肅の政策を取れと令すれば、地方官に至ては壓抑となり、地方官の令を奉して之を實行する警部巡査に至つては、暴戾となるは免れざるの數なり。且つ此時に方つてや官吏中に幾多の行險者を出し、政府の意民間黨を抑ゆるにあるを見るや、陰私百方、之を妨げて以て自家進官の階梯となすものあり、香取某なる警察官は演說會場に臨むや、必らず辨士の隙に乘じてその欠點を取へて之を解散せり、此に於てか彼

政府黨の現出

は解散警察官の名を負ふて、一躍して奏任官となれり、此に於てか官吏の中、靡然として行峻の風を生じ來り、或は學校の教員を利用して民間黨を攻擊し、或は宗教を藉りて不平を鎭め、福岡縣令渡邊清の如きは眞宗の僧侶、大洲鐵然を延きて管內を巡遊し、政府に抵抗するの惡事たるを說教せしめたり。

政府は一方には此の如く、劒を抜きて民間黨に向へり、而して一方にはまた伊藤の腹心たる法制局長官井上毅、及び安場保和に命じて、熊本にありて改進黨と對峙する紫溟會を語らひ、土佐にあり自由主義を奉ずる板垣の一派と相對峙し、谷干城佐々木高行等を奉ずる一派を誘ひ、また日々新聞の主筆福地源一郎、明治日報の社長丸山作樂、東洋新報の社長水野寅次郎、羽田恭輔等を糾合して、以て政府の味方たらしめたり。丸山作樂は肥前の人會て征韓論の動搖に乘じ兵を擧げて朝鮮に渡らんとして、獄に投せられ、僅かに許されて出るや、直ちに政府の命によりて明治日報を發行し、保守主義を發表して以て自由改進の兩黨に當れり。水野は固と土佐の自由派にして、立志社の社中なりしが、立志社が一局議院論を唱ふるを不可として去れり、而してその新聞の資金もまた政府より出づ、羽田恭輔もまた政府の資金により て、大坂にありて新聞を發行するもの也。明治十五年三月福地丸山等東京にありて遂に立憲

帝政黨を組織す、其の黨議綱領は實に伊藤等の授くる所にして、當時の政策を代表する者なり。日々新聞はその社說に公示して曰く、吾曹之を當路の諸公に示しまへらせたるに、異議なしと仰せられたりと、然らば唯り伊藤のみならず、政府は全躰の決議を以て帝政黨により て民間黨と一戰せんと欲したる也。

立憲帝政黨

立憲帝政黨綱領

我立憲帝政黨は明治八年四月十四日及び明治十四年十月十二日の　勅諭を奉戴し內は萬世不易の國體を保守し公衆の康福權利を鞏固ならしめ外は國權を擴張し各國に對して光榮を保たんことを期し漸に循て歩を進め守舊に泥まず躁急を爭はず恒に秩序と進歩の併行を求め以て國安を保維し以て改進を經營せんことを主趣とす依て左に掲ぐる所を以て我黨の綱領と定む

第一條　國會開設は明治廿三年を期すると勅諚に明なり我黨之れを遵奉して敢て其伸縮運動を謀らず

第二條　憲法は聖天子の親裁に出ると　聖勅に明なり我黨之れを遵奉して敢て欽定憲法の則に遵はず

第三條　我皇國の主權は　聖天子の獨り總攬し給ふ所たると勿論なり其施用に至りては憲法の制に依る

第四條　國會議院は兩局の設立を要す

第五條　代議人撰擧は其分限資格を定むるを要す

第六條　國會議院は國內に布くの法律を議決するの權あるを要す

第七條　聖天子は國會議院の議決を制可し若しくは制可せざるの大權を有し給ふ

第八條　陸海軍人をして政治に干渉せしめざるを要す

兩論派の議論

第九條　司法官は法律制度の整頓するに從て之れを獨立せしむるを要す

第十條　國安及び秩序に妨害なき集會言論は公衆の自由たり演說新聞著書は其法律の範圍內に於ては之れを自由ならしむるを要す

第十一條　理財は漸次に現今の紙幣を變じて交換紙幣となすを要す

此時に方り、帝政黨は殆んど千五百年代に於ける英國王朝黨の如き地步に立ち、帝王神權を以て皇室を守り、皇室を以て政府を守らんとせり。彼等は先づ高天ヶ原の由來を述べたり、次に二千五百年來皇統連綿の次第を陳述せり、次に日本は歐洲列國に異なる一種特別の國躰を具たるを述べたり、此國躰は未來永劫之を保たざるべからずと論じ、自由民權論とは即ち此の國躰を破却せんとするものなるを論述せり。此に於てか所在に陰伏せる保守戀舊の分子改進自由黨の爲めに要地を占められ、運動の機を失したる失望漢等、大凡そ改進自由の大潮流に洩れたる分子は相立つて之に應じたり。神官僧侶はその舊思想の友だるを以て之を歡迎せり、村長、役場の吏員はその明治政府の代表者たるを以て之を歡迎せり。東北、九州にある權謀家は奇貨措くべしとなして之を歡迎せり、如何なる改革の運動にも反對したる歷史を有する大學書生は、前例に洩れず伊藤等の勸誘によりて之に投じたり、此に於てか三分の勢漸やく成れり。

明治六年來失意の人となりて江湖に漂泊せる板垣は、今や改革軍の大將として、揚々たる得意の馬に鞭ち、東海東山を遊說して美濃岐阜に至れり。例の如く慕傚壯士、列を之として之に從ひしが、地方の豪俊を集めて演說を爲し、既に壇を下り將に門外に出んとするや、一少年あり飛躍して其腕を取り、蹴て之を倒し、短劒一閃、其腹を刺せり。國賊と叫ぶ少年の聲、

板垣、少年に刺さる

板垣死するも自由は死せずと呼びし板垣最期の辭、嚢々驅々の中に埋沒せられ、自由のシーザルは鮮血中に倒れ、保守のブルタスは亂拳中に臥たり。此少年は一村落の小學教員相原尙褧なる者也、彼れ平生、善良沈默の少年なり。曾て板垣の無上政法論を讀みて、其激烈なる共和主義に慨けり。其率ゆる所は皆な敢進勇往、眼中に皇室なきもの、如くなるを見て之に驚怖せり。其の所論は肺肝より出でざる虛僞敎唆の言たらんことを疑ひ、之を刺して以て國安を維持せんことを欲して此に出でたる也。蓋し進歩黨が共和政治を希ふものと信せられたるは今日に初まるにあらず、明治六七年の頃より保守黨が進歩黨を攻擊するの武器は唯だ此一事にてありしなり。而して今や板垣等が自由進歩の敵として攻擊する明治政府の大臣も、明治七八年には福澤諭吉等と同じく、政躰を一變して共和政治と爲さんと欲する者なりと認識せられ、京都府士族山科生幹、小林祐勝等は、中山從一位其他の華族に說きて天皇の密旨

を請ひ受け、暗に當路の大臣を貶黜せんと謀りたるものなりき。

此一事は深く在朝大臣の歡喜を得たりと聞くや、烈しく民間黨を激動し、必らず在朝の政治家が刺客を放ちたるものならんと推測せられしも、遂に其證なかりき。固より社會思想の潮流に急變を起こすの時、進みたるものは百歩の外に進み、止るものは百歩の內に退き、而して退きたるものを以て進みたるものを見る、常に怨憤、慷慨の念より常經を外れたる擧動に出ること少からず。是れ殆んど明治十六年の末に至り世は、漸やく自由共和の議論多くして實行少なきに飽きたるの時、其の思想益す〳〵進み、遂に自家を包容する能はさる社會を傷はんとし、或は爆烈彈によりて謀叛し、或は一變して强盜となりたる者あると大差なく、急變の際に生じたる政治的迷信家に外ならず。相原は獄を出で、後基督敎を信じたりしが、頭を回らして半生を回顧せば、昨非今是の感に堪へず、身を水中に投じて死せり。

之より先き保守黨と民間黨との間には主權の所在につきて一場の論戰を開けり、（中卷を見よ）曰く『憲法制定の日、國會開設の後、主權は何人の手に存すべき乎』と保守黨は曰く日本の人民は歷史あつて以來天皇の臣民たり、憲法の制定國會の開設もまた天皇の權內にあれば、主權は天皇の手中に存せざるべからずと。民間黨は曰く、君主の土地は天皇の所有たり、主權は天皇の手中に存せざるべからずと。民間黨は曰く、君主

言論の不自由

專制の世は已に去れり、苟も君主專制の世に返るにあらずんば、主權は君民の間に存せざるべからず、君民の間は即ち國會にして、天皇と人民との權によりて成る國會の上に主權を存せしめば、是れ即ち立憲君主制の名に適ふもの也と。交戰數十日なりし。

我國民は政体に關しては如何なる思想を有するか、明白に之を發露せしめたる事あるなし、この主權論の如きは、實に人民の政体思想を發露するに、最も適當の機會なりしも、行政司法官の監督嚴にして、言論少しく皇室に及ぶや、直ちに之を停止するが如きことあり。嚴重なる法律を此頃よりして更らに嚴重ならしめ、新潟日々新聞の投書家は、崇峻帝は無智幼弱の婦女子を立つと論ずるや、三十四代の天皇推古に對して不敬を加へたるものとして論告したる程なりしかば、(十六年)民間黨は實に困難なる地位に立てり。去れは當時毎日新聞記者はその戰を引分けんとするや一句を止めて曰く『昔し幕府の時兩人東照公と日蓮の功力を爭ひ、互に辨難の末に、東照公の信者曰く日蓮若し東照公と同一なる功力ありと爲さば、請ふ余が日蓮の像に爲すが如く、子もまた東照[illegible]の像に爲せと、立つて日蓮の像に溺す、日蓮信者幕府を憚りて遂に東照公の像に溺するを待さりき』と、當時保守黨の方には政府の宣告書あり、迷信家の白刃ありしかば、民間黨は甚た苦戰の地に立てり。

憲法取調の爲め伊藤の外遊

民間黨衰微の端

民間に於て主權論の盛なりし頃は、即ち政府に於て憲法調査の時なりき、憲法國會に關する政府の意見は、已に帝政黨の綱領によりて示されたり。然れども誠に自ら滿足せざるものあり、此に於てか歐洲列國の前例を見んとす。然れども近世の歐洲は佛國大革命の以後、悉く共和分子を含み、其君主制と稱するものも、多くは共和制の名に君主制の名を付したるものに過ぎず、獨り帝室の權隆きは近世の日耳曼とす。此に於てか憲法制定の任に當りたる伊藤博文は、十五年を以て歐洲に渡り、先づ日耳曼に入り、其政制を察せんとして出發せり。之に次きで板垣退助、後藤象二郎もまた歐洲の文物を觀察せんとして出發す。之より先き天下輕俊敢爲の徒が政黨に赴くや、皆な速かに一事を畢けんと望みたるものなるに、政府は壘を高うし、溝を深くし、容易に之と鋒を交へず、唯だ帝政黨の如きものをして之と交戰せしめて以て其の力を試めすに過ぎず、事容易に擧らず。之と共に政黨の士、長きものは六七年、短きも三四年の間、東奔西走、家産漸やくにして破るゝもの多かりしかば、氣筴へ心勞れ、之と共に所謂る民權家なるもの、往々にして節を破つて仕官し、以て目前生計の苦難を免るゝもの多かりしかば、民權黨の勢力、漸々に衰弱し來れり。此時に方り板垣ありて之を鼓舞するも、以て其活氣を回復すること殆んど難かりしに、板垣は之を顧みずして外遊を試みんと

板垣後藤の外遊改進自由兩黨の爭端

せしかば、自由黨の士人大に之を難じたりしが、板垣は遂に出發せり。而して佛に於て後藤と爭を生じ、離別して遊行せり。

此時に方りて流言あり、曰く、板垣後藤外遊の資は政府より出つと、之より先き官民調和論なるものあり、政府と民間と相爭ふの激甚なるを見て、之を調和すべしと云ふものにして、福澤諭吉その唱首たり、彼は政府の中にも多くの友人を有せり、民間の中にもまた少からざる友人を有せり、何れに傾くも自家の利にあらざる也。此に於てか時事新報の上に全力を注きて之を論ず、この議論は民間黨よりは狡猾なる議論として目せられたり。然れども政府は私かに之を悅び、二三年前の政策に歸り、幾多の政黨員、若しくは政黨に投ずべき者を羅して官吏となし、以て政黨の口を噤せんとし、民間黨にありては獅子の如くに吼へ回りたるもの、今は政府に入りて猫の如くに眠るもの少からず。政府の政策此の一方に向ひし時なりしかば、改進黨の新聞紙は板垣に關する風說を取つて之を紙上に掲げたり、此に於てか久しく默したる自由改進兩黨の爭爆發す。

政黨の分合は氣風によるの證

自由黨となるもの、氣風

(八) 民間黨の末運、貴族的政畧の嚆矢

政黨は氣風に由りて結合するの證○自由黨たらん者の氣風○改進黨に行くべき人士の氣風○自由黨は社會改革組合也○兩黨の憎惡○自由黨先づ改進黨を攻擊す○兩黨相爭つて公敵を忘る○帝政黨の解散○自由黨一變して革命黨となる○三島通庸○三島、自由黨を激昂せしむ○河野廣中等の獄○囚人の酷待○越後高田の獄、○岩倉死す○伊藤歸る○伊藤の性質○冷算政治家の時代○伊藤ビスマークに感服す○宮廷益す政治に近づく○以太利○新華族を置く○政治上の貴族的保守政畧○社會上の貴族的急進政畧○樞新の大目的失敗す○民間黨の末運○板垣歸つてその議論一變す○自由黨の解散○改進黨の內訌○自由黨掉尾の運動

政黨は主義によりて成るか人によりて成るか、久しきあひだ討論せられたり。然れども民間の兩黨が、此の時に方つて爭鬪せしが如きは、政黨分合の最大要素は、實に人民の氣風によるものなるを證明せり。之より先き民間黨が膨湃の大波を起して來るや、その先鋒となりて進みしものは敢爲、冒嶮、激進、朴素の分子にてありき。彼等の中には佛國革命の歷史もてその頭腦を養ひ、ルーソーの民約論を以て大主義となしたるものあり。眼中には貧富貴賤の別なく、帝王平民の區別なく、純然たる赤色共和黨たるものあり、其の或る者は靖獻遺言を以て頭腦を作り來り、自由論を以て上塗りを爲したるものあり。其の或る者は武斷壓制を好みて且らく自由民權を好辭柄とせるものあり。然れとも要するに彼等は其の議論感情に於ては、少なくとも共和論者にして、一種の理想を具へ、此の理想に向つて、勇往直進せんと欲したる

者也。されは彼等は英、佛、米、以の革命史を讀ひや、身親しくその國にありて革命軍に投じたるが如く感じ、當時の革命軍に抗したる貴族君主を悪むこと、自家の敵を悪むか如くなりき。首を回らして我國狀を見る、有司の專制十餘年、政權全く薩長の二藩士、若しくは衣遊の上に於て二藩に歸化したる人物に占有せられ、維新改革の大目的たる公論輿論は籠絡せられ、欺騙せられ、奴隷とせられ、遂に打ち殺され、而して曾て衣食に窮して憐を他人に乞ふたる小身物、今や浮華揚々、天下の士を驅使するを見て、貪婪なる英國の王室、收斂なる佛國の貴族等の記臆は、幻然として革命の記臆を呼び起し、身を殺すも、家を破るも、革命軍を起さゝるべからずと信せり。彼等の見解の正否は措て論せず、彼等の正直者は此の如く信じたる也。彼等の不正直者も、また此く爲さるべからずと論じたる也。此に於てか歷制政府は轉覆せさるべからず、革命の權人民に存す、專制の大臣は、之を殺すべし、等の論題は毎々新聞演說に上り、而してチャールス、ルイ等の專制君主は、不法の例として引用せられ、クロムウエル、ワシントン、ミラボウ、パトリック、ヘンリー、等の共和政府の建設者は常に讃美の聲を受けたり。されば其の間に用ひらるゝの書は佛魯兩國の革命小說なり、スペンセルの社會平權論なり、ルヴゾーの民約論なり、ミルの自由の理なり、トークヴエユの自由原

自由黨の末流 日本政府脫管屆

改進黨に行くべき人士の氣風

論なり。その結果は大坂に於て天皇の寫眞を踏みたる門田平三を出し、日本政府の管下にあるを好まず、その法律の義務を盡さず、權利を要求せず、日本の管轄を脫せんと太政官に屆け出たる地球上自由生高知縣人宮地茂平を出すに至れり。彼等多數の氣風は實に此政論に適へり、彼等は敢爲大膽、物の奥底まで言ひ見はして憚せざるや、義俠快活、其議論の達する所何くまでも往かんと欲せり。彼等の中には固より幾多の探偵ありき、幾多の僞善者ありき、幾多の僞慷慨家ありし也。然れとも一般の議論感情氣風は此の如し、之によりて自由黨なる黨論を生ずるに至れり。

然れども此他に一隊の黨派あり、彼等の智は能く時世を識別し、今日は到底、腕力を以て政府に打ち勝つ能はざるを知れり。政府との爭は言論の武器に止るべしと決心せり。彼等はその身に多少の地位あるを以て、輕擧妄動、天下の笑とをなりて、既に得たる者を失はんことを恐れ、沈重自ら持して、容易に他に雷同せさる也。彼等は前者の如く義俠敢爲の膽畧なしと雖も、政治家の識見を具へ、その議論を言ふべく行ふべき普通平易の範圍に止め、中等人民の常識に訴へて改革を成就する、英國の政治家の如くせんと欲したり。彼等は當世の學者紳士多かりしかば、現在の會社は根本より攪亂して、秩序を破り、自ら波瀾中に巻きこまる、

の愚なるを知り、改革を主張するも、秩序を重んじたり。而してその結果、所謂る改革なるものは、單に政府より參政權の一部を取り、之を自家と同一階級の人民中に分配せんとするに過ぎざるに至れり。此等の分子は曾て自由民權の運動の天下を震動するや、共に與に周旋せりと雖も、到底他の敢爲勇往の分子と相一致す可らざりしなり。此に於てか大隈の朝廷を出て、民間に下るや、此徒は好首領を得たりとなし、相率ゐて之に投じ、枝を連ね、蔓を引きて改進黨を作りたれば、安藝に於て、越後に於て、備前に於て、讃岐に於て、廢河に於て、大坂に於て、東京の近傍に於て、曾て自由黨に投したる平和、智惠、財產の分子は、相率ゐて脫して改進黨を組織せり。此に於てか改進黨の成るや、一朝にしてその信用と政治上の實力は、殆んと自由黨と匹敵するに至りしかば、一點不和の火は、此時に於て已に兩黨の間に入れり。

彼等は均しく明治政府か國家萬能主義を持して人民に臨み、之れよりして中央集權、官尊民卑、民業保護、租稅過重、軍隊政治、政府人民の相反を生ずるを惡みて嘯起し、個人的自由主義、地方分權、民業上の任他政略、官民同等、民力休養を主張して、政府の國家主義に反對せるなり。然れとも自由黨は佛國風の政論にして、敢爲活達を尙とび、改進黨は英國風の政黨にして、

自由黨は社會改革組合也

兩黨の憎惡

自由黨先つ改進黨を攻擊す

て、沈重和平を尙とぶ。一は人權論者にして、一は實利論者也。一は政黨と云ふよりも、寧ろ社會改革組合と云ふへき有樣にして、社會の大根底より改めんとし、一は萬事の改革已に成りたる英國にある政黨の如く、唯だ現實の問題によりて相爭はんとす。一は其主義を社會に吹き込まんとするが故に、社會の活火たる青年に近づき、一は意見を政治の上に實行せんとするが故に、勢、政治上の勢力たるべき、老實家を求む、彼等は各々其爲すべきことを爲したる也。然れども其氣風の異なるが爲に、一毫の差、千里の別を生じ、兩黨の勢力進むに從つて、その憎惡愈よ甚しく、自由黨は改進黨の勇なくして狹猾に陷るを責め、改進黨は自由黨が思慮なくして輕奔し、粗暴過激に陷るを卑しみ、不和爭鬪の種は久しく熟したり。改進黨の新聞紙が、板垣の事を論ずるや、政府の策士は得たり賢しと、政府に出入する自由黨員を敎唆せり。火は薪に移れり、油は薪上に注がれたり。此に於てか自由黨員古澤滋は自由新聞に於て、先づ改進黨の總理大隈が政府にありし時の過失を揭げて之を論じ、誇張の筆を以て陰私を發けり。次で僞黨撲滅の演說あり、奸黨退治の集會あり。改進黨もまた自由黨の過激疎暴を擊つて容赦せず、此に於てか政府の策その圖に中り、民間の兩黨、相爭つて其の公敵たる政府、政府黨に當るを忘れたり。已に爭ふ、拔くべからざるの怨恨を種へたり。此に於

両黨相爭つて其の公政を忘る

政府は民間黨を輕んじて帝政黨を解く

自由黨一轉して革命黨となる

三島通庸

てか十年以來、政府に對して攻撃同盟を組み、席卷の勢を以て進み來りたる民間黨の氣焰、殆んど全く消滅し、政府をして、最早や民間黨憂ふるに足らずとして、十六年の秋を以て、帝政黨を解かしむるに至れり、是れ實に民間黨に取りては終生の大失策にてありき。

改進黨と自由黨とは此の如く相離隔せり、而して自由黨は愈よ進みて、激進黨より一變して革命黨となれり、彼等は明治政府を以て、最早や言論を以て爭ふも効なきものとなせり。天下朝政に飽きて人心亂を思へば、此時に乘じて事を擧れば、天下嚮の如くに應ずべしと信じたるものなり。而して激進黨をして此の如き思想を起さしめたるものは、庸俗阿諛、專ら中央政府に悦はれんことを望みたる地方長官が、民間黨を壓服すれば即ち吾事足ると妄信し、事ごとに不法を民間黨に加へたるによるもの多し。福島縣令三島通庸こそ、當時の地方官中に行はれたる阿諛、庸俗、狡獪の代表者とも云ふべかりし、彼は妓女を邸内に養ふて大臣を饗應せり、妓女と大臣とを密室に追ひ込みて之を閉させり、彼が長老に對するの術大抵此くの如く。その慾に訴ふるにあり。彼の頂は長老に對して下るが如く、其の下に對しては甚だ高し。故に人或は之を誤解して磊落奇偉の人となせり。然れどもその實一狡邪の小人のみ。彼れ今や福島に臨みその政權を濫用して自由黨を壓抑せり、不急の土木を起して人民を驅使

三島、福島の自由黨員を激昂せしむ

河野廣中等の獄

せり、放淫暴亂、風俗を壞亂せり、富豪に課して私第を成せり、殆んど歷史上に存ずる惡代官の所作を爲し盡せり、已に中央政府の政策に失望したる自由黨は、之がために肉躍り血動けり。此に於てか自由黨員河野廣中等十五年の秋、縣民の不穩に乘じ、福島彌正原に會して事を起んとす、適ま探偵の爲に訴られて、同志皆な獄に投ぜられ、十六年九月遂に左の宣告を受く。

被告人　河野廣中　田母野秀顯
　　愛澤寧堅　平島松尾
　　花香恭次郎　澤田清之輔

右被告人等は明治十五年七八月中福島縣福島町無名館に於て政府を顚覆するを目的とし內亂の陰謀をなしたる者と判定す其證憑は左に之を明示す

河野廣中は明治十六年一月廿七日若松輕罪裁判所傍聽席に於て花香愛澤田母野澤田平島と誓約せしことを陳述し又右誓約文記臆の間に對し廢中は自ら筆を取り認めし所左の如し

誓　約

第一我黨は自由の公敵たる擅制政府を顚覆し公議政體を建立するを以て任となす○第二吾黨は吾黨の目的を達するが爲め生命財產を拋ち恩愛の繫縛を斷ち事に臨んで一切顧慮する所なかる可し○第三吾黨は吾黨の會議に於て決議せる憲法を遵守し倶に同心一體の働をなすべし○第四吾黨は吾黨の志望を達せざる間は如何なる艱難に遭遇し又幾年月を經過するも必らず解散せざるべし○第五吾黨員にして吾黨の密事を漏し及び誓詞に背戻する者ある時は直ちに自刃せ

しむべし右五條の誓約は吾黨の死を以て決行すべきもの也

明治十六年一月廿七日

若松輕罪裁判所に於て認む　　河野廣中　拇印

又明治十六年四月四日本院豫審廷に於て盟約書中政府を顚覆し云々とあるは汎く萬國を指したる者なり故に日本政府をも包含したれとも單に日本政府のみと御認め相成ては盟約書の成りたる素志に違ふ儀に候へは此段も申立置候と陳述せり平島松尾は明治十六年一月十七日福島警察署に於て汝等六名にて爲したる盟約書第一條に我黨は吾日本に在りて壓制政府を顚覆するとあり抑も壓制政府とは現今我日本政府を指したるなるべしとの問に對し現今日本政府は壓制の傾きあり而して盟約第一條の壓制とは廣く指したると也と答へ又廣く指したるとは漠として解し難し其傾きありとは蓋し壓制なりと云ふの意かとの問に對し然即ち現時の壓制に迫り盟約したる也と答へ又然らば壓制政府とは現今日本政府を指したるに相違なき乎との問に對し然り現今日本政府を指したるに相違なしと答へたり

又明治十六年一月二十五日若松輕罪裁判所に於て撿事が汝が被告事件につき明治十六年一月二日一月三日一月十七日一月廿四日にありて福島警察署及若松警察署に於ての尋問に對し陳述は相違之なきかとの問に對し福島警察署に於ての調書中兇徒聚衆事件に付ての答は相違の廉もあれとも盟約書其他之に關する事は都て毫も相違無之候と答へ右盟約書を閲するに同盟の者汝の外五名に過きず如何の方法を以て同志を募る見込なりしやとの問に對し我自由黨員中には右盟約書に連署の外は漸次各自の信友中を遊說し加盟せしむる見込に有之且加盟者には誓詞血判せしむる申合なりと答へたり

又明治十六年一月二十五日若松輕罪裁判所豫審廷に於て汝が犯罪事件に付明治十六年一月二日同月三日同月十七日福島警察署に於ての陳述幷に十六年一月二十四日若松警察署に於て陳述したる通り相違無之やとの問に對し福島警察署に於ての陳述調書中兇徒聚衆の事に付河野等と協議したりと申立たるの一事は全く無實の申立致候盟約其の他の

事は都て少しも相違無之候と答へたり……

右に列擧せる證據中死を以て誓ふ自刄せしむ斬に處す死を以て決行す等の記臆の書取り及び連署の外は漸次遊說し加盟血判せしむる申合せなりとの供述改良を要するには顚覆せざるべからず顚覆せば改良せざるべからずとの供述顚覆し尙ほ之を改良すると云ふ意味にする方好しとの問にして右を改良と致したりとの供述改良とは顚覆したる後ち之を改良する意かとの問に對し左樣と答へ政府をひつくり返すとは謀反するの問かとの問に對し然りと答へし等の摸樣を以て之を證憑の全部に照すに被告事件は前文に掲げし如く判定すへきの證憑充分なりとす而して被告人等は結盟せす血判の誓約書は既に取消たりと申立つれとも相立たす何となれは其取消たる證憑なきを以てなり又盟約書記臆の書取には政府を顚覆するとの文字ありしも誓約書の原書には添紙を以て改良の文字に改正し置きたりと申立れとも相立たす何となれは後の添紙を以て既に血判せし誓約書を改正せしとの申立は相立たさるを以て也又誓約書記臆の書取りに政府を顚覆するの文字あるは言論文章を以てするの顚覆にして暴行を以てするの顚覆に非すと申立れとも相立たす何となれは本件即ち被告事件の顚覆すると云へる事實は上文に掲げし證憑に據り暴行を以てするの顚覆なりと判定するに充分なるを以てなり又顚覆とは內亂を爲すの目的に止り內亂即ち暴行を爲すことを陰謀せしとなしと申立れとも相立たす何となれは誓約書記臆の書取りに政府を顚覆すと記載し又は死を以て決行すと記載し又政府をひつくり返へすとは謀反するの問かとの問に對し然りと答へたる等に據れは內亂即ち暴行を爲すとを陰謀せしとなしとハ不當の陳述なるを以てなり又誓約書記臆の書取りに政府を顚覆するの文字あるは外國政府を指したる者にして我が政府を指したるものに非らすと申立つれとも相立たす何となれは本件即ち被告事件に云ふ所の政府ハ上文に掲げし證憑に據り我が政府を指したるを明瞭なるを以てなり因て之を法律に照すに

刑法第百二十一條に曰く政府を顚覆し又は邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂するとを目的と爲し內亂を起したる者は左

の區別に從て處斷す

一首魁及び教唆者は死刑に處す

二群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者は有期流刑に處す

三兵器金穀を資給し又は諸般の職務を爲したる者は重禁獄に處し其情輕き者は輕禁獄に處す

四教唆に與して附和隨行し又は指揮を受けて雜役に供したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

刑法第百二十五條に曰く兵隊を招募し又は兵器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者は第百二十一條の例に照し各一等を減す

右の理由なるに因り高等法院に於て被告人河野廣中田母野秀顯愛澤寧堅平島松尾花香恭次郎澤田濟之輔に對し刑法第百二十五條第二項に依り刑法第百廿一條第一項の例に照し二等を減じ各有期流刑に處す可き處原讞す可き情狀あるを以て刑法第八十九條第一項に重罪輕罪違警罪を分たす所犯情狀原諒す可き者は酌量して本刑と輕減するとを得刑法第九十條に酌量して輕減す（き者は本刑に一等又は二等を減すとあるに依り各有期流刑に二等を減し刑法第廿三條輕禁獄六年以上八年以下の範圍内に於て河野廣中は輕禁獄七年田母野秀顯愛澤寧堅平島松尾花香恭次郎澤田濟之輔は各輕禁獄六年に處する者也

是れ實に我國に於て高等法院を開くの最初にして、また國事犯を公判して衆人に傍聽せしむる最初なりしかは、民間黨中の法律家は其精鋭を盡くして之が辯護を爲し、天下の耳目は此に集まりしか、其獄を閉つるに至つて、天下初めて司法官中、また公平の分子あるを信ずるに至れり。唯だそれ被告人が高等法院に移さるゝまでに、警察官より受けたる待遇は、實に幕府

時代にも少なき殘酷の所置にして、或は二三時間、雪中に直立せしめられたるあり、或は靴もて面部を蹴られたるあり、遂には之れが爲に病を得たるものあり、此の如き非法の處置によりて強て作られたる口供書を基とせる判決は、尚ほ以て天下の人心を滿足せしむる能はず、政府を代表せる撿察官、堀田正忠は舞文羅織の徒なりとて往々之を擯たんとするものありたりき。而して此の宣告と共に河野以下の名聲は、全國の新聞紙に上り、談柄となり、家々戸々に傳唱せられ、勇敢愛すべしと爲されたり。

政府已に此の大獄を起すや、民間黨を討滅するの策定まれりとの相圖なりと見なされ、行嶮希賞の警察官は、頻りに民間黨に迫りて安んぜざらしめしかは、所在、民間黨の獄に入るもの少からず、當時關東に於て自由黨の巢窟と目せられたるものは、東北と越後にして、東北已に河野等の獄によりて夷けられたれば、越後の自由黨も、早晩必らず同一の運命に陷るべしと信せられしが、果せるかな河野等の獄未だ半ばならざるに、越後高田の自由黨數十名、一朝にして獄に投せらる、其起因は赤井景韶等の壯士が、天誅黨なるものを組織して、當路の大臣を暗殺せんとせしに連座せるものにして、次で、赤井景韶井上平三郎の外悉く赦さる、然れども民間黨が之がために其氣焰を失せる幾何なるを知らざる也。

以上の大獄の未だ決せざるに先ち、七月を以て内閣の柱石たる岩倉は病を以て長逝せり。其八月日耳曼に遊ひたる伊藤は歸朝せり。彼は大隈の退朝以來、井上馨と共に政府の二人男たり。浮華巧妙なる政策は、常に二人の手によりて成されたり。然れども彼れ唯だ機に應じ變に望みて其の敏腕を用ゆるのみ、未だ一定の政論あらざる也。其資性は保守的貴族的にして懷古の情に富み、自由平等の大理想に向つて身を捧ぐるの血性あるなければ、勿論當時の所謂改革軍に對しては、初より抵抗せり。然れども如何なる政躰に向つて明治政府を運轉せんか、未だ一定の思想あらざりし也。彼は時としてはメッテルニッヒの如く、李斯の如く、非常の壓抑を試みんと欲したることなきにあらず、然れども彼の膽力は其の夢想と伴はざる也。彼は英佛政治家の跡を追ひ一大政府黨を作り、自ら之を麾きて民間黨と決戰せんと欲したることなきにあらず、否な彼は之を帝政黨に於て實行せり、然れども政黨の戰爭は古代の戰爭の如く、其首領自ら陣頭に進みて決戰するの勇氣なかるべからず、彼は此の野蠻の兵士たるべき勇氣を欠けり。彼は宮廷の猫なり、帷幄の内に謀策し、密室の中に陰謀する策士なり、彼は餘りに慧眼なり、物の利害餘りに多く彼に見へ過ぎたり。多くの勇氣と多くの執着力と、多くの信仰と、多くの野蠻的勇氣に、少量の智惠を加味したる政黨の首領は彼に適當の業にあら

越後高田の獄

岩倉死す伊藤歸る

伊藤の性質

ず。彼は甘味を好み、甘味と共に一點の辛酸をも嘗るを好まざる也。世に若し治平の照代には大將軍となり、車騎々々、馬蕭々、日比谷の練兵場に入り、俯仰顧俛、意氣昂然として英風一世を蓋ふも、一旦不利なる戰に赴くべしとの命を承るや、官を解きて走る所謂觀兵式の大將軍あらば、伊藤は實に其人なり。彼は餘りに聰慧なり、餘りに萬全を好み、暗黑中に大膽なる飛躍を爲す能はざる也。彼は實に明治大革新の反動波中より出でたる冷腦政治家の模形なり。熱は運動を生じ、運動は靜處に歸り、靜處は物を冷却す。維新改革の熱は、十年以來漸々に冷却せり、多血多情男兒は漸々失墜して地底に滅入せり、今や何事にも熱せざる勘定深き政治家の時代とならんとす。彼が内閣の大權を一身に集むるの時は、民間に於て激進多血分子の勢力を失するの時なりき。今や此の冷算政治家は、如何なる政躰を以て國民と相見んか、彼は苦心せり、沈吟せり、而して其の部下の談話によりて獨逸大帝國を作爲し、政黨の爭を以て自家の地と爲すビスマークの業を知れり。此に於てか日耳曼に入り、世界が驚嘆、讃美、憎惡するビスマークと親しく相見て、其政策の秘密を聞けり、此に於てか彼は政黨以外に超然として立つの内閣、また決して難きにあらざるを見たり。而して政黨以外の内閣は國民に遠つて帝室に近よらざるべからず、獨立内閣の秘密は獨り帝室にあるを見たり、

冷算政治家の時代

伊藤、獨逸の政界に感ず

宮廷益す政治に近よる

以太利

新華族を圧く

政治上の貴族的保守政畧と社會上に於ける貴

此に於てか其の歸るや自ら宮内卿となり、十七年四月制度取調局を立て、政制を一變するの端を開けり。而して取調局は實に宮廷の中に設けられたり、此に於てか漸やく政治に遠かりし宮廷、また政治と連結し來る。是より宮廷の高官は悉く伊藤の友を以て充たされたり。若し國情相似たるを以て其事情を參考するの心あらば、以太利の形勢こそ實に吾國民の觀察すべき所なり。彼は自由都府の小侯國より一躍して、歐洲の強國となれり。彼の國民は小侯の壓抑より脱して自由人民となれり、其政治家は卑賤の書生より一飛して、台閣の上に上れり、彼は實に鑑むべき鏡なりし也。然れども政治家の眼光は常に摸倣により、結果に注きたれば、伊藤の外遊と共に獨逸學大に學問世界に入り來り、之と共に國家主義、干渉主義また入り來り、以て久しく日本の政治世界を占領したる英米佛の個人主義、放任主義と衝突せり。而して朝廷の上には貴族主義滔々然として入り來り、大名廢して世祿を沒官し、門閥を滅して人才を取り、自由平等の大義を實行し來りし明治政府は、明治十七年七月を以て華族令を發し二千五百年來未だ曾てあらざる貴族制度を立て、公侯伯子男の區別を定めたり。是れ伊藤外遊の大好果なり……此に於てか、政府が政治上に於ては貴族的保守主義の政畧を執り、社會上に於ては貴族的急進主義を執ること明白となれり。

貴族的急進政畧定まる

維新の大目的失敗

民間黨の末運

維新改革の大目的は實に自由平等の大義を實行するにあり、是れ當時の人心に印したる一大譜牒なりし也。此に於てか華族なるものは早晩廢せざるべからずと信ぜられたるに、此に至つて華族を區別し、更らに新華族を設けて、皇室の藩屏と稱し、以て人民と皇室との間を遠さからしめたれば、維新以來十有八年にして其の大目的遂に失敗す。而して新華族となりたるものは、多く在朝の高官にして、在野の元老は大隈と板垣と後藤と勝の四人のみ伯爵となる、板垣は固より自由主義に反するものとして之を固辭せり、其の友人もまた之を辭すべきを勸告せり、然れども天皇の命辭すべからずして遂に之を受く。

此の如く貴族主義の勢力は暖々乎として進むと共に、民間黨は實に憐れ慕なき境界となれり。彼等は一擧して明治政府を打ち倒さんとして、國會を名として起てり、然れども政府は倒れざる也。國會は約束せられたり、而して自家の金城鐵壁として恃み切つたる人民は、政府に冷淡にして、寧ろ其の囂々を厭ふもの、如し。此に於てか或る者は節を變じて官吏となり、或る者は山野に退居して時を俟ち、或る者は世を憤つて暴徒家となれり。彼等は自由平等の理想國を望見することモーゼがヂボ山にありて上帝約束の地を望見したるが如く、生氣勃々として、

板垣歸りてうの議論一變す

國民を率ひて此の地に入らんと欲せり。而して國民は之を知らずして、容易に動かさる也、此に於てか彼等はヘルヴエシウスが云へるが如く、社會若し己を容れずんば、社會は即ち其生存の目的を過ちたるものなれば、之を破壞するも可なりてふ主義もて、往々にして激昂、暴亂の企を爲すものあり、當時の自由黨の或者は實に此の如き失望惡戰の徒と化したる也。此時に方て板垣は歐洲より歸り來れり、彼は先きには自由平等の大義に依りて一國の元氣を振策し、一國の療治は先づ刀を政弊より加へざるべからずと信したりき。今や彼か歐洲より歸るや、深く其生活社會に於ける物質的の進歩の廣大にして、政治の進歩却つて之に及ばざるに感じ、歸來、生活社會を進歩せしむること、政治よりも急務なりとして左の演說をなせり。

余の佛國に在るや同國の學士アコラス氏を訪しひに、氏は余に向て子は歐洲に來て事物を觀察し如何なる感覺を發したるやと問はれしに付、余は歐洲に在る日猶ほ淺きを以て固より其事情の詳細を知るに由なしと雖、大体上に在て着目するに、故國に在て聞きしか如く歐洲哲學の進歩は實に驚くへき者あり、然れども今回余が最も驚愕したる所のもの二あり、其一は生活社會の大に進歩したること是れなり、其二は生活社會に比すれは政治社會の大に進歩せざること是れなりと答へしにアコラス氏は大に余が此言に感して曰く、予も亦た三日前に於て朋友と相謀り十九世紀に於て何をか最も注意すべきもの乎との論題を掲げて著述したる所ありしか、其意歐洲は生活社會は進歩したるも、政治社會は大に進歩せず、故に十九世紀に於て最も宜しく改良すべきは政治なりと云ふに在り、左れば子が觀察は寔に善く我が歐洲の現狀を看破したりとて、意外の賞讃を受けたり、夫れ歐洲生活社會進歩の有樣を察するに總べて財ある者、

智ある者、力役者等相合同して精巧廣大の事業を爲すを以て、衣食住の三者を始め農工商のとに至る迄、善を盡し美を盡し、村落と雖も至る所煙筒空を衝て煤煙を天に漲らすの製造場あり、潤屋雲に聳へて瓦光日に輝くの會社あり、而て富豪の家屋を見ざるなく、容貌俊智を含むの人を見ざるなく、衣服頭飾、燦然華麗の人を見ざるなく、一歩を進めて觀察を下せば或は力役者の會社の下に在て荷物を運搬するあり、或は會社には爲替手形ありて頗る迅速の賣買をなすあり、或は道路は坦として砥の如く自在に運搬交通をなし、或は水なきの地は溝渠を穿て流水を通し、宛も人力を以て天造を壓倒したるの景狀あり、又眼を轉じて其政治社會を見れば、或は其一己人の自由に任すべきとも猶ほ政治の干渉を免れざるあり、或は町村の自治に任すべきとも猶ほ中央政府の牽制を受くる者あり、而て其政黨と稱する者にして猶ほ私黨の大弊を免るゝ能はざるものありて、例へは佛國の下議院に於ては貴族を放逐するの議を決したるが如き、英國の下議院に於ては彼のプラドローが誓を諾せざるを以て議院に入ることを許さゞるが如き、兒戲に類することあり、而て我日本の現狀如何と顧みれば、我國の狀態は全く歐洲に反對し生活社會は頗る低度にあるも、政治社會は寧ろ進歩したるものなりと云はざる可からず、何となれば町村あり、郡區あり、府縣ありて、地方の管治も亦粗備はり、而して中央政府ありて一般の國政を施行せり、然るに其生活社會を見るに其政治社會の町村郡縣中央政府の整備に比す可きもの一も之れあらず、例へば村落に至れば僅に地主と小作人とを識別するに止まり、其市街に入れば僅に卸賣商と小賣商とを識別するに過ぎずして、一の製造場をも見ず、一の職工場をも見ず、是れ其財ある者と力役者と合同する能はざるが故なり、乃ち政治社會に比すれば猶ほ町村郡區の組織をだもなす能はざるが如し、而して堅固盛大なる會社の如きは全國を通して甚だ稀れに見る所にして、是も亦財ある者は其株を有し、智ある者は其事を辨じ、力役者は品物を製造して東西に運搬する等、互に合同協力して之を組織維持する能はざるが故なり、乃ち政治政會に比すれば猶ほ府縣の組織をだも爲す能はざるが如し、又爲替會社の設けありて品物の賣買を迅速ならしむることも未だ整はず、運搬會社の設けありて品物等の運搬を自

在ならしむることも未だ振はず、又た保險會社の設けありて財産を堅固ならしむるのとも、未だ整はず、乃ち政治社會に比すれば中央政府の組織をなす能はざるが如きものと謂はざる可からず、而して其我國人が唯た己れを利するに汲々として、一般の結果の如何をも顧みず、百計欺騙を逞うし、甲者は乙者を斃し、丙者は丁者を凌き、區々相爭ふの有様は乃ち政治社會に比すれば猶ほ綱紀紛亂して、殆んど野蠻人民の各自に鬪爭をなすが如きものと謂はざる可からず、此の如く生活社會と政治社會と兩々相比較せば、政治社會の進歩は夐かに生活社會の上に駕するものと云はざるを得ず、即ち我國政治社會の旺盛は生活社會を壓倒して、其をして退縮萎靡せしめたるものと云はざるを得ざるなり、凡う人間社會は生活の必要ありて、然る後ち政治の用あり、是れ則ち自然の定則なりとす、彼の歐洲の生活社會も進歩して政治社會の之に晩れたるは、則ち其自然の理に隨ふものにして、我國は之れを顚倒して政府ありて然る後ち生活ある如きの景狀に陷りたるは最も慨嘆せざる可からず、然るに我國と雖とも遠く往古に溯りて其の如何を溫ぬれば、必ず此の自然の順序に隨ひたるの痕跡は歷々視るを得可しと雖も、畢竟我國は古より專制政治の行はれたるを以て、政治社會の勢力は遂に生活社會を壓倒するに至り、爲めに其をして狹隘萎靡せしめたるものにして、爾來政治社會の勢力を以て生活社會を左右し、是に於て遂に自然の理に隨ふの運動力を沮碍し人間の素質とも稱す可き生活社會の勢力を大に損傷するに至れり、故に之れを概言すれば歐洲は生活社會の爲めに政治社會あり、我國は政治社會あるが爲めに生活社會あるものと云はざる可からざるなり。

是れ實に自由黨員が意外に思ふ所なりき、彼等は板垣の歸るや、必らず政論の上に一段の熱心を加へ來るならん、必らずや歐洲の自由制度を見て、更らに一段の自由家となりて歸るならんと想像せり。然るに彼等が狡猾無腸漢として退けたる官民調和論者の言ふが如き議論、の

板垣の口より出るを見て、大に不滿を起し、往々にして板垣を疎(うと)んずるものあり。四分五裂統一する所なく、其一方は暴亂、盜を爲すものあれば、一方は退隱、世を棄るものあり、之を放任すれば自由黨の名將さに汚されんとするを見て、遂に暫らく自由黨を解散するに至れり。是れ實に十七年十月なりき、彼等は國會を名として起れり、今や國會已に約せらる、其目的は成就せられたる也。

自由黨の解散

帝政黨已に解散し、自由黨もまた解散し、準備政黨は各々解散の運に向へしかば、改進黨中にも、また政社を解散して、精神上の結合とすべしとの議論唱へられたり。是れ一は解散の氣運と云ふと雖も、其實は政府に對するの爭、曠日持久なるより、抵抗の氣力盡きて再び之を和せんと欲したるものあると、自由黨の末流、往々暴亂を企て、刑辟に陷り、友人を連坐せしむるもの多きより、其禍また改進黨中に起らば、政社の組織は甚だ不利益なるを以て、豫じめ之を解きて禍を避けんとしたる也。然れども改進黨は、準備政黨にあらず、現實の問題を掲げ何處までも推し進まんと欲するもの也。されば其黨中の少壯氣鋭の徒は、斷して之を永續すべしと論じたりしかば、大隈、河野等曾て政府にありし者、多くは脫黨せしが、改進黨は依然として唯り其旗幟を推し立てたり。而して大隈に附隨したる舊官吏は、之れと共

改進黨の內訌

に多く其の位を復したり、是れ明かに大隈と政府との間に、默約の成り立ちしを證明する者也。

此くの如く民間黨の氣力衰々として日に靡くるに方りて、民間黨の策は、唯だ泰然として時を待ち、國民の利害と自家の利害と相合一するの時を待ち、一聲の喇叭、萬軍を集むるの大問題に逢着するを待つの外なき也。然れども彼の輕進敢爲なる自由黨は待つの一字を解せず、常に自ら動けば、何時も天下を動かすべしと信じ、自家の擧動は幾何か良民に嫌はるゝかを知らずして、輕々しく發せり。九月常陸、千葉の壯年富松正安を首魁として爆裂彈を以て警察署を襲ひ、將に縣廳に迫らんとして成らず、加波山に入り、遂に縛せらる。其の事固より小なりと雖とも、爆裂彈を政治的の目的に使用したるの最初なるを以て大に世の注目を惹きたりしが、之より先きアイルランドの殺人黨、魯國の虛無黨が頻りに爆裂彈を使用すとの風聞に慴きたる世の良民は、加波山事件を聞きて愈驚し、自由黨を恐怖するに至れり。十一月に至り秩父の郡民、租稅の重きに堪へざるを名として、俠客田代榮助の嚮導により、竹槍席旗を揚げて起てり、彼等の首魁もまた自由黨と稱する者なりしが、遂に兵を發して之を討滅す。十八年十一月に至り、自由黨員大井憲太郎、新井章吾、小林樟雄等が、私かに朝鮮に入

り日本黨を助けて、內亂を起さんとするの狀見はれ、同類悉く縛に就き、東洋のラフエート等遂に相率ひて獄中に入る、是れ實に自由黨員掉尾の運動也。

伊藤新内閣を組織す

(九) 伊藤内閣の華麗政策、保守黨の崛起

伊藤、新内閣を組織す○政制變革の奏議○内閣を設くるの詔○伊藤總理にして宮内大臣を兼ねるの策○新内閣の役割○井上伊藤の聯合○井上の性質○井上か總理たる能はざる所以○井上の熱心、條約改正に注ぐ○伊藤か政府部内に勢力を張るの策○井上の貴族的急進政畧と伊藤の貴族的保守政畧○民間黨の無勢力○條約改正の消息民間黨を奮起せしむ○ポアソナード谷干城の意見○秘密出版○伊藤、井上を捨つ○井上谷政府を去る○内務大臣の訓令○伊藤の告示○後藤起つ○元老院の眠覺む○伊藤内閣最後の手段として保安條例を出す○有志者退去せしめらる○自由黨、保守黨に蠶食せらる○新保守黨は帝政黨の切株より生じたるもの也○新保守黨の運命、帝政黨に勝る所以○保守黨、自由黨の衣冠を奪つて被る○大隈の入閣○大隈入閣、保守黨に好機會を與ふ○保守、自由の連合○保守改進の地位變す○保守黨機會を得

此の如く民間黨の運動は常に失敗せり、政府の手に落ち來るの徒は、悉く獄に投せられ、今や政海を見渡せば、雲起り鳥逝き、一空千里、波濤なく、暗礁なく、坦々として碧鏡の如し、舟を浮べて此水を渡る、萬に一も過あるなきや明白なり。此に於てか觀兵式の大將軍伊藤博文は、今こそ時機なりと、十八年十二月白馬金鞍揚々として出で來り、遂に太政官を廢して内閣となし、その組織を一變して總理内閣とし、各省の卿を改めて大臣となし、大臣を統るに總理大臣を以てして、參議左右大臣を廢して内大臣宮中顧問を置きて元老の地を作り、自ら一躍して總理大臣となる。

政制變革の奏議

○太政大臣奏議

臣躬台鼎の重きを荷ひ旦夕憂懼以て報効を圖る懇きに親しく　陛下内閣を改制するの旨を承く幸に微衷を披きて以て聖德を仰くの機を得たり竊に思ふ今日の事前途猶遠し立憲の基を建て以て中興の業を終へんとせば區々前轍に因習するの能く成すべき所に非ざるなり維新の初　陛下幼冲臣寵撰を明りにし大政を董督す實に已むを得ざるに出づ蓋大寶の令唐の尚書省に倣ひ太政官を以て八省を統へ八省は左右辨に分屬し官符を得て施行す明治二年職員令を定め六省を置くに當て仍大寶の制に依り太政官を以て諸省の冠首とし諸省を以て隷屬の分官とす此よりして後諸省は專ら指令を太政官に仰き太政官は此を下して施行せしめ凡そ文書の上奏する者は皆太政官を經由し往復の間省の寮に於けるに均し此れ蓋一時の權宜にして獨り親政統一の體を得ざるのみならず亦各省長官の責任を輕くし徒に曠滯の弊を爲す者なり方に今　陛下の聖德日に躋り大政を總攬し事を内閣に視諸宰臣を引見し文武の務親しく奏議を聽き玉ふ而して中外の事務多端官制宜しく更引すべく財政宜しく節度に就かしむべく要務の經畫施措すべき者一にして足らず此れ宜しく時宜を斟酌して古今を變通し太政官諸省に冠首たるの制を改め併せて太政官諸職を廢し内閣を以て宰臣會議　御前に事を奏するの所とし萬機の政事ら簡捷敏活を主とし諸宰臣入ては大政に參し出ては各部の職に就き均しく陛下の手足耳目たり而して其中一人を撰び專ら中外の職務に當り旨を承けて宣奉し以て全局の平衡を保持し以て各部の統一を得せしむべし此れ乃　祖宗簡實の政親裁の體制にして立憲の義亦是に外ならず此の如くにして綱紀振張し各部宰臣均しく其責に任じ用を節し實を務め以て立國の目的を達することを得ば天下と之を公にすべく宇内各邦と之を競ふべく　陛下中興の大業始めて成緒を終へ微臣犬馬の勞亦與かりて餘榮あらん若し其人に至ては必　陛下の聖鑑に由り大局に明達し時務に精練なる者を得て以て之に任すべし而して中外多端の機務に當るが如きは實に臣が堪ふる所に非ざるなり伏て願くは　陛下臣が誠を察し今の時に及て内閣の組織を改め併せて臣が職を解き臣をして奬順贊襄の微衷に負かざらしめば獨臣が幸のみに非ざる

なり言非常なるが如くにして實に時宜の已むことを得ざるに出つ惟た　陛下之を斷し玉へ謹奏

明治十八年十二月　　太政大臣　公爵　三條實美

○詔　勅

朕惟ふに經國の要は官其制を定めて機關各其所を得るに在り內閣は萬機親裁專ら統一簡捷を要すへし今其組織を改め諸大臣をして各其重責に當らしめ統ふるに內閣總理大臣を以て從前各省太政官に隸屬し上申下行經由繁複なるの弊を免れしむ乃各部に至ては官守を明かにし以て濫弊を除き選叙を精くし以て才能を待ち繁文を省き以て淹滯を通し冗費を節し以て急要を擧け規律を嚴にし以て學紀を肅にし徐かに以て施政の數理を圖らんとす是れ朕が諸大臣に望む所なり中興の政一たひは進み一たひは退くへからす華を去り實を務め綱擧り目張り永遠繼くへからしむ諸臣其れ各朕か意を體して奉行する所あれ

明治十八年十二月二十三日

內閣を設くるの詔

伊藤、總理にして宮內大臣を兼ぬるの策

此の如くして、二千五百年來の歷史に、初めて攝家淸華の流ならずして、一布衣より起つて大政を總攬する者の名を止めたり。而して此の新總理大臣は、巧にも宮內大臣を兼ね、一方には內閣實際の政權を身に集め、一方には宮廷の威嚴を身に吸ひ込み、以て他人をして打ち込むの隙を得ざらしめたり。天下列國の總理大臣にして外務大臣、若しくは大藏大臣を兼ぬるものは多く之あり。然れとも總理にして宮內大臣を兼ぬるものに至つては、實に少なしとす、されば此の總理大臣は、內閣議長と、侍從長とを兼ねたるが如きものなりしかば、何人

も之に敵するものなかりき。彼は此の如く自家立脚の地を固むると共に、一方には自家が曾て據て以て內閣を掣肘したる參事院を廢して、他人をして之に據つて、自家の演劇を練り返すに由なからしめ、更らに參議を廢して、權あつて責なき元老を內閣の外に驅逐し、僅かに宮中顧問の地に退きて、皇室典範の事に關して、宮廷の諮問に具はらしめ、錯綜紛密なる政制によりて、元老の口を箝し、左の人々を以て新內閣を組織せり

外務大臣井上馨、　內務大臣山縣有朋、
大藏大臣松方正義、　陸軍大臣大山巖、
海軍大臣西鄕從道、　司法大臣山田顯義、
文部大臣森有禮、　農商務大臣谷干城、
遞信大臣榎本武揚、

新內閣の役割

而して河村純義、福岡孝悌、佐々木高行、寺島宗則、佐野常民、山尾庸三等は宮中顧問に退けられ、曾て福島縣に於て窘迫抑壓の政を布きて自由黨を反激したる薩人三島通庸は、出て警視總監となれり、かくて十四年に於て曾て大隈か失敗せる計畫は、十八年に至つて伊藤の手によりて、容易く遂げられたり。此成敗の跡、以て兩人の資質を見るべし。一は突進して冒險の氣味あり、一は徐々容々として進み、圓滑に成就す、是れ實に伊藤か成功する所以

なりき。然れども若し伊藤をして獨立して事を爲さしむれば、其圓滑瀟洒の才もまた用ゆるに足らざりしならん、幸にも彼は大久保の死後、直ちに井上を呼びて政府に入らしめ、爾來萬事につきて聯合の所置をなせり、此聯合は伊藤に取つて甚だ利益ありたりき。井上は豪俠、勇膽、明治の初年、大久保が滿朝の大臣俊才を驅使して羽翼となし、其の干渉政畧を實行したるの時、大隈伊藤の徒悉く其下風を仰ぎて之に仕へたるの時、彼は大藏大輔の職にあり、獨り屹然として之に抗し、勇往直進して屈せず、大久保をして之に堪へず、大藏省を解きて別に一省を設けしめたりき。彼は實に立憲政治家の最要資格たる忍耐を欠く、然れども俊眼、敏腕、盤根錯節、悉く斷ぜざるなく、他人の難しとする所自ら好んで之に當りしかば、其の朗廷にある、鷙鳥直進して燕雀悉く避くるの有樣なりし。されば實力實權若し總理大臣の資格たらば、彼は十七年より十八年にかけて已に總理大臣たるべかりし也。然れども日本の內閣は、總理大臣其同志を集めて之を組織する者にあらずして、已に其位にあるもの總理大臣を作るの制なれば、總理大臣は實力あると共に、また薩長兩元素を代表する元老の氣に入りたる人ならざるべからず、彼は實に此資格を欠けり。彼は其敏腕によりて大事を斷し、多幾の友人を作りたりと雖も、其の敏腕を揮ひ過ぎて幾多の手負を作り、幾多の政敵を作れり。彼は

井上伊藤の聯合

井上の性質

井上總理たる能はざる所以

重んぜらる、然れどもそは愛重にあらずして畏重なりき、是れ實に瀟洒圓滑、圭角なき伊藤が能く總理大臣たる所以也。彼れ已に總理たる能はず、然れども彼は其名を愛せず、其實を得れば足れりとす、此に於てか伊藤を助けて總理たらしめ、己は陰にありて之を鼓吹せんとす。今や條約改正は實に一國の大業にして、此一事の成ると成らざるとは政府の信任、自家の價格に關す。今や彼の野心は此一事を斷ずるに傾けり、其全力を注きて之に當れり、此に於てか自家の政策を遂ふに便利なる伊藤を助けて總理たらしむ。

門下に故吏多しとは、支那に於ける大臣が勢力を有する所以にして、吾政府も民間黨が未だ公然たる勢力たらざるや、また門下に名吏多きを以て大臣の勢力となし、假令ひ如何に民間に聲譽あるも、如何に經綸の才に富むも、政府中の大勢力たる故吏の心を得ずんば、何事を爲す能はざる也。然れども悉く故吏の心を得んは容易の事にあらざれば、伊藤は漸次に自家の黨與を以て之に代へんとして、文官試驗局等新進官吏の門口に充つるに自家の股肱を以てし、大學校は最も新進官吏の淵源たるを以て、自家の手足を以て其の職員に宛てたりき。此の如く準備充分に具はりて、舞臺愈よ開かれたり。而して其の演劇は、井上が日本の物質的の進步を示して、以て外人の歡心を買ひ、速に條約改正を遂げんとせる、貴族的急進政略と、

井上の熱心條約改正に注く

伊藤か政府部內に勢力を張るの策

井上の貴族的急進政畧と伊藤の貴族的保守政畧

民間黨の無勢力

伊藤が法文により宮廷の勢ひにより社會の秩序を調へんとする、貴族的保守政略なりき。此に於てか鹿鳴館の內、春暖かに、內外の士女、曉の早きを怨み、高屋大厦至る所に建られ、舞踏に通じ英佛の禮法に嫻へる翩々たる才子、法文制度に通じたる幾多の叔孫通は揚々として得意の舞を爲し、一舞踏、一法制、貴族的の風儀滔々として、蜻蛉州を押し流さんとし、之と共に天皇の尊嚴、天下に吹聽せられたり。

此の時に方つて民間黨は如何にせしか、彼等は十五年以來內亂に苦しみ、政府の壓抑に苦しみ、世上の不景氣に苦しみ、氣息奄々、また起つの勢なく、その老將、板垣の如きも海南の風月に吟嘯して、未た他意なく、志士多くは碌々として故鄉に埋もれ、赦後の英雄、故鄉に恥つるの有樣にして、殆んど政府の眼中に存せず。政府が幾何の改革を爲すも、幾多の法制を改むるも、民間黨の希望なるものは一分も行はれず、皆な一擧して條約改正を遂げんとせる政略の結果として、一に外人の歡心を買はんとして爲され、凡ての政略は自由主義の前路を遮り、政府が民間黨を顧みざる殆んど無人の地を行くが如きものありて、歐化主義の名を以て知られたる社會上に於ける貴族的急進政略と、制度政略の名によりて知られたる政治上に於ける貴族的保守政畧は、明治二十年を以て其極點に達したり。

條約改正の消息民間黨を奮起せしむ

ボアソナード谷干城の意見

秘密出版

熱の極は即ち冷なり、靜の極は即ち動なり。物極まれば必らず變ず、今や政府の華麗政略其の極點に達するの時、冷々たる民間黨の結氷の下には、早くも一道の春潮の通ずるありて、生氣勃々、隙間もあらば吹き出さんとするに至りしが、時なるかな二十年の春、條約改正の消息漸やく世間に傳はれり。司法省傭佛人ボアソナードが條約改正案の危險不利なるを痛論して、當路の大臣に上りしてう文書世に出でたり、之に次きて農商務大臣、谷干城は其保守的の精神を以て歐米を巡遊し來り、愈よ保守的の氣焰を反撥し來りて、頻りに伊藤內閣の華麗政策に不平にして、客の來るごとに之を談ずるや、政府は之に促がされて、內閣の政策に不同意の意見を有せば、速に意見書を出すべしと云ふ。此に於てか其意見書を內閣に呈して、國民多數の意見を以て國權を回復すべき事、國用を節して民力を休養すべき事、責任內閣を設くべき事を痛論す。以上の上書は憲法の草案と共に何時か世に洩れ、板垣、勝等の上書と共に、秘密に印刷に付せられて天下に傳はるや、火の原を燒くが如く、數日の中、日本國中の大都府の有志家は多く、其一本を有するに至れり。此の秘書の世に出るや、一擧萬軍を呼び起すの戰鼓となり、東西南北の有志家、保守、漸進、中立を問はず皆な紛起して政府を攻擊す、其勢、滔々乎として洪河の決したるが如く拒くべからず。政治上波浪の上に浮びて其の强勢

伊藤、井上を捨つ

井上、谷政府を去る

内務省の訓令

を示す兎波とも云ふへき壯士は飛揚跋扈して、東京に入るもの千百、三々五々ステツキを振ひ、腕を扼して、總理大臣外務大臣の家に迫りて、速に條約改正の中止せざるべからず憲法の民意に背くを論じ、處々に相會して示威運動を爲す。民間に此の如き運動あると共に、曾て久しく井藤内閣の爲めに壓服せられたる政府部内の不平家は、此機を外さず一方には私かに民間の人士と相來往して其の秘密を洩らし、一方には相連合して井上に迫れり。井藤政府は内外二重の敵を受けては籠城すべくもあらざれば、伊藤は意を決して寧ろ井上を捨つるも、之と共に倒れざるべしと爲し、遂に井上をして條約改正を中止して、之を列國公使に通知せしむ、是れ實に七月廿九日也。此に於てか井上は其位を辭し、谷干城は閣員のために迫り出さる。吼ゆる犬は血を嘗めて愈よ猛烈なり、今や民間黨は其鋭鋒もて内閣を動かすや、益ます進んで一擧して伊藤内閣を倒し、之を以て立憲制に移るの過渡となさんとす。此に於てか精悍峻刻の内務大臣山縣有朋は、九月を以て令して曰く、近來建言を名として官吏に面謁を求め抗論喧擾に渉る者あり、違犯者は十五年の布告によりて處分すべしと、而して一方には大獄を起して秘書の出版者を討索し、一方には總理大臣は大に地方官を集めて左の訓令を發せり。

伊藤の告示

維新以來内地外政百端織るが如し而して一に皆國本を鞏固にし國權を振起し人民の幸福を進め永遠の基業を建立し後世に繼ぐべきの遺緒を貽さんとするを以て目的とし以て一定の進路を取るに非るはなし是我天皇陛下の夙夜に聖慮を焦勞し中外の臣僚をして奉體服膺して二三なきを期し以て今日に至らしめし所なり

顧みるに八年四月始めて漸次立憲政體を建つるの詔旨を發せられ元老院及び大審院を設く十二年に始めて府縣會を開く十四年十月の詔二十三年を期して會を開くの旨を宣言す十八年十二月官制を定む此れ皆廟謨一定し漸を以て歩を進め以て全局の成果を期する者なり今や聖意乾健積久愈々堅く中興の今日に在て實に山を造るの一簣に虧く可らざるの時に當れり而して民間或は皇猷の在る所を詳にせず地方士民危疑の念爲めに其方嚮を誤る如きことあらば大業の累を貽すも亦少小なりとせず茲に敬て聖意を奉し明かに各員に告るに内外政圖の標準を以てし並に各員の爲めに施政の針路を指示せんとす

第一　我が立憲政體の大義は將さに立國の源に基き祖宗の遺訓に遵由し時の宜を酌み臣民の權利を優重して其公義を伸暢せんとす蓋し皆聖明の親く裁酌を降し以て一國臣民に惠賜する所たらざるはなし今祖宗以來國體の尊嚴なると八年四月及十四年十月の聖詔とを欽仰せば蓋し他議を待たずして其要領を得るに難からざるべし惟ふに各國に在て各其沿革の事蹟に由て取る所の軌轍相同じからず從て各種の主義互に流派を別ち未だ歸一する所あらず學說を講する者亦各々意見を持し敷衍皇設して互に相讓歩せず皆一の理趣意象ありて以て世人の視聽を聳動するに足らざるはなし而して其間理論相投ずるの徒漸くに團結を爲し相互衝磨するの現象を呈するとを免れざるは此亦各國往々見る所の情勢なり

抑も我が國に於て上祖宗の神器を永遠不侵の地に置き皇室の乾綱を維持し下臣民に向て代議の權利を附與せんとするは是れ神祖以來國體の大事にして皇家繼述の宏謨に係る而して臣民何人か敢て之を私議するとを得んや今の時に當り憲法發布の前或は後に於て敢て憲法の親裁を異議するものあらば斷じて言論集會及び請願の自由の範圍の外に出る者とし若

し或は此を以て名として暴動を誘り又は敎唆するものあらば治安を維持するが爲に臨機必要なる處分を施すべし

第二　行政の事は社會の進歩と俱に相併行せざるとを得ず維新の後封建の制度と共に社會の景況を一變し凡そ人民生活の狀態萬般の作業は總てみな更新の塗轍に就き駸々として方に進路の中間にあり其舊を改めて新に就くの際往々停滯して疏通せざる者あり剛々元素互に相衝突して混和を妨ぐる者あり而して之を監督し之れを保護し其方嚮を指示して徐々に其結果を收局せんとす此れ乃行政の事今日に在て非常の盤錯と艱難とを見るの已むを得ざる所以にして而又て亦方に進行の中途にあるものなり

此時に當て行政の責に當る者は確實と久永とを以て目的とし目前の近功を貪らず人民と俱に敢爲勉強忍耐の氣風を振作し其幸福富榮を進め完全獨立不羈不侵の國民たるの能力を宇内に瞭明し永遠强盛なる帝國の榮譽を後世に貽さんとを務むるの外豈他あらんや而して凡そ行政の事務敎育なり勸業なり土木なり經濟なり地方自治の制なり諸般の營爲は總て當なる此の一方に向て其目的を取り直線前往するに外ならず此皆我廟堂一定の規模にして先覺諸臣の聖慮を遵守し其心力を盡して經營措畫し以て今日に貽して終局の責に當らしむる所なり今に於て若し一時政論の紛擾に因り人民の心志を動搖するが爲に或は地力の事業を弛廢し二十年經畫の行政をして墮廢敗壞に歸せしむるとを免れざるが如きとあらば我國民前途の運命と何れの地に置かんとする乎各員は實に直接に牧民の任に當るものなり最も宜く意を加へて經撰の道を惡らざるべし

方に今國運進歩の時に當り内外の事百般併せ興し殊に陸海軍務に至ては立國自營の道に於て無事の時を以て之れと一日も緩慢に付す可らず願みて之を宇内の大局と國家の長計に照ふときは我が國民は宜荷を負擔し艱苦を忍耐して以て現在及未來の爲めに國光を維持することを務めざるとを得ず故に人民をして租稅及び兵役の二大義務を盡すとを惡らしめす以て帝國恩愛の臣民たることを瞭明せしめ從て支費益々增確を務め無用を省て有用に就き富源を培養すして以て要需

の急に應するは即ち我政府の取ちんとを願ふの針路なり各員宜しく此意を體して人民の爲に正當の方嚮を指揮するとを

懈らざるべく亦宜しく意を加へて休養の道を保全せざるとを務むべきなり

第三　四年岩倉大使を派遣せられし以來我條約改正の目的は一定して動かす屢々時機を以て結果を得んとを試みたり而きに盯盟各國と各々委員を命し商議せしに未だ局を結ぶに至らずして我政府より延期を宣告しなるは不幸にして彼我所見未だ一致の點に躋せざるものあるに由る蓋條約の本は國の内外に於て輿論の關係と存するを以て政府は之を反復慎重し以て將來國運の爲に追ふ可らざるの悔を遺すとを避けざる可らず假令現行治外法權の約款を改めて新に列國の間に平衡の交際を締ぶ彼我の便益を增進せんとするの目的に至りては仍一定不動の軌道を執り而して將來之を施行せんとするは偏に我國内治法律の進歩完成に依頼せざるを得ず此れ即ち前後緩急の間操縱宜しきに從ふの已むを得ざるに出るものなり若し乃外交の事を以て之を人民の公論に付せんとするの既あるに至ては凡そ立憲王國に於ても斷じて取らざる所なり盖兵馬及交際の大權は皆な帝王の躬親ち綱攬する所にして或る場合迄假令之を臣民の公論に謀るものがあるも予者し宣戰講和同盟の權を擧て之を公衆に委ねるが如きとあらば帝王主權の存する所果して何くに在る乎此即ち我國立憲の主義に於て斷して之を拒否せざるとを得ず此亦各員の宜く之を體知して人民の爲に方嚮と指示すべき所なり

其他政府は總て諮詢に依遵し凡立憲設備の要務に屬する者は遂次發行するとを惡らず百般の事益々盛運着實の路に就き一以て行政の機關をして驗級敏捷の效を失なからしめんとを期せんとす各員不敏と雖も亦必ず聖明の盛旨を奉體し從前既定の針路を誤らす始あり終あり以て分委の責に對へ以て中興の大業を垂成の際に翼贊するの光榮を完くするとを忘らざるべし

かくてまた二面には各控訴院檢事長、鎭臺司令長官を召集して、政府は斷乎として民間黨に當るの覺悟なるを示し、以て示威をなしたりき。

風雲已に生ず、天地漸やく暗らし、此に於てか一怪獣は其兩翼を振ひ、木牙を磨きて現出せり。彼は曾て幕末の大革新に周旋し、徳川慶喜に勧めて、政權を奉還せしめたり、彼は民撰議院建白者の一人たり、其後全く身を貨殖界に投じて、高島炭坑の主人公となり、一切世事を顧みざりき。明治十四五年の交、自由黨中の大立者となり、自由は鮮血を以て買はざるべからずと呼び、自由の樹は壓抑者の血を以て培養せざるべからずと呼び、壯言大語書生を煽揚せり。自由黨の成功せざるや、また退きて世事を外に見て過ごせり。今や民間黨は勃然として起れり、政府は顓然として動搖せり、彼の野心はむら〳〵として起れり。此に於でか幕僚を集めて地方に遊説し、志士を集めて倶樂部を作り、門戸を開きて書生に會し、慷慨悲憤、國家の危急存亡を談じ、國權の恢復せざるべからざるを論じ、意氣昂然、老後の思ひ出に明治政府と一大快戰を開かんとするもの、如くなりき。民間黨は久しく首領を欠けり、元老の樞府と戰はんには最も要する所の元老首領を欠けり。今や後藤象二郎が此の如き意氣あるを幸として、双手を拔きて之を歡迎せしかば、彼の意氣は益す激昂し、我國の元老政治家にして、政論によりて牢獄に投せられたるものあるを聞かざるは遺憾なり、余は若し牢獄に投せらるゝことあるも、寧ろ希ふ所なり、余の一身によりて天下を啓發するを得ば足れりと、進んで民間黨の名士を饗應して以て交情を温ひ。此に於てか改進黨の一部は自由黨と共に手を携へて彼の大傘に入れり、此に於てか民間黨の調子愈よ荒びて、再び十四五年の光景を現出す。彼等は幾度か明治政府を打ち倒さんと希望せり、而して何時も失敗せり、彼等は之にも懲りず、今回こそは必らず其目的を達すべしと殺到しければ、危言激論至る所に生じ、東京の有樣は、殆んど維新幕府の末に於ける京都の有樣の如く、有志家の巢となれり、天下の形勢此の如くなると共に、元老院は久しき睡眠より醒起せり。其の初めて建てらるや、純然たる立法部とも稱すべきものにして、陸奥宗光、河野敏鎌等が其の中に存するや、數ば〳〵内閣を擊肘せしが、政府が其制度を改めて議權を縮少せし以來、純然たる廢物官吏の府となり、人民を抑ゆるの具となり、地方長官にして老朽事に堪へざるものあるを見るや、時人皆な曰く、彼の元老院に入る近きにあるべしと。されば一般人民の中には元老院とは殆んど老廢物の比喩となりしが、天下の形勢騒然として紛糾するや、此頃歐洲より歸朝せる鳥尾小彌太は、元老院を擴張して歐洲の立法府が有する丈の議權を得せしめんと主張し、尾崎三良は憲法を元老院の議に議せんことを主張せり。元老院が政府の被造物を以て充たさるや久し。されば以上の議論は固より小數の故を以て否決せられたりと雖も、明かに反政府の

有志家退去せしめらる

大潮流が、政府の下底層にも侵入したるを示せり。若し此勢に乘じて奮進突撃する者あらば、明治政府の運命もまた危かりき。[illegible]

明治三十年十二月廿五日の拂曉都下騷然、人心擾々、久しく壯士に苦しめられたる巡査は、佩劍の音鏘々、數百、隊を爲して都下を巡視し、戸々家々につきて戸籍を調査し、壯士有志家と見れば前日の勢に引かつて、容赦なく之を詰問す。此に於てか流言あり、曰く昨夜內閣大臣の三四暗殺せられたり、曰く某黨の壯士、火を放て東京を燒き、勢に乘じて大事を起さんとして露見せり、曰く政府は土佐、越後、九州の人士を悉く鄕里に追放せんとす、紛々驚々、唯だ驚くのみにして、何事とも知れざりしが、是れぞ伊藤內閣が其最後の手段として、保安條例を發し、地方有志家を京城三里の外に、驅逐したるにその法令の人民に達せざるの前、巡査の手は早く有志家の肩にかゝりし也。[illegible]

此法令を發するの前夜、內務大臣山縣有朋は、警視總監三島通庸を召して之を示し、明朝を以て之を實行すべしと令す、三島は恐怖して之を難んずるの色あるや、山縣聲色を勵まして曰く、卿若し之く實行する能はずんば、我必らず一大隊の兵隊を以て之を實行せんと、三島遂に恐れて歸る。此に於てか、片岡健吉、星亨、島本忠道、尾崎行雄、中江篤助、竹內綱、山

自由黨、保守黨に蠶食せらる

田泰造、林有造、中島信行等以下驅逐せらるゝ者四百餘名、寄留せるものは廿四時間の間に、家屋を有するものは三日の中に悉く退去せしめらる。片岡等數人は退去せしめらるゝの故なきを抗辨するや、直ちに獄に投せらる。日本の有志家は、唯だ歷史上に於てカボレロ三世が保安條例を以て政敵を驅逐したるを知るのみ、今や親しく此のクーデターに接するや、意氣激昂、溫厚なるものは變じて激烈となり、冷眼なるものは變じて熱心となりたるがため、政府は之によりて政府部內の不平分子を恐怖せしめて口を閉ぢしめたるも、民間黨の性質は之かために一變し、彼等をして絕望的の惡戰を爲さんと決心せしめたり。

滔々たる大潮、渦文を爲して寄せ來る、其言ふ所は自由權利、其求むる所は國利民福にして、純然たる往年の自由黨の如し。然れども細かに之を觀察すれば、是れ實に僞りの自由黨にして、自由民權の大危機此時に迫れり。彼等は久しく鬱屈して事あれかしと待ちたる也、今や事あり、而して其の事は外交に於て我が讓與する所多きより起りしものなれば、事の性質已に保守的國躰家を助けたり。去れば此報に接して中夜蹶起したるものは、保守黨なり、自由黨にありても保守的の有志家多かりし也。政府部內にありて最もこの運動を促がしたるものは保守的の元老なる也。去れば井藤政府に反對して起りたる、此の亂軍の多數は、其の

新保守黨は帝政黨の切株より生したるもの也

貴族的保守政策に反對するにあらずして、貴族的急進政畧に反對して起れるものなりしかば、知らず〳〵國躰、國光、國權、國家、國風、國粹等の議論に感染し、之がために自由、民權、平等、平和、安全の分子の削減せらるゝを知らざりし也。術策に富みたる保守黨は、此時を以て激烈なる自由家と相提携往來し、彼等をして好偶を得たりとの感を起さしめ、明治十四年前後にありて福地、丸山等の政府黨により唱道せられ嘲罵、輕侮、笑謔の目當となりたる國躰論君權論は、今年に至つては急に自由黨間に重んぜらるゝに至りしかば、此大運動のため、民間黨は政府を一步の外に打ち退けたるも、猶て自家の障壘を見れば、保守黨をして數步の地を領せしめたるを見る。

實に此時に方つては天下第一の術畧家は保守黨なりき。(中卷を見よ)凡そ政黨政派は一も新しく生ずるものあるなし、其漸らしく見ゆるものも、實は古木の根幹より生じたる新芽に過ぎず。今や頻りに明治政府に迫りて咆哮する保守黨の由來を考ふるに、實に明治十四五年の交に天下の攻撃、輕侮、臭下したる帝政黨の流を酌みたるものに過ぎず。帝政黨は曰く國躰を保たざるべからずと、新保守黨もまた曰く日本の國躰は日本固有の特質にして、飽まで之を保たざるべからずと、帝政黨は曰く君主の權は平民の得て議すべきものにあらずと、新保守黨もま

新保守黨の運命、帝政黨に優る所以

た曰く國粹とは即ち天皇に忠義なる心を云ふと、帝政黨は曰く單純なる自由論は國家を過つと、新保守黨もまた曰く飜譯自由論は國性を損するものなりと。帝政黨は帝政黨の名の如く、忠義は吾黨の專有物なりと主張し、新保守黨もまた愛國忠君の二義は我黨のみと云はんばかりに主張す、而して新保守黨を率ゆるものは、曾て土佐にありて自由論の巢窟たる立志社に反對して、佐々木高行等と共に中立社を率ゐて明治政府を保護せる谷干城也、之に應じたるものは舊帝政黨の殘類也、熊本にありて安場保和、井上毅等に率ゐられて明治政府を辯護せる國權黨也。土佐の保守黨也。奥羽の官權黨也其議論に於ても、其調子に於ても、其要素に於ても、舊帝政黨の流を酌むものたるは明々として爭ふべからず。然れども帝政黨は十四五年に於て天下に臭じめられ、輕侮せられ、嘲罵せられ、今の新保守黨は、陰々の間に反動の大波を擧げて天下を動かさんとするに至りしものは、何ぞや。第一、舊帝政黨は政府を辯護するがため東權黨の地に立ち、新保守黨は政府に反對せるが爲め、在野黨の地に立ちて直名を受くるにあり。第二、歐洲三十年間は反動の時代にして、佛國革命の餘焰漸やく消へて、世、民權自由に熱中する者少なく、君權の勢、漸やく國家主義に回るの時なれば、自然に我國人を動かすの時、一個人主義の極頂に達して、漸やく國家主義に回復し來るの影響なり、第三、歐洲は已に

保守黨自由黨の衣冠を奪つて被る

大隈の入閣

大隈の入

國家主義を取つて舊帝政論を粧飾せしによる、第四、自由改進の兩黨に於ては人物已に具はりて新人を迎る能はざるなり、自然に功名の少年をして保守黨に向はしむ、此等の原因相重りて以て我國人の思想を擾亂せしによると雖も、抑も前代に自由、民權、幸福、安全の光明なき我國に於て、自然に懷古守舊の論を喜ばしむるの風を生じたるものは、伊藤の貴族的保守政略に對して平民主義焰へ出で、井上の貴族的、歐化主義に反對して保守的の感情出てたるに乘じ、彼等が此二者を打つて一丸子となし、以て自家の旗章となし、此の大潮に鞭つて進みたるによらずんばあらず、されば保守黨に取りては、此時代は英國の保守黨が、自由黨の衣冠を奪つて保守黨を飾りたるジスレーリの時代と云ふべき也。

さてまた政府にありては、一片の保安條例を以て、寄せ來る民間黨の大波を打ち退けたるも、井上が去りたるがため空位となりたる外務大臣の席は、早晩之を充さゞるべからず。此に於てか今回の大變動に關して最も冷靜なりし改進黨の首領大隈を以て之に充つべし、以て民間黨の勢力を減削するを得べしとの議論、薩派の元老によりて唱へられたり。此議論は井上退閣の當時に唱へられしが、此に至つてまた再發せしかば、二月に至り外務大臣の椅子を以て大隈に與へ、伊藤の兼職を解くに至れり。而して大隈の入閣と共に久しく民間黨の聰慧分子

閣保守黨に好機會を與ふ

保守、自由の聯合

保守改進の地位變す

を以て數へられたる改進黨は、政府黨となれり。是れ實に保守黨に向つて一大機會を與へたり、通例の道理より云へば、自由黨こそ最も保守黨と正面の敵手にてあるべき也、過去八九年の歷史、言論皇室に亘りしものは、自由黨にてありき。國家の根底より大改革を爲さんと企てたるものは自由黨にてありき。此一點より云へば、自由黨は政黨と云ふよりも、寧ろ社會改革黨とも稱すべきものにてありし也。而して改進黨は唯だ現實の政事問題につきて、その意見を發表せしに過ぎざれば、所謂る保守黨なるもの若し果して國家國風國躰を守護せんと欲せば、その正面の敵は自由黨なりし也。然るに彼等は何故か常に其の憎惡の鋒を改進黨に向けたり、今や保守黨の最憎惡物たる改進黨は、大隈の尾につきて政府黨となれり。是れ實に保守黨をして愈よ自由黨と相提携せしむるの好機會となりしかば彼等は相提携して改進黨を攻擊す。此に於てか昔しは政府黨たり、政府の代辨者たりし保守黨は今は谷干城、鳥尾小彌太、三浦梧樓の嚮導の下に激烈なる民間黨となり、曾て明治政府の好敵手たりし改進黨、却つて之に代り、駱駝、北氷海に生じ、馴鹿沙漠に生じたるが如き有樣となれり、昔しは以太利の詩人ダンテは、蛇と人と相格鬪するを見たり、初め互に相嚙み相擊ちしが、不思議にも蛇は漸く化して、半ば人となり、人は漸く化して半は蛇となりて相分れたりと、在朝在野進步

保守黨好機會を得

保守の關係に於ても、また殆んど此の如き有樣あり、保守黨は實に此時に於ては絶妙なる好地歩を占めたりき、何れの國に於ても保守黨あらざるなし、何れの保守黨も同一の策を有せざるなし。即ち彼等は劣等なる唱歌手が、聲を低めて時を俟ち、巧妙絶調の唱歌手が好聲の唱歌によりて疲勞したる時、其の聲を大にして容易く之を凌ぐと云ふが如く、事なき時は常に其聲をひそめたり。彼等は明治六七年、天下漸く西洋の文物に飽かんとするの時、已に一たび其運動を初めたり、此時は僧侶によりて唱へられたり。明治十四五年の交、自由改進の論その頂上に達するや、彼等は再び反動を起せり、此時は投機家、官吏、神官僧侶によりて唱へられたり。彼等は二回ともに失敗せり、今や外交の變によりて國民外人を怒り、敵愾の氣其頂上に達するの時こそ、實に彼等が待ち設けたる時機にてありしかば保守的の習氣は外交論により、政府攻擊論により、國民獨立論により、貴族政度攻擊論により、滔々として有志家の間に廣被す。是れ實に政府が政躰上に於ては貴族的保守政略を取りて民間の自由分子を敵として、政略上に於ては急進貴族的主義を以て平民的保守黨を激昂せしめ、あらゆる民間の分子と爭ふたる結果にして、政府が正戰に敗るゝや保守的反動の大波、蕩然として天下を蘊はすに至れり。

大隈内閣に入る

伊藤内閣倒る

伊藤退かんとして樞密院を起す

(十) 憲法發布

大隈内閣に入る○伊藤内閣倒る○伊藤退かんとして樞密院を起す○樞密院の地位○民間に於ける井上○自治黨の韜畧○後藤の運動○大變動に投ずる役者の性質○後藤の境遇一變す○大同團結○後藤の失策○國民の友○憲法發布○大赦令○帝政黨は憲法の上に勝つ○森有禮刺さる○森の人物○森の一身、國民信念の變を代表す○保守黨の進化

大隈は十四年に於て政府を退きしより、其の敵手たりしも、改進黨を脱して以來の野心は、再び政府に入つて其の才を伸べんとするに外ならざれば、冷靜沈着、以て其時を俟てり。今や其時至れり。然れども時の總理は其の才能に於て、野心に於て、勢力に於て、明かに自家の敵手たる伊藤なりしかば、其入閣は大に困難なりき。然れども政府の基礎已に動搖を初めたる時なりしかば遂に入るを得たり、伊藤は已に自家の黨與なる井上を失し、また自家の敵手大隈を容れて外務樞要の地に據らしむ。伊藤の内閣は已に八分の弱味を生じたり。此に於てか四月の末より伊藤に對するの不平閣中に起り、遂に五月に至つて農商務大臣黑田清隆をして總理大臣たらしむ。

然れども伊藤は顚倒するも物を抓(つか)まずしては起ざる也。彼今や失墜して内閣を退かんとするや、此に樞密院なるものを作り、以て自家割據の地となせり。此の樞密院は、十七世紀の圓滑政治家テムプルが、因つて以て内閣と國會との代表をなさしめんとせるものと、其の性質

を同じくし、內閣としては徐りに討論的に、國會としては徐りは相談的なる、一元老の府を設け、以て內閣の外に勢力を養はんとするの策にして、其の權限は後年に至り、多少制限せられたりと雖も、天皇の諮問に應じて重要の國事を議するの府なりと定め、而して其權あつて責なければ、當時にありては、傍より政府を掣肘するには好箇の要地たり。伊藤は五月內閣總理を辭するや、直ちに樞密院の議長となれり。

樞密院の地位

此の如く伊藤は蜘蛛の如く、巢を天上に巢ぐふに方つて、其後見人たりし井上は、電光一閃、其の健脚に鞭ちて東海道を下り、九州に入り、至る所に大農巨商を招集して、人民自治の說法を爲せり。彼等は日本一の腕切政治家に拜顏すべしと、縣官那吏の催促に遇ふて、之に參會せり、而して何時の間にか、自治黨なる新政黨の黨員となされたり。此の如く井上は巨人が雪中を步するか如く、一步一步、其の巨跡を印して西に下るの時、其親友野村靖、靑木周藏、澁澤榮一は、東京にありて自治制研究會なるものを起し、自治制の制定に與つて力あり し獨逸人モッセを招待して其の講義を聞き、衆人をして隨意に之に參せしめたりき。是れ實に自治黨なるもの、端緖にして、貴族的急進黨は、自治制已に行はるゝの曉には、亦滌々無一物の有志家其力を失して、豪農豪商の權愈よ政治上の勢力たるべきを豫知し、一擧して自

民間に於ける井上

自治黨の組織

治黨の名によりて、豪農商、天下利益に走るものを集め、政府に於ける失敗を政黨の力を以て回復せんと計れる也。

後藤の運動

伊藤井上は今は舞臺より退きて見物人となり、黑田大隈が如何なる政治を爲すか、彼等は批評を注きて、政府攻擊の先鋒となれり、而して一面に於ける政府の批評家後藤象二郎は、今や滿心の膽略南船北馬、大運動を起さずんば已まざらんとせり。此時に方りてや民間黨の多數は、順挫より失望となり、失望より惡戰者となれり。而して其數年の睡眠より起るや、外交問題により て起りたるかため、端なくも國躰、國粹の妄想に付かれたり。彼等は外交に怒れり、內治に憤れり、失望に煩悶せり、此に於て不平憂憤の念は鬱勃として胸中に燃へ、是非を問はず、得失を制せるの暇なく、唯だ如何にもして政府と一大決戰を爲さんと逸り、一言にして云へは、民間黨は殆んど腦充血にかゝりたるものゝ如し。此の如き機會に投じて之を鼓舞煽揚するは、後藤が最も得意の技倆たり。天下幕政に飽きて人心變を思ふや、彼は之に投じて幕府の政權を朝廷に歸せしむ。天下紛然として大久保內閣に服せざるや、彼は民撰議院黨の仲間に入れり。天下明治政府に服せざる也、彼は久しく身を沒したる貨殖世界より、卒然として現

大運動に投ずる役者の性質

後藤の境遇一變す

はれて自由黨に投じたり。曰く自由は鮮血を以て買はざるべからず、曰く民權の樹は壓抑者の血を以て培養せざるべからずと。凡そ大變動の高潮に乘ずるや、世界の最も微弱、無氣力なるもの、深刻、無法、思ひ切つたる擧動によりて天下を攪かすこと多し、後藤は決して信念を有せず、一の信念を有せさるが故に、勇猛なる人物にあらす。其の意志は、常に決定せず、決定せざるが故に、剛健大膽ならざる也。概して云へば佛國大革命の役に投じ、一微弱漢より一躍して、一大暗劇の役者となりたるバアーレールの如きのみ、決して猛惡堅烈の人にあらざる也。其の自家の意志を以て自家を修むる能はざる、精神上より之を云へば、寧ろ微弱漢にてある也。今や此の心理上の弱者は、卒然として明治史中に、最も猛烈なる政府攻擊軍の波頭に乘り出せり。彼れ其初めに接する所は利巧温和の人々にてありしかば、彼は深厚切實の言を爲せり。暫らくして彼は危險に恐れず、思慮を有せざる激烈猛剛の分子により取卷かるゝを見たり。彼等の猛者は後藤の必事の其口に似さるを知らざるにあらず、去れど且らく之を眞として、其手を引きて、其口にせる所まで行かしめんとして、耳を澄して後藤に聽けり、聲を齊へて之に和せり。此に於てか彼は今や危險なる將決線上に上れり、猛剛分子のために犧牲とならんか、彼等と共に死の穴まで進まんか、彼は此の二者の外撰擇の自由

後藤の失策

大同團結

を有せさりし。撰擇は遂に爲されたり、彼は犧牲たるを避けて、行き得る迄は共に行かんと決せり、彼れ已に決心す。此に於てか其調子は愈よ荒び來れり、荒ひたる調子は初は僞善より出でたり、後は習慣となれり、今は性質となれり、此に於てか自由、保守、改進、中立の有らゆる分子を網羅せんとして、大同團結なる名辭を提出す。曰く各黨各派宜しく小異を捨て、大同すべしと、而して彼が大同論を唱ふるや、甚だ巧みなり、曰く國權擴張せざるべからずと、是れ保守分子を網羅するの好辭柄なり、曰く民權を伸張せざるべからずと、是れ自由分子を籠致するの好辭柄たり、彼は此の如くして一擧して民間黨を籠中に入れんとして網を投せり。

然れども彼は此の如くして何事を爲さんと欲するか、此の如くして集めたる勢力を如何に用ひんとするか、如何にして藩閥政府を倒さんとするか、藩閥政府に代りて如何なる政策を行はんとするか。何の必要によりて保守黨の力を藉らんとするか、如何なる術によりて保守自由の兩分子の實際政策の上に和親せしむるを得るか。是れ實に彼が說明せんと欲して說明し得ざりし所也。此に於てか眞先きにて立つ大同團結が政治上の智惠に背くを攻擊したるものは、『國民之友』なりき『國民之友』が平民主義を掲げて生る、明治二十年にありて日尙ほ淺し

國民の友大同團結に反對す

雖も、其の雄大沈重の議論を以て、朝野の間に獨立し、公平にして先見ある評論を爲すや、天下の思慮ある者は、多く之に同じ、今は政治上の一勢力となれり。去れば其口を開きて大同團結を攻撃するや、一是一非嚮然として天下に反響し、大同團結中の二三子は、自今斷じて國民之友を手に觸れしめざるべしと決議せり。之に次ぎて改進黨の新聞紙は、改進黨が大同團結に投ずべからざるを陳述せり、此に於てか大同團結の網擧げらるゝや、中に入りたるものは投機的なる保守黨の一部と、事あれかしの自由黨の多數、改進黨中の二三子にして、聰慧沈重なる分子は全く手を分てり。後藤は此の激進、頑固、投機の三分子を率ひて、何處まで進まんとするか、馬は頻りに嘶けり、泡は頻りに口頭に上れり、然れども其足進まざる也。進まば何れの方向に進まんか、漠々、茫々、天下固より知らず、彼等自らも知らず。

憲法發布

建國以來二千五百年、未だ曾てあらざる所の憲法なるものは、此の如き光景につゝまれて、二十二年二月十一日の紀元節を以て、天下に發布せらる、中外の百官外國公使、地方議會の議長等其席に陪す、天皇、朗々たる玉音もて左の勅語を朗讀し、憲法を總理大臣に授く。

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣樂とし朕か祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふに我か祖我か宗は我か臣民祖先の協力輔翼に倚り我か帝國を肇造し以て無窮に垂れたり是れ我か神聖なる祖宗の德と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我が臣民は即ち祖宗の忠實なる臣民の子孫なるを回想し其の朕か意を奉體し朕か事を奬順し相與に和衷協同し益々我か帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はさるなり

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕か親愛する所の臣民は即ち朕か祖宗の慈撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を增進し其の懿德良能と發達せしめむことを願ひ又其の翼贊に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲に大權を制定し朕か率由する所を示し朕か後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕か之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕か子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らさるへし

朕は我か臣民の權利及財產の安全を尊重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむへきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法を施行するの期とすへし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らは朕及朕か繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕か子孫及臣民は敢て之か紛更を試みるとを得さるへし

朕か在廷の大臣は朕か爲に此の憲法を施行するの責に任すへく朕か現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふへし

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣　伯爵黒田清隆
樞密院議長　伯爵伊藤博文
外務大臣　伯爵大隈重信
海軍大臣　伯爵西郷從道
農商務大臣　伯爵井上馨
司法大臣　伯爵山田顯義
大藏大臣兼内務大臣　伯爵松方正義
陸軍大臣　伯爵大山巖
文部大臣　子爵森有禮
遞信大臣　子爵榎本武揚

大日本帝國憲法

第一章　天皇

第一條　大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

第二條　皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

第三條　天皇は神聖にして侵すへからす

第四條　天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ

第五條　天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

第六條　天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命す

第七條　天皇は帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命す

第八條　天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るへき勅令を發す

此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すへし若議會に於て承諾せさるときは政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すへし

第九條　天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持して臣民の幸福を增進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得す

第十條　天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を揭けたるものは各〻其の條項に依る

第十一條　天皇は海陸軍を統帥す

第十二條　天皇は海陸軍の編制及常備兵額を定む

第十三條　天皇は戰を宣し和を講し及諸般の條約を締結す

第十四條　天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力は法律を以て之を定む

第十五條　天皇は爵位勳章及其の他の榮典を授與す

第十六條　天皇は大赦特赦減刑及復權を命す

第十七條　攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

第二章　臣民權利義務

第十八條　日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條　日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應し均く文武官に任ぜられ及其の他の公務に就くことを得

第二十條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す

第二十一條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有す

第二十二條　日本臣民は法律の範圍內に於て居住及移轉の自由を有す

第二十三條　日本臣民は法律に依るに非すして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條　日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし

第二十五條　日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及捜索せらるることなし

第二十六條　日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし

第二十七條　日本臣民は其の所有權を侵さるることなし

公益の爲め必要なる處分は法律の定むる所に依る

第二十八條　日本臣民は安寧秩序を妨けず及臣民たるの義務に背かさるの限に於て信敎の自由を有す

第二十九條　日本臣民は法律の範圍內に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

第三十條　日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に從ひ請願を爲すことを得

第三十一條　本章に掲けたる規條は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨くることなし

第三十二條　本章に掲けたる條規は陸海軍の法令又は紀律に牴觸せさるものに限り軍人に準行す

第三章　帝國議會

第三十三條　帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條　貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

第三十五條　衆議院は撰擧法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

第三十六條　何人も同時に兩議院の議員たることを得す

第三十七條　凡て法律は帝國議會の協賛を經るを要す

第三十八條　兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各法律案を提出することを得

第三十九條　兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得す

第四十條　兩議院は法律又は其の他の事件に付各々其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得さるものは同會期中に於て再び建議することを得す

第四十一條　帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條　帝國議會は三箇月を以て會期とす必要なる場合に於ては勅命を以て之を延長することあるへし

第四十三條　臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すへし

臨時會の會期は勅命に依り定むる

第四十四條　帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時に之を行ふへし

衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停會せらるへし

第四十五條　衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以內に之を召集すへし

第四十六條　兩議院は各〻其の總議員三分の一以上出席するに非されは議事を開き議決を爲すことを得ず

第四十七條　兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

第四十八條　兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其院の決議に依り秘密會と爲すことを得

第四十九條　兩議院に各〻天皇に上奏することを得

第五十條　兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得

第五十一條　兩議院は此の憲法及議院法に揭くるもの〻外內部の整理に必要なる諸規則を定むることを得

第五十二條　兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議議自ら其の言論を演說刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるへし

第五十三條　兩議院の議員は現行犯罪又は內亂外患に關る罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

第五十四條　國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

第四章　國務大臣及樞密顧問

第五十五條　國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任す

凡て法律勅令其の他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す

第五十六條　樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要の國務を審議す

第五章　司法

第五十七條　司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む

第五十八條　裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任す

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるゝことなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む

第五十九條　裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

第六十條　特別裁判所の管轄に屬すへきものは別に法律を以て之を定む

第六十一條　行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すへきものは司法裁判所に於て受理するの限にあらす

第六章　會計

第六十二條　新に租稅を課し及稅率を變更するは法律を以て之を定むへし但し報償に屬する行政上の手數料及其の他の收納金は前項の限に在らす

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるへき契約を爲すは帝國議會の協賛を經へし

第六十三條　現行の租稅は更に法律を以て之を改めさる限は舊に依りて之を徵收す

第六十四條　國家の歲出歲入は每年豫算を以て帝國議會の協賛を經へし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生したる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十五條　豫算は前に衆議院に提出すへし

第六十六條　皇室經費は現在の定額により每年國庫より之を支出し將來增額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せす

第六十七條　憲法上の大權に基つける既定の歳出及法律の結果に依り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず

第六十八條　特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

第六十九條　避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへし

第七十條　公會の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て內外の情形に因り政府は帝國議會を召集することを能はさるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第七十一條　帝國議會に於て豫算を決定せす又は豫算成立に至らさるときは政府は前年度の豫算を施行すへし

第七十二條　國家の歳出歳入の決算は會計檢査院之を檢査確定し政府は其の檢査報告と倶に之を帝國議會に提出すへし

會計檢査院の組織及職權は法律を以て之を定む

第七章　補則

第七十三條　將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅令を以て議案を帝國議會の議に付すへし

此の場合に於て兩議院は各々其の總員三分の二以上出席するに非されは議事を開くことを得す出席議員三分の二以上の多數を得るに非されは改正の議決を爲すことを得ず

第七十四條　皇室典範の改正は帝國議會の議を經るを要せず

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

第七十五條　憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

第七十六條　法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らす此の憲法に矛盾せさる現行の法令は總て遵由の効力を有す

大赦令

歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

之と共に大赦の令を發し、天皇皇族に對する犯罪者、朝憲紊亂の犯人、內亂の陰謀者、外國に對して戰端を開かんとしたる者、犯罪嘯集の罪人、陸海軍刑法、保安條例、集會例條、爆發物取締條例、新聞條例、出版條例等の犯罪者中政治的の意志より出でたるものは悉く之を赦免し。また皇室より全國中八十歳以上の老人に養老金を與へしかは、西は知らぬ火の筑紫の端より、北は氷雪深き北海の端まで、等しく歡呼喜笑の聲に充され、至る所の市邑同日同刻に花火を以て、演說を以て、音樂を以て、之を祝し、二十餘年來、眦を裂きて疾視せる政府と人民とは、今日初めて音響を同じくして、相祝するを得、歐米列國の君民か、流血、積骨、兵馬、劍戟の間に授受したる君民の契約は、我國に於ては此の如き歡笑の間に授受せられたり。君民の間に此の如き契約を爲す、是れ實に進歩黨の勝利なり。然れども人民憲法に接して之を見れば明治十五年に於て敗北者たりし保守黨は、憲法中に其主義を吹き込みたれば、明かに保守黨の勝利となれり。式は午前十時を以て行はる、文部大臣森有禮まさに家を出んとする也、一少年あり來りて面謁を請ふ。之を辭して會せず、將に馬車に上らんとするや、

帝政黨は憲法の上に勝つ

森有禮刺さる

森の人身國民信念の變を代表す

森の人物

保守中正

少年直ちに進みて魚刀を揮ふて森の脇腹を刺して之を殺す、衛士直ちに進みて少年を斬る。

少年は山口縣士西野文太郎なる者にして、之より先き森が伊勢大廟に詣るや、禮拜すべき所に禮拜せざりしとて、保守黨の新聞紙は力を極めて之を攻撃せしか、西野は遂に其筆端に鼓舞せられて此に及べる也。森の生涯は實に我國民が、如何なる活力を以て泰西の文明を採用せしか、如何なる光景を以て保守的反動を起せしかを説明するもの也。彼れは鹿兒島人士中、最も早く米國に遊學せるもの、一人にして、其米國の學窓に『才士森』の名を止めて歸朝したる時は、即ち大政維新したる時なりし也。此に於てか廢刀論を唱へたり、而して明治四年に至り行はれたり。彼れまた明治六年を以て明六社を結び、朝野の學者を集めて時勢を討論し、廢娼論、男女同權論を唱へて、一世を風靡し、開化論と云へば人皆な福澤と森との專有物となせり。彼が八年を以て清國に使するや、李鴻章と談ず、李之に東西兩洋開化の度、及び如何にして支那を振興すべきかの策を問ふ、彼れ答て曰く、公正の論者をして亞細亞の現狀を到斷せしめば、例へば亞細亞は三度の上に達し、歐羅巴は七度に下らざる點にあるべし、今支那の如き大國を振興せんには、先つ此大事業に匹敵すべき一大勢力を得ざるべからず、而して今更に三十名の李鴻章貴國に齎出するに非れば此事行はれ難し、愚察するに現に

米國にて教育を受くる少年輩は、成長の後果して目今閣下の有せらるゝ如き權力を握り顯官に昇るの人となるべしと。李また亞細亞と歐羅巴との關係を問ふや、之に答て此問題の趣旨は各種の人民各種の宗教互に其權威を爭ひ、且つ世界の二大洲互に其人智富强を競ふの事に關する者と察せさるを得ず、余も亦亞細亞の人なりと雖ども、鄙見に據れば亞細亞が歐羅巴と犄角ずるを得べきの日は未だ遙かに幾百年の後にありと云さるを得さるなり、概して之を論すれば、今日亞細亞人民の俗たる下賤野卑禽獸と相距ること遠きにあらず、抑も婦人の貴重すべきは之れ天の定むる所なり、則ち婦人は人間の母なり、一國一家の母なり、然るに亞細亞洲中何の地方にても婦人を鄙み之を遇するの無道なる、殆んと獸類を遇ずに等しからんとす、余が亞細亞人民を下賤なりと論したるも、其理なきにあらざるなりと。彼が十二年を以て英國に使するや、森の字の甚だ東洋的なるを以て、モリーと改めて以て、英人の仲間入を爲さんと欲したり、彼の前半の生涯は此の如き突飛的歐化主義にてありし也。然れども其英國に在るや、歐洲大陸を漫遊せるを以て、三十年來歐洲に生じたる反動的國家主義に感染し、其の歸るや純然たる國家主義家となり、國家なる名辭のために、一個人を犧牲とするを避けざるに至り、一轉して保守黨の仲間入を爲し、其の文部省に入るや、封建的武士の遺風を保た

保守的の進化

んがために、兵學的教育を實行するに至れり。兩三年來の保守的反動は、先づ久して鬱屈したる保守的の氣風が、貴族的急進政略の失策に乘じて起りたるなりと雖も、先づ之れに應じたるものは官立の學校より出でたるもの多しとす。而して官立學校に國家的保守的の氣風を注入したるものは、森の力少なきにあらず。彼は今や自ら放つたる矢のために倒れたる也。西野は固より一迷信家のみ、然れども彼の殺傷は、實に其の根底に於て、至大なる保守的潮流の縱橫するを說明する者也。彼の死するや保守黨は保守說の　權化（ペルソンフイケーション）を得たりとなし、嘖々として之を稱し、詩に咏じ、歌に謠ひ、文に贊し、以て世の狹隘にして感發し易き少年に訴へしかば、保守黨の氣焰焰々乎として此に上れり。

政黨結成の潮流

（十一）保守的反動の時代

政黨結成の潮流○政黨以外超然政畧告示せらる○後藤政府に入る○大同團結を分裂す○保守黨大同團結を占有す○大隈條約改正に熱心す○改進黨嫉惡の空氣中に入る○ロンドンタイムスの通信○條約改正反對軍の先鋒○內閣の動搖○條約改正贊成論の區分○大隈の決心○御前會議○伊藤走る○大隈要擊せらる○內閣總辭職○長人飛揚○保守黨の勢焰○板垣見はる

かくの如く保守黨の氣焰正に揚れり、大同團結は、今や東北より越後に及び、東海道に入り、五畿山陽より、九州の一部に入り、滔々として天下を席卷するの勢あり。初めは利巧放言の後藤何ぞ能く爲さんと信じたるものも、今は其長劍の末、往々明治政府に觸れんとするを見たり。此時に方りて、改進黨は大隈の故を以て、自治黨は井上が一躍して農商務大臣たりしの故を以て、同しく政府に緣因あるものと見なされたりしが、各々門戶を張り、遊說を試み、其領分を開拓せんことを勉め、天下の有志家、從來曾て足を政黨の門に入れざりしものも、今は景氣に浮され、四圍の境遇に制せられ、彼に入らずんは之に入り、之を出れば彼に入り、獨立獨行すること難きに至り、政黨結成の潮流、滔々乎として天に漲り、地に溢るゝに至れり。此時に方りて政府は如何なる地步を占めんか、藩閥を以て終らんか、强大なる政黨に依賴せんか、更らに政府黨を組織せんか、警官の劍、兵卒の銃を以て飽までも戰はんか、是れ

政黨以外超然政府を告示せらる

寔に世人が注目したる所なりき。二月十五日時の樞密院議長にして、憲法の制定者たる伊藤博文は、府縣會議長及び在京の府縣會議員一百餘名を招きて一場の演說をなせり。曰く人民已に政治思想を有するに至り政黨の起るは已ひを得ざる事にて、已に政黨あれは又國事につき爭あるは勢の然らしむる所なり、然れども政府内に政黨を引入るゝ事は甚だ宜しからざることにて、政府は須く政黨以外に獨立せざるべからず、陛下自ら統治權を以て天下に君臨し玉ふに於ては、固より一視同仁彼に厚く此に薄きか如きことあるべきに非ず。然に陛下を輔佐し陛下の統治權に就ては、一切其責に任ずる大臣にして、若し政黨に關係ある者とせんか、勢此に厚く彼に薄き如きことなしと言ふべからず。夫の英國の如き政黨内閣の害なき所以のものは、是其國民習慣の然らしむる所にて、他國の決して摸倣すべきに非ずと、是れ實に明治政府が政黨の外に超然たるべしてう告示にてありき。

然り黑田は政黨以外に起然たらんと決したり。實に此時に方つてや、彼は一種の眼光を以て政黨を視察せり。彼は維新以來の元老が、志を朝廷に得ずして民間に下りたるこそ、政黨結成の大原因なれば、軌道の外に逸出したる諸遊星を率ゐて、再び軌道の中に入らしむれは、天下の事枕を高うして臥ぬべしと信じたり。此に於てか彼は大隈を任用せり、二十一年の七

後藤象二郎政府に入る

月を以て井上馨を内閣に招待むとせし農商務大臣となせり。彼は此の如くして政黨の首領を樂めて多頭の政府を作れり、之になりて多少の僧性を得たり、此に於てか更らに其養成を廣くして、二十二年の二月、遂に大同團結の首領後藤象二郎を引きて内閣に列せしむるに至り、政黨以外に超然たるべしと唱道せる政府は、今や政黨を自家の中に包容するに至れり。是れ實に後藤に取りて最も善き測合にてありき。彼は已に行くべき所迄は行けり、已に愛蘭黨の首領ヲコンネルの役目を爲せり、彼れは機早や一步を退きて乘惡の府となるか、一步を進みて殺人黨の首領たらざるべからず。彼が沈思默考の時、政府の使至れり、彼をして遞信大臣の職に就かしむ。此に於てか彼は欣々然として之れに就けり、天下翕々として之を罵れり、黨衆は憮然として頭を垂れたり、然れども後藤は其初より爲さんと欲したる所を爲し、其初より欲したる所を遂げたる也、パアネルもまた革命黨の首領よりナポレヲン帝の膝下に服したりき。ウエルトウヲルスもまた、民黨の首領より王黨の政府に入りたりき。

後藤已に内閣に入る、此に於てか大同團結はまた天下の一問題となれり、彼等の中後藤に親近せる輩は、之を率きて飽までも後藤を助けんと欲したり、然れども其多數は固より變說したる後藤を助くるの義務を有せざる也。此に於てか早く已に其の性質に於て分裂を生じたり

大同團結分裂す

しが、五月大會を東京に開くや、案に違はず、一大議論を生じ、遂に分れて大同協和會、大同倶樂部の二となれり。初め後藤が大石正巳、柴四郎、犬養毅の徒を帷幄に引きて、大同團結を作るや、實に國權民權等の慷慨文字によりて天下の諸派を打つて一丸子とせんとせる也。然れども東京の學士論客は初より此の如き漠然たる組織を贊成せざりし也、此に於て彼れ之を罵つて曰く、東京人士は腐敗せりと。去つて之を地方の豪農豪商、曾て改進自治黨に緣故あるものに說くや、彼等また之を拒絕せり。此に於か彼はまた九州人士を說けり。九州人士も數利黨なり、改進黨は奸臣黨なりと。此に於てか彼が東年の經驗により、此の如き輕擧の決して成らざるを信じて之を拒絕せり。此に於てか彼はまた九州人士を說けり。九州人士も數京に於て初めて旗を上げたるの時は、旭日の如くなりしも、一步一步、其領分を狹められり、初めは國民中の智慧、財產の分子を引かんとして盡力せしも、之に拒絕せられて、今は漸やく三四の政治家と壯士に依賴するに至れり。此の如くして彼が內閣に入るの前に、大同團結なるものは『日本』『日本人』に關係ある保守派と、自由黨中の穩和分子、無主義家にてありし也。而して自由分子の下には幾萬の自由家あるも、後藤に親近して其帷幄に參するものは、多くは權謀に富みたる保守分子と、臨機應變自由分子なりしかば、後藤の帷幄には

保守派、大同團結を占有す

殆んど純粹の自由分子の代表せらるゝものなく、保守黨は小數を以て、能く多數大同團結の精神たらんとするの擧動ありしが、大赦令により福島事件、朝鮮事件により獄中にありし儕自由黨の面々、相率て入り來るや、形勢此に一變せり。彼等は自由黨中の自由分子なり、後藤に對しては何の恩怨も有せざるもの也。甚しく保守分子を嫌惡する者也。彼等が獄を出るや驟然として大同團結に投じたり、彼等の之に投ずるや忽ち臨機應變分子と保守黨との間に衝突を來せり、彼等は到底、他の二派と終始運動を共にする能はざりしを信ぜしかば、目今の問題に關しては相聯合するも、一派を立て、獨立し、敢て團躰を解きて之に投せざらんと欲せり。此に於てか五月大會を東京に開くや、遂に分裂して二となり、一は大同協和會となり、一は大同倶樂部となり、倶樂部は政社組織を主張し、保守派、臨機應變黨、北越東北土佐の自由黨によりて成り、協和會は非政社組織を主張し天井憲太郎、內藤魯一一派の自由派、及び關東の多數によりて組織せらる。此三派は集つて大同團結を爲すと稱す、然れどもその實此時に分裂したる也。

民間に於ける大農主義の政策は此の如く美事ならざる結果となれり。政府に於ける大農主義の政策は如何、政府は薩長の二原素の外、曾て相敵視したる大隈、昨日まで腐敗、壓抑、微

弱、私利等の文字を以て政府を攻擊したる後藤との二原素を加へ、更らに板垣をも引きて各派の大同團結を政府部內に行はんとせり。板垣は勿論、明治初年の功臣網羅策に懲りたれは之を固辭せり。此に於てか元老にして野にあるものは板垣のみとなれり。而して黑田は萬事を大隈に一任せり、大隈は各省經費取調を名として手を各省の上に伸ばし、遠慮もなく各省大臣の頭上を通過し、一方には條約改正の全權を一手に握り、所謂る强硬政略なるものを實行して、着々其功を奏せしかば、大隈の前途洋々として春の海の如くなれば、大隈は固より不平なく、後藤は其吼ゆるや獅子の如くなりしも、今は眠れる猫の如く安樂椅子に打ちかゝりて、榮華の夢に飽けり。況んや改進黨は大隈の爲めに讃美の聲を發し、最も猛り吼へたる大同團結は、今や其首領を失ふて悄然として孤立し、吾が首領は其主義を實行せんが爲めに內閣に入れりと申譯し、聖命辭しがたくして入閣せりと開陳し、或る者は我黨の一員內閣に入るを怪しむに足らずと辨し、申譯に汲々として活動を試むる能はざりしかば、政府の前途坦々として砥の如く、大同團結は野に於て失敗し、朝に於ては成功したるものゝ如くなりき。成功の天使が行く跡には、失敗の惡魔は付き隨ふ。政治上に於ては此の惡魔の勢力特に强よし、今や黑田大隈內閣が全躰の活力を注き、滿帆の風に乘じて條約改正の船を遣り、數ば〳〵

大隈、條約改正に熱心す

改進黨嫉惡の空氣中に入る鐵道拂下ロンドンタイムスの通信

前人を驅かしめたる大難を排して國民の信任を博せんとするの時、失敗の惡魔は弓を引きて矢を放てり。之より先き大隈が其の所謂る强硬政略なるものを實行するの時、外人か之に對して苦情を鳴らすの時、國民は最と悅ばしけに之を祝せり。其新條約の已に獨逸と締結せられ、已に米國と締結せられ、魯國もまた將さに之に同せんと傳へらるゝの時、吾國民は双手を擧げて之を祝せり、滿心の喜悅を以て之を賀せり。新條約が何如なる收得をなし、何如なる讓與を爲すかを知らさるの人民が、之を賀したるのみならず、其大躰に通じたる樞密顧問、內閣大臣、諸元老も、また不同意なく、今回こそは一國の大難を排し得べしと慶賀したりき。此時に方つて改進黨は之を以て我主領の政策、朝廷の間に行はれたるの證となし、揚々として得色ありしかば、左なきだに他の黨派より嫌惡せられたる改進黨は、今や此の一事によりて愈々嫉惡の大氣中に進み入りしを知らざりしこそ無殘なれ。之に加ふるに政府部內に國有鐵道を華族に拂下げんとするの議あり、而して其主張者は大隈なるの故を以て、改進黨は天下の輿論に反して之を辨護せしかば、轉た天下の怨府となれり。而して彼等は之を知らさりし也。此拂下は輿論によりて中止せられしが、二十二年の晚春一篇の通信ロンドンタイムスの紙上に出で、日米兩國新條約の大躰を揭ぐるや、國民が相慶賀したる條約は、決して所謂

る對等條約にあらざることを發露せり、是れ實に失敗の惡魔が放つたる毒矢にてありき。此報

條約改正反對軍の先鋒

の内地の新聞に輸載せらるゝや、各黨各派は徐々に不平の聲を發せしが、先つ其鋒を拔きて見はれしは、大同團結非政社の一派にして、對等條約にあらずんば締結の假なきを論じて、之を政府に建白せり。是れ實に噴火山上の一飛火にして、之より天下沿々相率ゐて條約改正中止の建白を爲し、演說を爲し、集會を爲し、示威運動を爲す。

内閣の動搖

此に於てか内閣は動き出せり、非上は曾て條約改正の案を立て、内閣の動搖によりて、もろくも失敗せり、大隈の其後を襲ふや、其方案の大躰は井上案を基とせり、而して今や内閣は一致して之を助くるを見たり。此に於てか快々として樂まず、而して民間黨の洶湧また沸然として來らんとするを見て、此の如き内閣に居つて玉石共に傷くるは良圖にあらずとなして、逸早く内閣を脫せんとして、病に托して山水に放浪せり。大同團結の士は頻りに後藤に迫りて、内より條約改正の業を妨げしめんとす。彼は初めは躊躇せり、曖昧模糊の說を爲せり、然れども條約改正中止の聲は愈よ高くして、殆んど他の斷行論を壓せんとするや、飜つて内より苦情を述べ初めたり。伊藤博文もまた同一の地位に立ち、病と稱して出でず、内閣已に動搖するや、例の如く政府部内の不平家は、飛揚跋扈大隈に迫れり、十月山縣有明が歸朝す

るや黒田を退けて山縣を以て之に代へ、併せて大隈をも却けんと計るものありしかば、内閣大臣の議論、往々にして鑿ず、然れども大隈を黒田は、斷じて新條約を斷行せんとして勇往邁進す。

條約改正贊成論の區分

此の時に方つてや民間にありて新條約案を助くる者は、改進黨の全躰と、獨立政治家の一部のみ、同一の贊成者中にありても改進黨は現在の勢にては之より良策なしと爲し、他の獨立論者は不完全なるは萬々承知なれども、國家經綸の點より初めたるものは斷行すべしと云ふにありしかば、贊成論は内に於て已に弱點を有したり。然れども大隈黒田は他の内閣員と討論辨難して屈せず、已に米國と約束し、獨乙と約束し、殆んど露國と約束して、唯だ英國のみ手痛く之に反對したるがため、大隈は他の一二か國と締結せば、速に天皇の批准を請ひ、速に之を斷じ、英國、佛國、以太利等にしてなほ不承諾を唱へば、直ちに此等の政府に向つて舊條約の無效を宣告せんと決心せり。此の如く大隈は全力を擧くして列國に當るの時は、則ち條約改正反對の徒が、大擧して政府を圍視し合從大呼するの時にぞありき。

大隈の決心

此に於て内閣中の異論紛然として向背決せず、黒田大隈等は八月を以て黒田邸に會議したるとき、廟議已に斷行に決したりと云ひ、後藤等は然らずとなし、遂に十月十五日に至りて御

御前會議

前會議を開きて之を決せんとす。已にして大隈は約條改正の成否を逃べ、後藤は今や曖昧より反對に立ち、沈默より駁論を試むるに至れり。山縣有朋は外人を法官と爲すの一條につきて切に質問を爲せり。かくて閣論沸騰するの時、伊藤は突然、此の會議に向つて病と稱して辭表を呈せり。彼れ先きには沈默せり、贊成せるが如く、反對なるが如く、一定せざりき、然れをも其門下生たる大學總長渡邊洪基以下の徒は、大學の諸生に向つて中止論を逃べたり。其の顧問たる井上毅は小冊子を著はして新條約の憲法に違反するを論せり、彼の門下は力を盡して之を妨げんとせり。されば彼は勿論反對なるべしと信ぜられたるも、未だ公然たる處置なかりしが、此一擧によりて彼が陰に反對論を煽揚せしものなるを知れり。彼の政府にある二十三年、維新以來一回も官を罷めたることなきうらず、而して此に至つて此擧ありしかば、朝野愕然、黒田清隆は物論内に起らば以て進むべからずとなして其位を退かんとし、物議囂然たりしが、十月十八日大隈が内閣より退きて外務省前に至るや、轟然たる一聲、爆烈彈車上に破裂し大隈は車中に倒る、是れ福岡玄洋社の社員たる來島恒喜が、保守的の議論に敎唆せられ憤怒の餘遽に此に至れる也。然彼は其場に於て自殺せり、而も大隈は一脚を失したるのみにして幸ひにも死せざりき。

伊藤走る

大隈要撃せらる

内閣總辭職

保守黨の勃興

長人飛揚

條約改正の當局者已に傷つきて起たず、此に於てか斷行論は内閣に於て敗れたりしかば、黒田清隆主として、内閣總辭職の說を主張し、遂に各大臣の辭表を集めて之を天皇に奉り更らに新内閣を組織するに及びて、山縣有朋を推して總理大臣たらしめんとする者ありしも、聽かざるを以て、假りに三條實美をして内閣に總理せしめたれば、明治十八年の内閣改革に於て政治の外に出でたる紳縉分子また政府に入り、而して薩の權地に落ちて、長人飛揚す。

此の如き政變を促がしたるもの實に政府部内に於ける薩長、不折合に原因すと雖も、此不折合に乘じて之を馴哉したるものは、實に民間黨が跳梁大呼したるによらずんばあらず。而して民間黨の氣焰天下を動かすや、最も激昂猛進せしものは保守黨にして、保守黨は上政府を攻むると共に、下も民間黨中にありて陰々其領分を開拓するの跡ありしかば、純粹の自由分子は二十二年の春に於て、先づ保守黨と手を分たんとし、大井憲太郎等の激進分子は、先づ自由黨を復興せんと主張せり、此に於てか大同團結は其の左肱を失せり。此時に方つてや明治十五年に於て跳梁大呼したる自由黨の名は殆んど忘却せられ、大同團結の一部として見なされたり。然れども大同團結の餘りに融通にして、殆んど自由の大義を忘却せんとするものあるを見るや、天下漸やく之を直とせずして、自由黨に向はんとす。此に於てか大同團結の本部

たる大同倶樂部は、天下の望を滿足せしめんとして、大同倶樂部もまた自由主義を取つて天下に發表せんとして土佐の植木枝盛之を發言して滿場悉く之に贊成す、其内唯一人默して起ざりしものは末廣重恭一人のみ。大同倶樂部已に自由主義を取ると明言す、然れども彼等の自由黨に於ける其氣風よりして合すべからざるものありて、互に相辨難す。此に於てか久しく沈默したる板垣は、其十一月を以て大坂に出で、自由黨と大同團結を調和せんことを計れども成らず、大同團結中の後藤に親近する者は却つて之を以て板垣を罵るに至る。此に於てか板垣は更らに愛國公黨なるものを起し、舊自由黨中の友人を集めて一方に樹立し、之を以て調和團躰となし自由黨と大同團結を調和せんとす。

板垣見はる

(十二) 國會に赴くの用意

新内閣官制○三角同盟○愛國公黨○自由大同兩派の調和○國會議員第二撰擧○在野黨大聯合○進歩的大政黨○後藤派の反覆○保守黨の少年、自由黨を襲ふ○朝野國會に赴くの用意○國會開設

民間黨が此の如く四分五裂するの時、山縣は漸く其同僚に强られて、二十二年十二月を以て總理大臣となり、内務大臣を兼ねたりき。之と共に青木周藏は外務大臣となれり、而して新内閣官制は之と共に發布せられたり。

新内閣官制

内閣官制

第一條　内閣は國務各大臣を以て組織す

第二條　内閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す

第三條　内閣總理大臣は須要と認むるときは行政各部の處分又は命令を中止せしめ勅裁を待つことを得

第四條　凡う法律一般の行政に係る勅令は内閣總理大臣及主任大臣之に副署すべし勅令の各省專任の行政事務に關する者は主任の各省大臣之に副署すべし

第五條　左の各件は閣議を經べし　一、法律案及豫算決算案　二、外國條約及重要なる國際條件　三、官制又は規則及法律施行に係る勅令　四、諸省の間主管權限の爭議　五、天皇より下附せられ又は帝國議會より送致する人民の請願　六、豫算外の支出　七、勅任官及地方長官の任命」及進退其の他各省主任の事務に就き高等行政に關係し事體稍重き者は總て閣議を經べし

第六條　主任大臣は其の所見に由り何等の件を問はす内閣總理大臣提出し閣議を求むることを得

第七條　事の軍機軍令に係り參謀本部長より直に奏上するものは天皇の旨に依り之を內閣に下付せらるゝの件を除く外陸軍大臣海軍大臣より內閣總理大臣に報告すべし

第八條　內閣總理大臣故障あるときは他の大臣臨時命を受け其の事務を代理すべし

第九條　各省大臣故障あるときは他の大臣臨時兼任し又は命を受け其の事務を管理すべし

第十條　各省大臣の外特旨に依り國務大臣として內閣員に列せしめらるゝことあるべし

新內閣官制の十八年の伊藤內閣の官制に比して異なる所は、第五條に於て各大臣の責任の聯帶なるべきものを指定し、以て內閣員が政策に向つて反覆私議するを防ぎたると、第十條內閣員外の人をして內閣に列せしひるの個條なりき。是れ當時の內閣は山縣上にあり、伊藤井上の二伯下にありて之を助け、世人之を評して三角同盟と稱したりしほどなれば、此等の元老をして閣議に參せしひるの地を餘せし也。かくて此內閣は一面には警察を嚴にして、以て國安主義を手嚴しく實行し、一面には地方官に諭して產業を重んじ政治を熱氣を和がしめんとしたりしかば、時人之を稱してサーベル政略と稱したりき。

三角同盟

此時に方つて板垣は頻りに愛國公黨を鼓舞して地方を遊說し、其勢力によりて自由大同の兩黨を合一せしめんと計り、遂に四月を以て東京に入りしが、大同派が堅く取つて動かざるより其効なきを見て、然らば愈よ愛國公黨の結黨式を擧げんとせしが、中島信行、竹內綱等、其

愛國公黨

自由大同兩派の調和

間に立ちて兩派を調和せるより、殆んど成らんとして敗れ、敗れてまた成り、遂に先つ各黨を解散するに先つて、三黨の士より庚寅倶樂部を作り、八月を以て各黨を解散し、解散の後、各黨員をして此倶樂部に入らしひべしと決せり。此に於てか久しく反目せる三黨は、先づ其表面に於ては相合同せりと雖も、大同派は多く之を屑とせず評議區々なりき。

國會議員の第一撰擧

已にして七月一日となれり、二千五百年來未だ曾てあらざる國會議員撰擧の日となれり。此に於てか未だ曾てあらざる競爭計畧、候補者の間に行はれたり、或る者は租稅全廢を撰擧人民に約束し、或る者は藩閥政府の消滅を約し、或る者は腕力を以て敵黨の候補者に當り、或る者は金錢を以て投票を買ひ、或る者は詐術を以て撰擧人民を欺けり、或る者は政權を以て人民を干涉せり。かくて此の腐敗の一週日を經過して、新聞紙に報道せられたる結果は左の如くなりき。

中立	六十五人	大同	五十五人	改進	四十六人
愛國	三十四人	九州進歩	二十一人	保守	二十一人
官吏	十八人	自治	十七人		
未詳	七人				

之より先き九州進歩黨は民間黨中の進歩派を聯合せしめ、一大進歩黨を作りて、保守黨、政

在野黨大聯合の策

進歩的大政黨

後藤派の反覆

府に當らんと計畫せり。今や三黨の合同漸やく行はるゝを見て、此氣運失すべからずとし、急に進んで改進黨と三黨との間に周旋せり、先づ應じたる者は愛國公黨なり、改進黨也、自由黨也、最も躊躇したる者は大同派也。然れども在野進歩黨結合の氣運は滔々乎として天下に滿ちしかば、進歩黨は大同派若し應せずんば、之を除くも進歩黨を作らんと決心せり、大同派中の根據とも云ふべき東北は、斷じて大聯合に入るべしと決せり、此に於てか一躰の大同派もまた之に應せり。已にして大聯合の計畫に着手したる時、七月廿五日政府は集會政社法を發し、八月二日急に各政黨の幹事を警視廳に召集し、各黨聯合の一事は政社法に牴觸するの故を以て、速に之を廢すべし、然らずんば直ちに刑罰に處すべしと令したり。今や民間黨の氣焰矯々として揚るの時、此一擧によりてまた一層の激昂を加へたり、此に於てか大聯合は一轉して大政黨論となり、各黨各派を融解して一個人となし、更らに一大進歩黨を作らんとするの計畫となれり。此計畫もまた九州進歩黨によりて唱へられたり、各黨各派之に合同せり、改進黨の先輩の如きも、熱心に之に贊成せり、唯だ大同派中、後藤に緣故ある一派は之に反對せり、彼等は政府が大聯合を遮ぎりたるを以て機會とし、三黨合同をすら解かんとせり、況んや其黨派を解きて大政黨に入るの一事には極力之に反對せり。然れども其の行

保守黨の少年、自由黨を襲ふ

はれざるや、次には改進黨九州進歩黨を疎斥し、故の如く三黨合同に止めんとせり、然れども自由、愛國、九州の三黨は非常の熱心を以て大政黨に盡せり。此に於てか、大同派もまた驟然として入り來り、直ちに新政黨の主人公の一人となれり、此時に方りてや改進黨の先輩も、また非常の熱心を以て周旋し、其の首領大隈もまた之に贊成せりと雖も、地方黨員の中之に反對するものあるがため、公然之に入る能はざりき。已にして新政黨名目の一段となるや種々の考案出されたりと雖も、遂に立憲自由と決す、此に於てか改進黨中の不平は愈よ甚しかりしが、一方には大同派が速に結黨式を擧ぐべしと促がすにより、改進黨が大會を開らき之を決するを待たず、遂に九月十五日を以て彌生館上に結黨式を擧ぐ、此の一擧は實に保守黨、臨機應變分子に向つて大なる刺戟を與へしかば、其の二三子は壯年を敎唆し、兇器を懷にして式場に入り、拒絕百方妨害を試みしめ、加賀の盈進社員、熊本の國權黨員たりし者數十相提ひ、異裝して來り拒絕せられたるにも關せず、强て式場に入り百方之を妨害せしかば、自由黨もまた壯丁を出して之を防ぎしより、結黨式は殺氣紛々の中に擧げられたり、而して改進黨は遂に來らずなりぬ。

民間に於て此の如き出來事あると共に、政府もまたをさ〳〵國會の準備を怠らず、九月の末

を以て元老院を廢し、十月を以て樞密院の權限を縮め、自家の黨與を貴族院に入れ、曾て本年の春を以て內閣に引き入れたる陸奥及び後藤をして議院內に於て民間黨と相馳騁するの準備を爲さしめ、伊藤博文をして貴族院議長たらしめ、其の高官は其の門下士をして中立議員と相交りて、以て來るべき決戰に備へしめたりの。

朝野、國會に趨くの用意

かくて十一月廿五日天皇は國會を召集せり、衆議院は中島信行を議長とせり、津田眞道を副議長とし、島田三郎を全院委員長とせり、十一月廿九日天皇貴族院に臨み、百官六百議員外國公使に圍繞せられ、百零一發の砲聲中に幾千萬の人民歡呼の中に、君ケ代の奏樂の中に、異香馥郁たる中に、三種の神器を具へて帝國議會開院式を行ふて左の勅語を述ぶ。

國會開設

貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕卽位以來二十年間の經始する所內治諸般の制度粗々其の綱領を擧けたり庶幾くは皇祖皇宗の遺德に倚り卿等と俱に前を繼き後を啓き憲法の美果を收め以て將來に益々我か帝國の光烈と我か臣民の忠眞にして勇進なる氣性とをして中外に表明ならしむることを得む

朕又夙に各國と盟好を修め通商を廣め國勢を振張せむことを期す幸に締約諸國の交際は益々親厚を加へたり隣海の軍備は內外の平和を保全する爲に歲を積みて完實を期せさるへからす

明治二十四年度の豫算及各綴法律案は朕之を國務大臣に命して賢會の議に付せしむ朕は卿等か公平愼重を以て審議協贊する所あることを期し併せて將來に繼くへきの模範を貽さんことを望む

かくて天皇は階壇を下るや、六百の議員に對して目禮して退く。此に於てか萬民歡呼天皇萬歲、國會萬歲の聲四方に滿つ。

政府更遷表

政變の原由

明治元年

官職	人名
輔相	三條實美
仝	岩倉具視
議定	三條
	岩倉
	中山忠能
	正親町三條實愛
	德大寺實則
	中御門經之
	松平慶永
	蜂須賀茂韶
	鍋島直正
參與	小松清廉
	大久保利通
	木戸孝允
	後藤元曄
	廣澤直臣
	副島種臣
	横井時存
	三岡公正
	福岡孝悌
神祇官知事	鷹司輔熙
會計官知事	万里小路博房
軍務官知事	嘉彰親王
外國官知事	伊達宗城
刑法官知事	大原重德
民部官知事	未設
學校知事	未設

公卿の權減じ雄藩の力伸ぶ

二年五月

三條、○、岩倉、德大寺、鍋島、東久世通禧、木戸、大久保、後藤、副島、板垣退助、○、○、中山、万里小路、嘉彰、伊達、正親町三條、松平慶永、山內豐信

二年七月

官職	人名
右大臣	三條
大納言	岩倉
仝	德大寺
	廢止
	○○
	○○
	○○
	○○
	○○
	○○
	○○
	○○
參議	副島
仝	前原一誠
	○○
	○○
	○○
	○○
	○○
	○○
神祇伯	中山
大藏卿	○大藏大輔代る
兵部卿	嘉彰
外務卿	澤宣嘉
刑部卿	正親町三條
宮內卿	万里小路

三年

三條、岩倉、德大寺、○○、○○、○○、○○、○○、○○、副島、前原、木戸、大久保、廣澤、大隈、○○、○○、○○、○○、○○、中山、伊達宗城、有栖川熾仁、澤、正親町三條、○、万里小路

四年—十七年

征韓論の分裂（五年・六年）　大久保の暗殺（十一年）　大隈の追放（十四年）

官職	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年
太政大臣	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條
左大臣	○	○	○	島津	島津	○	○	○	○	熾仁親王	熾仁親王	熾仁親王	熾仁親王	熾仁親王
右大臣	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉
內閣顧問	未設	未設	島津久光	木戸孝允	木戸	○	○	○	○	○	○	○	黑田清隆	黑田
參議	西鄉隆盛	西鄉	西鄉	木戸	木戸	大久保利通	大久保	大久保	大隈重信	大隈	大隈	大木喬任	大木	大木
參議	大隈	大隈	大久保	大隈	大隈	大木	大木	大木	寺島宗則	寺島	寺島	伊藤博文	伊藤	伊藤
參議	○	○	後藤象次郎	山縣有朋	寺島	伊藤	伊藤	伊藤	黑田	黑田	黑田	河村純義	松方正義	松方
參議	○	○	板垣退助	伊藤	山縣	黑田	黑田	黑田	西鄉從道	西鄉	西鄉	松方	大山巖	大山
參議	木戸	木戸	木戸	大久保	大久保	大隈	大隈	大隈	大木	大木	大木	山縣	山縣	山縣
參議	○	○	大木	勝安房	伊藤	○	○	西鄉	河村	河村	河村	大山	福岡孝悌	福岡
參議	板垣	板垣	副島種臣	大木	板垣	寺島	寺島	寺島	山縣	山縣	山縣	黑田	西鄉	西鄉
參議	○	○	大隈	寺島	大木	山縣	山縣	山縣	伊藤	伊藤	伊藤	西鄉	河村	河村
參議	○	○	寺島	黑田	勝	○	○	河村	井上馨	山田顯義	松方	福岡	佐々木高行	佐々木
參議	○	○	勝	○	○	○	○	○	○	○	佐々木	○	○	○
參議	○	○	江藤	伊地知正治━	黑田	○	○	井上	山田	○	福岡	佐々木	○	○
參議	○	○	伊藤	○	伊地知	○	○	○	○	○	大山	○	○	○
內務卿	○	○	大久保	大久保	大久保	大久保	大久保	大久保	伊藤	伊藤	松方	山田	山田	山縣
外務卿	岩倉	副島	副島	寺島	寺島	寺島	寺島	寺島	寺島	井上	井上	井上	井上	井上
陸軍卿	○	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣	西鄉	西鄉	大山	大山	大山	大山
海軍卿	○	勝	勝	勝	勝	○	○	河村	河村	河村	榎本武揚	河村	河村	河村
大藏卿	伊達宗城	大久保	大久保	大隈	大隈	大隈	大隈	大隈	大隈	大隈	佐野常民	松方	松方	松方
教部卿	○	嵯峨實愛	大木	○	○	○	廢省							
工部卿	○	○	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	井上	山田	山尾	佐々木	佐々木	佐々木
司法卿	○	江藤新平	江藤	大木	大木	大木	大木	大木	大木	大木	田中不二麿	大木	大木	山田
文部卿	○	大木	大木	大木	○	○	○	西鄉	寺島	寺島	河野敏鎌	福岡	福岡	大木
農商務卿	未設										西鄉	西鄉	西鄉	西鄉
遞信省	未設													

官職	…月	二年七月	三年
右大臣	條	三條	三條
大納言		岩倉	岩倉
仝	倉	德大寺	德大寺
	寺	廢止	○
	嶋	○	○
		○	○
		○	○
		○	○
		○	○
		○	副嶋
		○	前原
		○	木戸
參議	世通禧	副嶋	大久保
仝	戸	前原一誠	廣澤
	保	○	大隈
	藤	○	○
	嶋	○	○
	垣退助	○	○
		○	○
		○	○
神祇伯	山	中山	中山
大藏卿	小路	○大藏大輔代る	伊達宗城
兵部卿	彰	嘉彰	有栖川熾仁
外務卿	達	澤宣嘉	澤
刑部卿	町三條	正親町三條	正親町三條
	殿永		○
宮內卿	豐信	万里小路	万里小路

官職	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年
太政大臣	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條	三條
左大臣	○	○	○	島津	島津	○	○	○	○	熾仁親王	熾仁親王	熾仁親王	熾仁親王	熾仁親王
右大臣	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉	岩倉
內閣顧問	未設	未設	島津久光	木戸孝允	木戸	○	○	○	○	○	○	○	黑田清隆	黑田
參議	西鄉隆盛	西鄉	西鄉	木戸	木戸	大久保利通	大久保	大久保	大隈重信	大隈	大隈	大木喬任	大木	大木
參議	大隈	大隈	大久保	大隈	大隈	大木	大木	大木	寺島宗則	寺島	寺島	伊藤博文	伊藤	伊藤
參議	○	○	後藤象次郎	山縣有朋	寺島	伊藤	伊藤	伊藤	黑田	黑田	黑田	河村純義	松方正義	松方
參議	○	○	板垣退助	伊藤	山縣	黑田	黑田	黑田	西鄉從道	西鄉	西鄉	松方	大山巖	大山
參議	木戸	木戸	木戸	大久保	大久保	大隈	大隈	大隈	大木	大木	大木	山縣	山縣	山縣
參議	○	○	大木	勝安房	伊藤	○	○	西鄉	河村	河村	河村	大山	福岡孝悌	福岡
參議	板垣	板垣	副島種臣	大木	板垣	寺島	寺島	寺島	山縣	山縣	山縣	黑田	西鄉	西鄉
參議	○	○	大隈	寺島	大木	山縣	山縣	山縣	伊藤	伊藤	伊藤	西鄉	河村	河村
參議	○	○	寺島	黑田	勝	○	○	河村	井上馨	山田顯義	松方	福岡	佐々木高行	佐々木
參議	○	○	勝	○	○	○	○	○	○	○	佐々木	○	○	○
參議	○	○	江藤	伊地知正治	黑田	○	○	井上	山田	○	福岡	佐々木	○	○
參議	○	○	伊藤	○	伊地知	○	○	○	○	○	大山	○	○	○
內務卿	○	○	大久保	大久保	大久保	大久保	大久保	大久保	伊藤	伊藤	松方	山田	山田	山縣
外務卿	岩倉	副島	副島	寺島	寺島	寺島	寺島	寺島	寺島	井上	井上	井上	井上	井上
陸軍卿	○	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣	西鄉	西鄉	大山	大山	大山	大山
海軍卿	○	勝	勝	勝	勝	○	○	河村	河村	河村	榎本武揚	河村	河村	河村
大藏卿	伊達宗城	大久保	大久保	大隈	大隈	大隈	大隈	大隈	大隈	大隈	佐野常民	松方	松方	松方
教部卿	○	嵯峨實愛	大木	○	○	○	廢省							
工部卿	○	○	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	井上	山田	山尾	佐々木	佐々木	佐々木
司法卿	○	江藤新平	江藤	大木	大木	大木	大木	大木	大木	大木	田中不二麿	大木	大木	山田
文部卿	○	大木	大木	大木	○	○	○	西鄉	寺島	寺島	河野敏鎌	福岡	福岡	大木
農商務卿	未設										西鄉	西鄉	西鄉	西鄕
遞信省	未設													

官職	十八年	十九年	二十年	廿一年	廿二年	廿三年
總理大臣	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤黑田	黑田三條山縣	山縣
內務大臣	山縣	山縣	山縣	山縣	山縣	西鄉
外務大臣	井上	井上	井上伊藤	伊藤大隈	大隈大木	青木
陸軍大臣	大山	大山	大山	大山	大山	大山
海軍大臣	西鄉	西鄉	西鄉	西鄉	西鄉	樺山
大藏大臣	松方	松方	松方	松方	松方	松方
司法大臣	山田	山田	山田	山田	山田	山田
文部大臣	森	森	森	森	森大山榎本	芳川
農商務大臣	谷	谷	谷土方黑田	黑田榎本井上	井上岩村	陸奧
遞信大臣	榎本	榎本	榎本	榎本	榎本後藤	後藤

雄藩の力伸ぶ

征韓論の分裂

大久保の暗殺

大隈の追放

伊藤の改革

條約改正の失敗

條約改正の失敗

外人我形勢を誤解す

外交の變遷

(一) 條約締結の歴史

外人我形勢を誤解す○佛人の勢力○米魯蘭との和親條約○下田條約○凡べての條約は米公使ハルリスの手に成る○日英條約○米國政府の訓令○英政府の訓令○ハルリスの條約論○ハルリスの慚悔○安政五年の條約に附屬する稅則は甚た我に利益あるものなり○稅則先づ英公使の爲めに破らる○條約の第一變○條約の第二變ロンドン覺書○條約の第三變○遣佛公使の復命○減稅は幕府唯一の外交策也○條約の第四變○改稅約書○英公使慶喜を英國に奉せんとす○佛人幕府を助く○外人京都と江戸の戰爭を兩君主の爭となして局外中立を宣布す○維新の後攘夷黨、攘夷を行ふ○新政府屈服の端○新政府の外交○親王公卿をして外人に遇ふては道を讓らしむ○居留地糶賣事件○布哇賣奴事件○贋貨事件○獨進墺國との條約は更らに一歩を讓る○支那人男女賣買事件○初めて駐在公使を派す○奇異なる局外中立

初め歐洲列國が同盟を作りて日本に迫まり、開國を促せしときは、日本を以て統一せられたる國民にして、その政令一に出づべしと信じたるなり。然れどもその稍々事情に通ずるや、諸侯は獨立君主の形ありて、幕府の政令も達せざる所あり、利害相分れ、勢力互に衝突するものあるを知れり。此に於てか彼等は其の分裂に乘じて利する所あらんとし、佛人は先づ幕府を擒にし、其陸軍は悉く佛式を基として、陸軍部内に於ける佛人の勢力は旭の如く、内國の官吏を黜陟するさへ、佛人の意見によるの勢ありしかば英人は遂に去つて幕府の敵手たる

佛人の跡カ

薩長に結托せり。されは薩長と幕府との間は、之を外にしては英佛二國權勢の爭なりしが、此時に方つて米國のみは、さすがにその祖ワシントン等の遺風尚ほ存するものありて、獨り公平、實直、偏に後進國なる日本を誘導するを以て自ら任じたり。

米普魯との和親條約

嘉永六年（千八百五十三年）北米合衆國の使節ペルリーが、初めて浦賀に來りしより、魯使プーチヤチン、聞使ドンクル、キュルシュス等相尋で長崎に來り、和議を講じ條約を結べり。

下田條約

安政元年の米國の神奈川條約、同年の魯國の下田條約、同二年の和聞の長崎條約是なり。然れども是等の條約は唯だ和親の條約にして、通商貿易の條約にあらざれば、次で安政四年に至り、米國と更らに下田條約を結び、魯國和聞と長崎條約を結び、五年に至りて、江戸に於て米、魯、聞、英、佛と現行條約を結ぶに至れり。而して此間の文案は一に米國公使ポウンセンド、ハルリスの手に成りしものにして、今に於て改正を遂げ得ざればこそ、この條約は國害たれ、當時に於て此の案を書記したるハルリスの功は、決して沒すべからざるものあり、今ま英國との和親條約及び現行の通商條約書を左に示す、（他の列國の條約は大同小異なり）

凡べての條約は米公使ハルリスの手に成る日英條約

日本國大不列顛國約定

嘉永七年甲寅八月二十三日（四曆千八百五十四年第十月十四日）於長崎調印

日本大君の命を請たる長崎奉行水野筑後守御目付永井岩之丞と東印度及び其近海の英國軍艦を指揮する第三水師提督ナイト（爵名）ゼームス、スチルリングと同意約定する條々左の如し

第一條　長崎箱館の兩港を英國船修覆清水食料其外都て船中必需の貯品を供せん爲め開くへし

第二條　長崎は右のため今より明さ箱館は水師提督當港を出帆の日より五十日後に開くへし尤も右兩港の法律規則は都て聽從すへし

第三條　暴風雨の爲に困難し或は不得止時のみは日本政府の免許を受けす前條に取極し港外他港へ入津するを許すへし

第四條　日本の港に入津する英船は日本の法律に從ふへし船中の高官或は指揮官右法律を犯す時は其港を鎖し其以下の人々之を犯す時は其船の指揮官に引渡し罰を加ふへし

第五條　他の外國の船或は人民の爲に今開きたる港或は此後開くへき港に於ては英國の船並人民も其港に入津し且最も恩惠を加へらるゝ國に與へらるゝ利益は同樣之を受くへし然れ共日本と先前より交際を存する和蘭並支那に與ふる利益は常に此例に非さるへし

第六條　此約書兩國の上本書は日本大君と英國女王の爲め今より十二箇月の中に長崎に於て取替すへし

第七條　此約書本書爲取替相濟たる上は日本に來る高官誰にても此約を變更する事なし

右證據として於長崎此書に手記調印する者也

嘉永七年甲寅八月二十三日

千八百五十四年十月十四日

水野筑後守花押

日本國大不列顛國修好通商條約

安政五年戊午七月十八日（西暦千八百五十八年第八月二十六日）於江戸調印
同六年己未六月十二日（西暦千八百五十九年第七月十一日）於同所批准書交換

帝國大日本大君と大親利太尼亞及び意而關土の女王と永く親睦の意を堅くし且其各臣民貿易の交通を容易にせん事を欲して此和平懇親及び貿易の條約に及ほん事を決し日本大君は水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守津田半三郎に此事を任し親利太尼亞及び意而關土の女王は日本に越たるエルギン、エント、キンカルデ子に命し雙方委任の書を照應して下文の條々を合議決定す

第一條　日本大君と親利太尼亞及び意而關土の女王其親族並に世々と其互の所領臣民の間に永久の平和親懇あるへし

第二條　日本大君はロンドンに在留する政事に預る役人を任し並に親利太尼亞の各港の內に在留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を任すへし其の政事に預る役人及び頭立たる取締の役人は故障なく親利太尼亞の國內を旅行すへし

親利太尼亞及び意而關土の女王は江戸府に在留する爲のデプロマチーキ、アケント並に此條約にて親利太尼亞貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留するコンシュル或はコンシュライルアゲントを命すへし其デプロマチーキ、アゲント及びコンシュルゼ子ラールは故障なく日本國內を旅行すへし

第三條　神奈川長崎箱館港及び町は安政六未年六月二日（西洋紀元千八百五十九年七月一日）に親利太尼亞臣民の爲に匡

くへし其外に云ふ所の場所を期限の通り親利太尼亞臣民の爲に明くへし

兵庫　午七月より凡五十二箇月の後より（千八百六十三年一月一日）

新潟若し不都合の事あらは代りの港を日本の北海岸にて午七月より凡十六箇月の後より（千八百六十年一月一日）開くへし

前に載せし各港及び町に於て親利太尼亞臣民居留を許すへし彼等一個の地を價を以て借り其地に在る建物を買ふ事妨なく且住宅倉庫を建る事を許すと雖是を建るに托して要害の場所を營むへからす此掟に從はしむる爲其建物を普請修繕する時日本役人見分する事當然たるへし

親利太尼亞臣民其建物の爲得る一箇の場所及び港々の規定は各役所の日本人と親利太尼亞コンシュルと定むへし若し同意し難き時は其事件を日本政府と親利太尼亞デプロマチーキ、アゲントに示し處置せしむへし其居留場の周圍よは門墻を設けす出入自在にすへし○日本開港の場所に於て親利太尼亞臣民遊歩の規程左の如し

神奈川　六鄕川筋を限とし其他は各方へ凡十里　箱館　各方へ凡十里　兵庫　京都を距る事十里の地へは親利太尼亞人立入さる筈に付其方角を除き各方へ十里且兵庫に來る舟々の乘組人は猪名川より海濱の川筋を越ゆへからす○都て里數は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり

長崎　其町の周圍に在る御料所を限とす○新潟は治定の上境界を定むへし

江戸　午七月より凡四十箇月の後より（千八百六十二年一月一日）

大坂　同斷凡五十二箇月の後より（千八百六十三年一月一日）

右二箇所は只商賣を爲す爲にのみ逗留すへし此兩町に於て親太利尼亞臣民家屋を價を以て借るへき相當なる一區の場所及び歩行すへき規程は追て日本役人と親利太尼亞デプロマチーキ、アゲントと定むへし

永井岩之丞花押
ゼームス、スチルリング手記

第四條　日本に在る貌利太尼亞臣民の間に起る爭は貌利太尼亞司人の裁斷たるへし

第五條　貌利太尼亞臣民に對し惡事を爲せる日本人は日本司人にて糺し日本法度に隨て罰すへし日本人或は外國の臣民に對し惡事を爲せる貌利太尼亞臣民はコンシュル或は其他の官人にて糺し貌利太尼亞の法度に隨て罰すへし裁斷は雙方に於て偏頗なるへし

第六條　貌利太尼亞人日本人に付て訴ふへき事あらはコンシュル館に赴き其旨を告へしコンシュル吟味の上實意に處置すへし萬一差掛り日本人より貌利太尼亞人に就てコンシュルへ訟を爲す事ありとも又コンシュル實意に處置すへし若しコンシュル是を處置し難き時は日本司人へ申立俱に吟味し當然の判斷を爲すへし

第七條　貌利太尼亞人日本商人に遣債ありて償を怠り又は奸曲ある時はコンシュル之を裁斷して嚴重に償はしむへし日本商人の貌利太尼亞人に遣債あるも日本司人之を處置するは同樣たるへし

第八條　在留の貌利太尼亞人日本の賤民を雇ひ諸用事に充る事妨なし

第九條　在留の貌利太尼亞人自ら其國の宗旨を念し拜所を居留の場所に營む事障なし

第十條　外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量を以て通用すへし

雙方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用る事妨なし

日本人外國の貨幣に慣されは開港の後凡一箇年の間各港の役所より日本の貨幣を以て貌利太尼亞人願次第引替渡すへし錢直の分割は差出すに及はす

日本諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得並に外國の金銀は貨幣に繰るも繰さるも輸出すへし

第十一條　貌利太尼亞海軍の爲用意の品は神奈川長崎箱館の內に陸揚し庫內に納め貌利太尼亞番人守護する者は運上の

沙汰に及はす若其品を賣拂ふ時は賣得る人より規定の運上を日本役所に納むへし

第十二條　貌利太尼亞船日本海岸にて破船又は漂着し或は危難を遁れ來る事を知らは其所の司人是を救ひ厚く扶助を加へて最寄のコンシュルへ送り渡すへし

第十三條　貌利太尼亞商船日本の開きたる港に來る時並に規定の租稅及び運債拂濟にて港を出る時水先案內を雇ふ事勝手たるへし

第十四條　貌利太尼亞人開きたる各港に諸品物を輸入し賣拂又は買入輸出する事自由なるへし

制禁外の品物規定の運上納濟の上は其他の運上を拂ふ事なし

軍用の諸物日本役所の外へ賣るへからす尤外國人互の取引は兼據ある事なし

雙方の國人品物を賣買する事總て隱りなく其拂方等に就て日本役人之に立會はす

諸日本人は貌利太尼亞人より得たる品を賣買し或は所持する事俱に妨なし

第十五條　日本の運上所にて荷主申立の價を奸ありと察する時は運上役より相當の價を付其荷物を買入る事を談すへし荷主若之を否む時は運上所より付たる價に從て運上を納むへし承引する時は其價を以て直に買上へし

第十六條　輸入の荷物定例の運上拂濟の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし

第十七條　貌利太尼亞商船開きたる港に品物を輸入し規定の運上納濟の證書あれは再び其品物を他の開きたる港に轉致し陸揚する共重稅を取立さるへし

第十八條　開きたる港の日本司人密商奸曲を防ぐ爲め相當の規則を立へし

第十九條　過料取上物の類は都て日本役所に屬すへし

第二十條　此條約に添たる商法の別册は本書同樣雙方の臣民互に遵守すへし

米國政府の訓令

日本貴官又は委任の役人と日本に來れる親利太尼亞國のヂプロマチーキ、アゲントと此條約の規則並別冊の條を全備せしむる爲の規律等談判を遂くへし

第二十一條　此條約は日本英吉利及和蘭語にて書し各同義同意にして和蘭文を元と見るへし

都と親利太尼亞のヂプロマチーキ、アゲント及コンシュライルアゲントより日本司人にいたす公事の書通は向後英語にて認すへし尤此條約調判の月日より五箇年の間は日本或は和蘭の譯書を添へし

第二十二條　兩國にて條約の實地を驗し改革せん事を求る時は其一年前に通達して再驗を爲すへし其事は今より凡十四年の後にあるへし

第二十三條　日本政府より向後外國の政府臣民に許すべき特典ある時は親利太政府國民へも同樣の免許あるべし

第二十四條　此本書は日本よりは大君御名と奧印を署し親利太尼亞よりは女王自ら名を記し印を調し一年の內江戶に於て取替すべし右取極の爲安政五年午七月十八日(西曆千八百五十八年八月廿六日)江戶に於て前に載たる兩國の役人等名を記し調印する者也

初め幕府が外交を初むるや、固より一世の才幹ある者を撰びて之に當らしめたりと雖も、彼等は因より十九世紀簿書的外交の風を知りたるものにあらず。唯だ支那戰國の時、壯言大語、國聲を墜さゞりしものを以て理想的外交家とせる輩なりしかば、條約なるものは、唯だ外人の起稿によりて是非するに過ぎず、殆んど盲人の物をさぐるに異ならず。若し双方の間に立ちて周旋する米公使にして、狡獪、偏私の徒なりしならんには、日本の血を吸ひ盡くすが如き、巧妙なる騙引を爲し得たりしならんに、幸にも彼は公平醇直の人にして、如何なる事あ

政府の訓令

ハルリス條約論

るも、敢て東洋の義俠國を威迫、欺騙すへからずとの政府の訓令を確守し、醇々として先進が後進を導くを以て自任したりしかば、英政府もまた之を聞きてその公使に對し、日本は亞細亞未開國中にても特別の國なり、その國民は善く義を尊び、又よく恐を挾むの人情なれば、如何なる場合に臨むとも砲火を開くと勿れと嚴達せり。米英二國已にかくの如くなれば、他國も敢てその規を破りて、甚しき强迫を爲さずして、現行條約に止りしは、實に我國民の大幸なりと云ふべき也。且つこの條約中にても日本が自在に海關稅を課するの權なく、治外法權の一項あるは甚しき不都合なれば、ハルリスは固より時を待つて此二事を改めんとするの意衷なりしは、彼が千八百七十五年三月に自書せる左の文書に於て見るべき也。

江戶條約(千八百五十八年)に附載せし稅目は全く余が制定せし所なり其條款に付ては誰も評議せし事も無く立稿の後に於て日本官吏も亦書て之を改正せし事なし畧竟日本人が輸入品に稅目を定め稅關を設き收入を司どるの事務を知らざりしを以て據なくかゝる先例も無き處置に及びたるなり尤も日本官吏は有躰に其實況に暗き事を述べ余が之と公正に處するを知るとなして余に信依したり余は貿易を開く前に於て輸入稅を豫定せざれば必らず其期に及びて葛藤を生ずべしと豫察せしが故に固より貿易章程を制するの見込にてありき扨て稅目を定むるに付ては一は日本人をして外國貿易の利益を覺らしむる程の歲入を得せしめんと希ひ、一は禁止に等しき苛稅に陷るを避んと事を望みたり余は常に日本官吏に向ひ條約改正の時期に至るまでの實驗に於て諸君は爾時自から事を理するに足るべき智識を養成すべし十年の星霜は一身

に取りてこそ長途なれとも國家に取りては電光の瞬間に過ぎず事務に干渉するの權利ありと說出せし事なし斯の如き干渉は征討の成跡にして決して萬國公法の正理ニ非らざれば也。

ハルリスの懺悔

ハルリスが我日本に對して好意ありしは、また其の治外法權論を見て之を知るべし。曰く

安政五年の條約に附屬する稅則は甚だ我が利益あるものなりし

條約の明文に於て日本在留の米國人に治外法權を許したるは全く中心に安ぜざる所なり千八百五十五年國務尚書マルシ—君と面話せし時に同氏は西洋諸國が瞬間たりとも征服せざるの國に向ひ其國の法律に干渉するは實に不正の擧を免れ難しと雖も東洋各國と條約を結ふに於ては此約なき能はざるを奈何せんと云へり現にトルコ、ペルシヤ並に其他の野蠻國と我邦との條約を以て其例を示し議院に於ても變更せざるなり余は既に年老たれば眼前に於て此の不正の條款を我條約より刪除するを得ざるべきを悲む只、他人か余に代りて其の事の全く行はるゝを目擊せん事を希望するのみ

さればハルリスはその海關稅目を立つるに於ても、敢て我が幕吏の愚に乘じ、私するを爲さず、公平なる處置を爲して、幕吏の信任に負かざりしは、安政五年六月の條約に附屬せる稅則第七則に於て、明かに日本の利益を計りしを以て之を見るべし。その規則によれは輸入品を簡易なる數類に分ち(第一類)貨幣に鑄造し或は鑄造せざる金銀、當用衣服、賣品ならざる家財書籍を無稅品とし、(第二類)船舶を造修裝艤するの用具、捕鯨用具、鹽漬食物、麵包及び料粉、鳥獸、石炭、材木、米、籾、蒸溜器械、亞鉛、鉛、錫、生糸を五分稅品とし(第三類)一切の酒類を三割五分稅品とし(第四類)前條に擧げざる諸品を二割稅品とし、又金銀棹銅の

稅則英公使のために破らる

條約の第一變

外は一切の輸出品を五分稅としたり。若し此時に於てハルリスにして狡猾の志ありしならんには、稅目を左右するに何の難か之れあらんや、然れども彼は條約立稿の重事に付き、幕府の無智に乘じて其不利を謀りて、信任に負くに忍びざるを以て、其苦心の結果を輸入稅二割輸出稅五分の適度に顯はし、幕吏が開港より五年後の稅則改正に於て、更に其實驗を以て利害を明晰し、日本の爲めに收稅の益を失はさらんことを希圖したるなり。

然るに翌月に至り、英國と條約を結ぶや、初めて第二類の五分稅品中に、木綿及び羊毛の織物と云ふ一語を挿入せるより、ハルリスの注意ありしにも拘らず、この重要にして且つ多量なる輸入品は、忽ち二割稅品中より脫出して、五分稅の中に入りしかば、之に次きて條約を結びたる各國は、皆な之を標準として締約するに至れり。その他已に締約せし諸國も、また日本政府より向後外國政府及ひ、其臣民に許可すへき殊典ある時は、我政府國民へも同樣の免許あるべしと云ふ、所謂る最惠國條款によりて、木綿及び羊毛の織物を五分稅品となさんことを要求せしかば、此に一般の稅法となり、幕府條約を締結して未だ開港せざるに、早く已に一割五分の減稅を爲したると同一の結果に陷れり、是れ條約の第一變也。

斯の如く幕府はハルリスの注意により、輸入品は平均二割の稅を收めたるに、此ずらまた內

より破らるゝことゝなれり、そは攘夷黨の亂暴にてありき。當時攘夷黨は鎖國攘夷の二事を以てその運動の譜牒となし、何事を差し置きても、幕府を苦しむるの策あらば、その結果の如何なるべきかを問ふの暇なく、而して幕府を苦しましむるは、先づ已に締結せる外國條約を實行せしめざるにありと信ぜしかば、百方之を妨害せり。此に於てか幕府は條約面にあるが如く、此冬に於て第一、新瀉或は其他の代港を開くを得ず、第二、兵庫、江戸、大坂の開港開市をも爲すとを得ず、此二件を併せて延期を外國政府に請願せざるべからざるに至り、文久元年使臣を外廷に發せしが、その結果として左のロンドン覺書なるもの出で、英廷は兩港兩市の延期を五ヶ年間承諾するの報酬として、酒類の輸入稅を減じ、玻璃器を五分稅品の中に加ふることゝなれり、是れ實に條約の第二變也。

ロンドン覺書

文久二年壬戌五月九日（西暦千八百六十二年六月六日）

日本內國に外國との交際を害せる一點あり其逆意の爲め大君及其執政は日本と條約を結ひし外國との交誼を保護し難しと思（は是を日本在留の英國女王のミニストル（は大君の執政より告け女王の政府（は大君より英國（遣せる使節より報告したり女王の政府は此報告を熟考し下に記したる取極を以て千八百五十八年第八月廿六日大不列顚と日本と取結たる條約の第三箇條中の事を施行するを千八百六十三年第一月一日より算し五年の間延す事を承諾せんと預定せり右條約第三箇條中に不列顚人の爲千八百六十年第一月一日より新瀉或は日本の西岸に在る他の相當の一港を開き千八百六十三

年第一月一日より兵庫を開き且不列顚人居留の爲千八百六十二年第一月一日より江戸府を開く事を定めしなり○英國政府日本の執政に現今其國に在る遣意の者を鎭むる爲め要せる時限を得せしめんか爲條約上當然の理を狂て此大事を容允せんと思（り然れ共英國政府は大君及其執政に長崎箱館神奈川港に於て右の外條約中の取極を嚴重に施行し且外國人を摸斥する古法を廢し就中左の件々を取除くべし

第一　千八百五十八年第八月二十六日の條約第十四ヶ條に基き商物の諸種を日本人より外國人に資渡すに貨敵價の事に付是を拒む事

第二　諸職人殊に工匠船夫船艇傭夫等を指南する人及從僕等共名に拘らす是を傭ふ事に付差を拒む事

第三　諸大名其產物を市場に送り及其自家の人を以て直に是を賣るを拒む事

第四　通上所の役人及他の士人の申賞を取る存意ありて彼是事に付拒む事

第五　長崎箱館神奈川港に於て外國人と交易する人に身分の限程を立て是を許すを拒む事

第六　日本人と外國人との間に緣親の徒勝手に交るを拒む事

右の取極は素より條約に於て大君及執政の遵守すへき所なれは若此取極めを嚴密に遵守せさる時ハ英國政府上に述たる千八百六十三年第一月一日より算したる五年の期限中何時にても此書附に載る港都の事に付きたる免許を止め千八百五十八年第八月二十六日の條約に在る箇條を遲延せす疎く施行し上に云る所の港都を英人の交易居留の爲に開くへき事を大君及ひ其執政に促すの理あるへし

英國女王（差遣されたる大君の使節は日本歸國の上外國交易の爲に對馬の港を開く處置且利益ある趣意を大君及執政に述（し此處置は日本の利益と現に進歩せしむるの要なり且使節より說述し大君及執政に其厚意を歐羅巴人民に示し日本に輸入せる酒類の稅を減し玻璃器を五分稅を收る諸品中に加入するを許して日本と歐羅巴との交易を盛にせんと欲する

意あるを示さしむへし此擧に由て條約取結の節失念せしを補ふへし使節尙大君の執政に横濱長崎に納屋を取建るの處置を上告すへし此納屋は陸揚する荷物を日本士官の取締にて預り置輸入主其荷物の買請人を得輸入稅を拂ひ之を他所に移すの用意ある迄は稅を拂ふ事なく入置爲なり英國女王の外國事務セクレタリー大君の使節共に此覺書に手記し此書をセクレタリーよりは日本在留の英國女王の公使に送り使節よりハ大君及執政に送り千八百六十二年第六月六日雙方にて協議せるを證とす

竹内下野守花押
松平岩見守花押
京極能登守花押
イール、ラッセル手記

此の如く、幕府は內憂のために、明かに輸入稅を減殺せられしが、攘夷鎖國黨の氣焰ます〳〵增加して、遂に長人が下の關にて數ば〳〵外艦を砲擊せしかため、佛國の歡心を失し、薩人が生麥村にて英人を刺殺せるより、また英國に口實を與へ、外國已に幕府を信任して條約を締結せしに、幕府之を執行する能はずんば、他の權威ある大名につきて之を改締せんと主張せしめたり、是れ明かに薩長を指さすものなり。此に於てか幕府はまた取締の行き屆かざるを謝し、同年三百萬圓の償金を英、佛、米、蘭の四國に拂ひ、之と共にパリ條約を定め、製茶具の輸入を無稅に、酒類、白砂糖、鐵、器械、麻織、時計類を五分に、硝子器、香具、兵

條約の第三變

遣佛公使の復命

器類を六分に減稅したり。而して英佛二國は日本政府は保守黨を鎭壓するの力なきを見て、兵營を横濱に城き、自國の兵を以て居留地を守れり。是れ實に條約の三變也。

我使節が巴理に發遣せらるゝや、實は攘夷黨一變して討幕黨となりしを見て、幕府は之を滿足せしめんがため、歐米列國に談し一旦約束せし條約を解き、再び鎖國の昔に立ち歸らんことを相談せしめたるなり。使節は先づ最も懇親なる佛國に入れり。而して遂に鎖國を爲し得ざるのみならず、却てパリ條約を結びて歸れるや。其の復命書は左の如し以て當時の形勢を知るべき也。

佛國巴里府より一と先歸府仕候趣意柄申上候書付

池田筑後守
河津伊豆守
河田相摸守

私共義神奈川港鎖閉其外諸事談判之爲め御條約濟各國へ爲御使被差遣候に付佛國へ最初罷越候義は道路自然の順のみにも無之井戸ケ谷殺傷長州發砲等同國へ被爲對候ては種々の事件差重候間爾來御不都合不相成樣談判仕候義は勿論鎖港之儀も御國在留同國ミニストルには英國阿蘭等外國のものとも違ひ御都合可取計樣子も相見へ且同國にをいては全世界上にて英國とも並稱ひ致候位之國柄殊に當時國帝第三世ナポレオン事は目今歐洲各國帝王之內口利にも御座候間同國に於て談判取纏り候得は外各國にて異議は有之間敷被存候旁以同國を目當と致し罷越先つ井戸ケ谷一條より談判相始あ殺

傷被致候士官家族扶助金として三萬五千弗持越候御用金の内より相渡し猶長州の事件等押移り兼て相伺候趣も御座候間御所置可被及次第は内談にて相盡し夫是談判仕候處彼方にては下關通航並償金の義申立下關通航之儀は元より相當之所望に御座候間夫々御所置之次第約束しそれより鎖港の談に移り候處――先方より却て約文等之箇條今以御取行延引いたし候違約も同樣に相當り候間其節御談判申上候通右談判引戻し即今軍艦差向兩都兩港とも直樣御開被成候樣御談判可申上積りのみに英蘭政府へも打合相濟み候へ共右は御國御迷惑に可相成と存候間當時御開相成居り候三港とも其代りとして無税之商賣御許相成度段意外之難題申掛ケ一躰無税商賣と申儀は西洋各國何れにも其例無之候僅に獨逸連合州中軍隻に等一兩國御座候得共右は固よりフレースターテニと相唱え國王も無之國民寄合抔之國柄にて御國之比例には相成不申對備之國柄にては何れも比例無之御國にといては内地商民之運上御座候上は猶更御不都合之筋に有之尤即今御國一廉之御都合をも取計候筋候はゞ又格外之儀に候得共左も無之候ては右樣之次第に至候事は難得其意筋に付精々談判を盡し罷在候内既に手限にもをよひ可申勢も相見へ鎖港談判等は中々受引可申據子も無之候尤各國とも鎖港之儀御同意申上候はゞ其節再儀可仕杯申聞候得共右は全く各國共同意仕間敷を見込程能申立候事にて固より以て難信筋有之

國難に乘じて、外人がその鴟梟の威を逞うするは、幕府もまた之を知らざるにあらず。然れども内憂重ねて至り、憂外にあらずして内にありしかば、幕府の政治家は、外國は如何樣にしても之を宥め、その間に内憂を治めんとし、減税にて事すまば、何程にても外國に讓るべしと決心せり。然れども内憂は治まるの時なくして、外國は日に迫り、一難一變あるごとに之を口實として、減税を迫り、幕府が兵庫開港を約して、而して朝議之を許さずして遷延するや、遂に慶應元年の大坂談判となり、輸入出税とも都て五分を基本とすべきを約束し、翌

減税は幕府唯一の外交政策也

條約の第四變

改税約書

二年の改税條約にて税目を減じ、輸出入品とも其の第一種は品類量尺に從ひて税を賦し第二種は無税品第三種は禁制品、第四種は元價の五分税とせり。是れ實に條約の第四變にして、この税目は現今の税目たり。此の如く安政六年横濱開港より、慶應二年の改税約定に至るまで、前後九年の間、外交は四變を經て税目はその度ごとに減じ來れり。而してその原因は幕府の怯懦にありと雖も、また無謀なる暴士無智なる公卿の處置その大原因たりし也。

改税約書

慶應二年五月十三日(西暦千八百六十六年六月廿五日)英佛米蘭四公使と於江戸各國文を以五通に認め各通に連名調印

日本安政五戊午(西洋千八百五十八年)日本政府と大貌利太尼亞、佛蘭西、亞米利加合衆國荷蘭四箇國と取結し條約に添たる交易規則第七則に定め置し通り其輸入輸出の運上目錄を改むへき旨右四箇國の名代人夫々の政府より一樣の命令を受け且又日本慶應元年丑十月(西洋千八百六十五年第十一月)四箇國の名代人大坂に赴きし折日本政府より輸入輸出の諸品都て價五分の運上を基本とし右運上目錄を猶豫なく改むへき趣を約束し將日本政府は外國との交易を盛んにし和親の交際益篤らん事を欲するの證を更に顯はさんか爲め日本外國事務老中水野和泉守殿大貌利太尼亞の名代人シル、ハルリー、エス、パークス佛蘭西の名代人モッシエル、レオンロセス亞米利加合衆國の名代人エ、エル、シ、ボルトマン、エスクワイル荷蘭の名代人モッシエユル、ド、デ、ガラーブ、フアン、ボルスブルック合議の上左の十二條を決定せり

第一條　各政府の名代として此度約書を議定せし全權は此約書に添へたる運上目錄を採用し各政府の臣民堅く之を遵奉すへき事とせり

其運上目錄は日本と右四箇國と取結たる條約に添たる元の運上目錄に代るのみならず又日本政府と大親利太尼亞、佛蘭西、亞米利加合衆國政府と是迄度々取結たる右運上目錄に關係せる別約にも代れるものとす右新運上目錄取行ふ事神奈川に於ては日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）より長崎箱館に於ては仝六月廿一日（第八月一日）よりとす

第二條　此度の約書に添たる運上目錄は調印の日より日本と右四箇國と取結たる條約の內に併せたれは日本來壬申年中（西洋千八百七十二年第七月一日）に至り改むへしと雖も蒸生絲運上の分は此度の約書調印より二箇年の後雙方の內何れの方よりなりとも六箇月前に告知し前三箇年中平均相場の五分に基き之を改る事を求むへし又材木の運上は此度の約書調印より六箇月後に告知して時相場に從ひ運上を納る事を改めて品物に從ひ運上高を定むる事を得へし

第三條　元條約に添たる交易規則の第六則に從ひ是迄取立來れる免狀料は此度より相廢せり尤荷物陸揚船積に付ての免狀は是迄通りたるへしと雖も以後は其謝金を出す事なかるへし

第四條　神奈川に於て日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）長崎箱館に於て日本慶應二年丙寅八月廿三日（西洋千八百六十六年第十月一日）より日本政府輸入する者の求に應じ運上を納る事なく其輸入品を藏に入置用意を爲すへし日本政府にて其品を預り置間は盜難並風雨の損害なき樣引受へし尤火難は政府にて引受すと雖外國商人共荷物火災の受合十分出來すへき樣堅固の土藏を取建へし就ては荷物を輸入する人又は荷主之を土藏より引取んとする時は運上目錄通りの運上を拂ふへし其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を納むるに及はす荷物を引取る節は何れにも藏敷を拂ふへし右藏敷高並貸藏取扱向規則は雙方の相談の上議定すへし

第五條　日本の物產は運送の陸路水路修復の爲諸商賈に付取立る通例の運上の外は別に運送運上を納む事なく日本の內何れの地よりも外國交易の爲開きたる各港へ運送する事勝手たるへし

第六條　日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用すへしと取極たる箇條に從ひ是迄日本運上所に於て盈是哥ドルラルを以て運上を納むる時は一分銀の盤目に比較しドルラル百枚を一分銀三百十一個の割合と以て請取來れり然る處日本政府に於て右仕來を改め總て外國の貨幣と日本の貨幣と引替る事に際りなき樣にし又日本通用の貨幣を不足なき樣にし交易を便利にせん事を欲するにより日本金銀吹立所を盛大にせん事を既決ぜり然る上は日本人又は外國人より差出すべき總て外國人金銀貨幣並地金は日本貨幣よ吹替へ其諸雜費を差引其實の眞位を以て爲め定めたる場所に於て引替んとす此處置を行ふ爲め日本と條約を取結ひし各國は其條約に書載たる貨幣通用に關係せる箇條を改むる事緊要なれは右箇條を改むる擬日本政府より申談し承諾の上日本來丁卯年十一月中（西洋千八百六十八年第一月一日）より其處置を取行ふへし

吹替の雜費として取立へき高の制令向後は雙方の全權協議の上定むへし

第七條　運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及船入足小遣等雇方に付き開港場に於て是迄訴出たる不都合を除かんが爲め各開港場の奉行速に外國のコンシュルと談判に及ひ雙方協議の上右の不都合決して無之樣規則を立て交易の道並各人の所務を可成丈容易くし且安全ならしむる樣盡力致に議定せり

右規則の內には各港に於て外國人荷物陸揚船積の爲に用ふる波戸場の內にて荷物雨露に損せさる樣小屋掛を作る事を書入へし

第八條　日本人身分に拘らす日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を送るへき各種の帆前船蒸氣船共買入るゝ事勝手たるへし尤軍艦は日本政府の免許なければ買入るゝ事を得す

日本人買入たる諸外國船は蒸氣船は一噸に付一分銀一箇の運上を定通り相納る時は日本三箇帆前船は一噸に付一分銀一箇の運上を定通り相納る時は日本の船として發錨に當戰すへし其尤船の噸數を定むる爲め日本長官の需に應し其筋のコンシュルより本國の船目錄の寫

し を相示し其眞を瞭すへし

第九條　日本と右四個國と取結ひたる條約且づ日本政府の使節日本文久二年壬戌五月九日（西洋千八百六十二年第六月六日）大統利太尼亞政府へ送れる覺書及ひ同閏八月十三日（第十月六日）佛國西政府へ送れる覺書に載せたる別約に從ひ日本人と外國人と交易又は交通する事の妨を全く除くべき趣を以て日本政府より既に國書を遣したり就ては日本の諸開入政府役人の立合なく相對に日本の開港場及び此約書中第十條に載せたる仕方にて海外へ出る許しを得れは各外國に於ても外國商人と交易する事勝手たるへく尤日本商人通例商賣に付て取立る運上より餘分は日本政府へ收むる事なし且諸大名並に其使用する人々現在締の規則を守り定通の運上を納る時は日本役人の立合なく諸外國又は日本の諸開港場へ赴き其場所にて交易する事右同樣勝手次第たるへし

第十條　日本人身分に拘はらす日本の開港場又は各外國の港々より日本の開港場又は各外國の港々に赴くべき日本人所持の船又は條約濟外國船にて荷物を積入るゝ事勝手たるべし且既に日本慶應二年丙寅四月九日（西洋千八百六十六年第五月廿三日）日本政府より觸書を以て布告せし如く其節より政府の印章を得れは修行又は商賣する爲め各外國に赴く事並に日本と親睦なる各外國の船中に於て諸般の職事を勤むる事故障なし外國人履歷書を日本人海外へ出る時は開港場の奉行へ願出政府の印章と得る事妨けなし

第十一條　日本政府は外國交易の爲め開きたる各港最寄船々の出入安全の爲め燈明臺浮木瀨印木等を備ふべし

第十二條　此約書取行ふ以前双方政府允許の沙汰を待に及はさる故日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）より取行ふへし

右約書を政府允許の上は双方全權其國互に通達すべし右通達の書面は双方君主保證の代りとす

此證據として前文全權此約書に名を記し調印せり

日本慶應二年丙寅五月十三日（西洋千八百六十六年第六月廿五日）江戸に於て双方全權各其國語を以て之を記せり

水野和泉守花押　佛國全權公使　レオン、ロセス印

英國特派全權公使　ハルリー、エス、パークス印　合衆國代理公使　エ、エル、シ、ボルトマン印

蘭國目代兼コンシュルゼネラル　ドデグラーフ、ファン、ポルスブルック印

英國公使慶喜を英國に引かんとす

條約に關する幕府外交の歷史は此の如し。而して英佛二國が我が國政に干涉せんとするの陰私は『維新前紀』に於て記したるが如く、互に雄藩に結托し、幕府已に奧羽の一戰に破れて慶喜江戸に歸り、官軍東下の報に接して、滿城駭然たるや、英公使パークスは幕府の外交官を慰めて、官軍東下の後、若し將軍の身に害あらんとするの勢あらば、余は將軍を英國の軍艦に奉じて守衛し奉り、英京に歸つて爲す所あるべしと云へりとぞ。英公使は一方には此の如く幕府を慰め、一方には幕府の征服者たる薩長に結びて之に敎ゆる所ありき。而して一方に於ては佛人はまたその東洋政略の野心より、その國特有の義俠、壯を好むの心より、幕府と死生を共にせんとして奔走し、遂に脫走隊に加はりて函館の役に加はりたるものありき。されば官軍と幕府との戰爭につきては、外國公使は此時尙ほ兩大藩の戰爭の如くに見なして、敢て何れともつかざりしが、佛國公使の發意により、米國公使の唱和により、各國公使は『日

佛人幕府を助く

外人京都と江戸の戰爭を兩君主の爭となす

維新の後攘夷黨攘夷を行ふ

新政府風服の端

本兩君主の爭に對して』局外中立を宣布せり。然れども英人は尙ほ私かに薩長人士と往し來て、頻りに銃器彈藥を賣りて之を助けたり。

かゝれば幕府已にその權を失するや、反對同盟軍は飜然としてその攘夷鎖港論を打すてたり、政府の法令には『幕府已に開港したれば、餘儀なくも之を續く』とあれど、是れ實に天下を愚にしたるものなり。然れどもその末流の正直者にありては、已に尊王討幕の一擧を遂ぐる以上は、直ちに攘夷鎖國の擧に及ぶべしとなすもの少からず。明治元年正月備前藩主が神戸を過ぐるに方つて、外人の敬禮を得ざるや、兵士憤つてその居留地を砲擊せり。此に於てか外國公使は大に怒つて各國の兵を結合し、港內に碇泊せる諸藩の滊船を奪ひ、以て自ら衛りしが、勅使之かため京都より下り、政權已に朝廷に移るを報じ、備前兵士暴動の過を謝し、その隊長を自裁せしめしかば事なきを得たり。同年二月土佐の兵士、佛國の水兵を泉州境に襲ふて、その十一人を銃殺す、政府は之れか爲めにその暴徒を自殺せしめ、償金十五萬弗を拂ひ、外務長官と土佐藩主の謝狀を出し、土佐藩主の開港場に入るを禁じたり。此月陛下各國公使に謁見を給はるや、暴徒ありその途に英國公使パークスを襲ふて、從士を傷く。此に至つてまた暴徒に自殺を命せんとせるに、英公使は之を遮つて、日本士人は自殺を以て名譽とせば、

親王公卿をして外人に遇ふては道を讓らしむ

新政府の外交

居留地糶賣

布哇賣奴事件

以て刑罰とするに足らず、宜しく梟首に處すべしと、此に至つて政府また之に從へり。かくの如く、尊王攘夷を譜牒として起てる政府は、攘夷論の餘毒のために煩はされて、退讓卑屈の風漸やく生じ、元年十一月外人の請求により、佩刀の者、符信を有せずして外人の居留地に入るを禁じたり。同月また親王、公卿、諸侯等道に外人に遇ふ者は道路相讓るべしと布令せり。是れ攘夷鎖國を譜牒として起れる政府の大外交策なりし！

此時に方りて政府は、紳縉の出身東久世通禧をして外國事務總裁（外務大臣）として、寺島宗則、町田久成、五代友厚の三參與と共に、外務に當らしめ、尋で澤宣嘉をして東久世と共に總督たらしめ、伊藤博文をして外國事務掛として、兵庫に駐在して外務に當らしむ。而して第一着に行れしものは、兵庫港にて外國人に地面家屋を貸渡すの件なり、此事は後來往々物議となり、外人は土地を買受けたりと主張するに至れり。

之につぎて起りしものは、布哇事件なり。元年四月米人ウエントリート一ケ月五弗の給料を以て、三ヶ年の年季を約し、我國人三百餘人を傭とひサンドウヰッチ島の砂糖竹植付に從事せしめんとして、私かに之を布哇に送らんとす。外人私かに政府に告ぐるものなり、曰く是れ明白に奴隷賣買なりと、是に於てか東久世は橫濱に至りて之を止めて曰く、布哇は條約未濟

の國にして、事は薩瑪府の約にかゝれば、宜しく之を改めざるべからずと、ウヱントリルトは布哇國の領事に直に錨を投て發す。此に於て之を以て米國公使に詰るに、ウヱントリルトは布哇國の領事にして、船は英國の所有なれば、米國公使は之に干渉するの權なしと云ふ。此に於てか二年九月に至り、上野景範を布哇に遣はして、日本人民を召喚す、米、英、佛の三公使もまた書を布哇に送りて之を遊說せしむ。

獨逸墺國との條約は更らに一歩を讓ろ

七月に至り、澤宣嘉專任外務卿となり、寺島宗則大輔を以て之を助けしかば、外交の事漸く緒につけり。然れども積威の壓する所、容易に改むべからず、外國公使は我國に腥貨多くし貿易に害ありとて、連署して政府に迫れり。而して政府は之を列藩知事に令して、處置の方法を議せしめたり。而して九月に至り獨逸北部聯邦と、十月に至り、新たに墺國と、條約を締結するに方りても、各國に強迫せられたる條約と異なりたる新約を締結する能はざるのみならず、却つて日本政府は速に貨幣鑄造法を改正すべしとの個條を新たに加へたり。此年支那人往々にして我が童男童女を騙買して、清國に賣らんことを謀りしかば、地方官に令して之を嚴禁し、また外務大丞鮫島尚信を以て、少辨務使となし、英佛孛の三國に遣はして、佛國に駐在せしめ、森有禮を以て、同じく少辨務使と爲して、米國に駐在し、國交を周旋し、在

支那人兒女賣買事件

贋貨事件

初めて駐在公使を派す

奇異なる局外中立

外日本人を管領せしむ、是れ日本が公使を外國に駐在せしむるの嚆矢也。

明治三年佛國のナポレオン三世が、獨逸に對して戰端を開くや、日本政府は七月を以て局外中立を公布し、軍艦を五港に配布して萬一に具へたりしが、その公布文中には、通常の局外中立を公布するの外、局外中立の上は、交戰の理非曲直を品評致す間敷とありき。

(二) 對外進向の歴史

條約改正の端○改正一年前に列國に通知せんとす○岩倉全權大使の出發○大使先づ米國に至る○條約改正の第一案○大使最惠國條款の眞理なるを承認し現行條約の期限外に有効なるを識認す○副島種臣一生の光彩○當時外務卿の落條スミス○副島の決答○白露賣奴事件○露皇の仲裁を乞ふ○副島、各國公使より敬禮を受く○露國皇子來る○副島初めて清帝に謁見す○朝鮮との關係○清國屈辱を發して朝鮮を戒む○朝鮮征伐○朝鮮政府日本人を誘る○西郷の征韓論○征韓黨の敗北○臺灣征伐、端なく清國と交渉を開らく○大久保清國に使す○英公使の仲裁○清國より償金を取つて兵を退く○タイムスの評論○臺灣生蕃は支那の屬地にあらず○樺太交換○魯國と交渉の次第○日魯兩國の讓與○朝鮮事件また生ず○黒田井上朝鮮に使す○朝鮮との條約○朝鮮屬邦事件○條約改正また初まる○居留外人の數增加して條約改正困難也○パークスの回狀○條約改正の第二案○法權回復を提出せざる所以○人を埃及に派して混合裁判を見る○新條約成る○新條約の內實○新條約の無効○新條約はハルリスの原案と大差なし○日本政府自ら信ぜざるの一例○阿片輸入事件○阿片事件、英國國會に上る○寺島內より攻めらる○條約改正審查委員○寺島外務卿を滉む○朝鮮重稅事件○宮古八重山の二島を割きて清國に與へんとす○條約改正また始まる○條約改正の第三案○井上合議裁判を始む○條約案、新聞に洩る○衝關公使、追ひ返さる○井上の議論一變して歐化主義となる○朝鮮の保守黨、公使館を襲ふ○朝鮮談判○朝鮮公使來る○朝鮮の日本黨、日本の力を藉りて事を擧げんとす○日本公使兵を以て朝鮮王宮を守りて清兵と戰ふ○邦人清人に傳ゆらる○朝鮮との條約○清國に向つて談判を開らく○日清の天津條約○伊藤の使命○條約改正の第四案○宣教師條約改正を助く○清兵長崎に暴動す○ノルマントン事件○條約改正反對の氣焰○井上擊退○大隈重信出づ○強硬政畧○國別談判○米獨の條約を承諾す○メキシコ條約○條約改正の第五案○日掲條約○大隈傷けらる○條約改正中止○青木周藏出づ

條約改正の端

政府は明治二年の頃より條約を改正せんことを欲し、其二月を以て條約改正を外務官に一任せしが、外人は日本の法律を改正して、慘酷なる刑罰を除くにあらずんは承諾すまじとの事なれば、明治四年新律綱領を定むるや、之を飜譯して各國公使に寄贈せり。かくて條約面に於ては、改正を爲し得べき筈なれば、政府はその明文に從ひ、已に一年前に於て改正の期望を各國公使に通達し、且つ此の改正談判は之を東京に開くべきに決したり。然れども此事尋常一樣の事にあらざれば、先づ此の談判を開くに先つて、親しく外廷に使臣を派して、彼我の意見を交ゆることそよけれとて、此に明治四年十一月、岩倉具視を特命全權大使と爲し、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山口尚芳の四人を副使として、五十餘人を從へ、遍ねく歐米の條約國を歷訪して、その意見を陳ぜしむることゝなれり。

改正一年前に列國に通知す

岩倉全權大使の出發

この全權大使の一行は、五年の春米國に着し、國務卿に會して、開國以來外交の遷變を述べ、之より生ずる自他の利害を說き、今は新たに條約を改めて、對等の交際を望まんには、如何の處分をなすべきかを貴國に諮詢せんがために來れりと告げたり。然るに米國國務卿は口頭の談判は、確證たらざれば、寧ろ今日に於て條款を定めて、決定するの得策なるに如かざる

大使先づ米國に至る

を勸誘せり。然れどもこの一行は固より條約改正の全權を有せざるより、大久保、伊藤の同副使は一旦廟議を決せんがて歸朝して、左の案件を齎らして米國に赴けり。

內地雜居は尙早きにより外國人をして居留地方の規則を遵守せしめんが爲め、先づ開港場に於て、何年の間は何里以外と定めて、內治の整理を待つて漸次に此區域を廣むる事。

條約中に我判所を公開し內外人民をして、同一の審判を受けしむるとを揭げ、裁判權を我に回復して從來の治外法權（エキストラ、テルリトリアリチー）を廢する事。

然れとも當分の內は假りに法を設け置き、漸を以て法律を改良し、實際裁判の公平なるとを外人に目擊せしめ、以て日本に在る者は日本の法律を遵守せしむるを目的とする事。

日本の法律中に耶蘇教の明禁なしと雖とも、尙ほ高札にうの禁令を揭示するを以て、外人は一概に自由信仰を妨ぐるの野蠻國と見做し、製等の權を許可するとを甘んせす、故に此高札の禁を除く事。

是れ日本より提出せる條約改正案の第一なり、かくて一方には米國にある使節等は自家の考案を普立て、之を以て談判に取りかゝりしかど。米國は自國に於て此の談判を決するを好まざるが如くなれば、更らに歸朝せる二使の渡來を待ちて、歐洲巡遊の途に上り、至る所我要求を開陳して過き行けり。

かくてこの大使の一行の未だ歸らざるや、東京駐在米國公使は、早くも本國の訓令に接して、改正談判を開かんとせしが、此のとき遣外大使の一行が米國國務卿の『日本政府は、現行條

約は尙ほ繼續するの効用ありと信ずるか、最惠國の條款は永久に繼續すべき公平の約束なりと爲すか』との問に答へて『現行條約は期限と共に終るも、尙ほ繼續の効あり、最惠國の條款は永く守るべき公平の約束なり』と云ひ放ちたりとの報來るや、識者は私かに之を以て外交上の大失策となし、若し此の時に於て遣外大使等が、現行條約は期限來れは無効なるべく、最惠國の條款は先つ廢すべき個條なりと言ひ放ちたらんには、幾何の便利あるべかりしならんと議したりき。

この議者の中には外務卿副島種臣もありたりき。されば各國公使がこの風說を聞くや、直ちに副島につきて『貴下は治外法權、關稅權の制限等を以て不法なりとして之を除かんとすと聞く果して信なるか』と質問せり。この時こそ副島が一生の歷史中、最も光彩を發したる時なりき。彼は固より十九世紀外交の術を知るものにあらず、その朝野の間に勢力あるものは、出身の初より年長の故を以て、肥前藩士の間に尙まれ、稱するに老成生を以てし、每事必ず之に問ひ之によるに過ぎず。その所謂る外交術なるものは、戰國の遺風にして、辭令を擇び、風采を嚴にし、之を貫ぬくに頑固移らざるの氣風を以てせしに過ぎずと雖も、當時外を辱び自ら卑うするの時に方つては、その頑固なる氣風こそ最も珍重なるものなりき。されば岩倉

當時外務の寂寥スミス

が外務卿を罷めて外國に使するに方りて、後任を副島に托せしものは、最もその宜しきを得たりしなり。彼れその職に就くや、直ちに米人ベンヂャミン、スミスを延きて幕賓となし、毎事之と談合せり。大久保伊藤が一旦米國より引き返して、また米國に齎らしたる條約改正方案は、實にスミスが起草して、副島に與へし所なり。されば此の時の外交談判は、スミスの考案を遵るに、副島の頑固を以てせるものなれば、往々にして見るべきものあり。その外國公使が以上の質問を爲すや、之に答へて斷じて治外法權を廢し、關稅權の制限をすつるは日本政府の希望にして、また萬國公義の許るすべき所たるを陳述し、意氣激昂、毫も屈せざりき。是よりさき外國公使の接する所、多くは優柔なる公卿出臣の官人にして、我外務に當るものすらも、東久世と云ひ、澤と云ひ、岩倉と云ひ、多く縉紳柔弱の徒なりしかば、自然に謙恭優退に失し、その極、外人をして日本外交官の興みし易きを覺らしめしに、副島の激烈なる談論は、彼等の耳目を一新せり。已に此事あり、同年また白露人ヘレロー、その持船マリヤルズ號を以て、清民二百三十人をマカヲ港に強買して、横濱に入るや、清民の一人脫して英船に投じて哀を請ふものあり。此に於て英米の二公使連署して、奴隷賣買は萬國の公義正さに禁すべき所なるを副島に告ぐるや、副島はその日本領内に起りしものなるを以て、義

副島の決答

白露買奴事件

魯皇の仲裁を乞ふ

正に政府の力を以て之を止むべしとなし、神奈川縣令大江卓に命じて、此事件を審判せしむ。此の時に方つて外人は百方辯難して、日本の外艦の事に干渉するの權なきを論じたりしが、大江は米人ヒール等の意見を聽き、遂に之を審判して、清民を取つて之を支那官吏陳副勳に附し、ヘレローは船をすてゝ脫せしかば、後白露は特に公使を發して、日本の不法を責めて賃金を要求せしが、双方連署して露國皇帝の中裁を乞ひしに、魯皇は日本政府を直とせしかば事遂に定まりたり、事明治八年にあり。副島は政治家の經綸を欠きしと雖も、その勇往の氣により、以上の事を斷じて憶せざりしかば、外國公使は米國公使デロングの發議により、自今日本の外務卿に對しては、他の獨立大國の外務卿に對すると同一の禮遇を以てせんとを決したり。

副島各國公使より敬禮を受く

然れども是れ外人が日本政府に對するの擧動のみ、彼等が日本人民を信任せざるや以前と異ならざるなり。此に於てか條約改正の談判愈々その端を開くや、一步一步、難路に入れり。而して不幸にも征韓論は朝野を震動して、遂に條約改正の事業を中止せしめたり。

魯國皇子來る

五年魯國の皇子アレキシス來朝するや、皇室は歡を盡して之を迎へ、陛下は車を共にして行軍式を見横濱に行幸し、皇后陛下もまた籠を拂つて皇子を見たり、是れ皇后が始めて外人

を見るものにして、諸外國公使も此時始めて皇后に謁見するを得たり。而して六年に至り、副島をして全權大使として支那に行き、伊達宗城、柳原前光が四年に締結せる條約の本文を交換せしめたり。之より先き清國にある各公使は、連署して皇帝に謁見せんことを求めしに、自重尊大、遂に之を許さゞりしが、此の行副島は大日本皇帝の代表者たれば、大清皇帝は宜しく謁を給はるべし、然らずんば旗を巻て歸らんと云ひ、遂に謁見を得たり。是れ實に區々たる外面の虚禮に過ぎずと雖も、久しく外人を畏怖せる邦人に取つては、甚だ自慢の種となれり。而して副島はこの自慢と共に一大爭亂の種をもたらして歸れり、何ぞや朝鮮臺灣事件是なり。

副島始めて清帝に謁見す

朝鮮との關係

朝鮮は此の時に於ては、純然たる支那の藩屬國と見とめられたり。然れども我國人の腦中には、未だ曾て韓人が神后皇后に誓つて設令太陽西より出て、鴨綠逆流するも朝貢を欠くことなからんと云へる舊歴史を忘れず。而して朝鮮の民は未だ曾て太閤文祿の役を忘れざりしが、維新の後、元年十一月、新政府が宗對馬守をして、使を發して舊好を修めしめ、また皇政復古を報ずるや、新政の威に乘じて文辭自ら高ぶるものあり、且つ皇上、奉勅等の文字ありしかば、韓廷は大に之を怪めり。そは韓廷の接する我主權者は幕府の外あるなし、幕府は大君、日本國王の稱を以て中外に聞へたり。然るに卒として皇上、奉勅の文字に接せしかば、彼等は之を以て日本新に僭して皇を稱するものにして、朝鮮を屬國とせんとするものなりと妄信せり。是れまた故なきにあらず、韓人は其王を稱して國王と云ひ、大君主と云ひ、皇帝勅諭の文字はその宗國とする支那皇帝に關するの外、之を用ひざればなり。且つ此時清國は日本の大改革を聞きて、之を朝鮮に報ずるの文中、虚喝を以て之を威嚇し、日本八千の火輪船あり、將さに朝鮮を討つて、久しく入貢を欠くを責めんとすと聲言せしかば、朝鮮人民の心中に伏在せる文祿の役に懲りて日本を怨むの念は、油然として呼び起され、吾長崎縣令若しくは宗對馬守も云ふべき東萊府使は、一書を發して我使を拒絶せり。曰く『大抵貴國の皇と稱し、勅と稱する天下異辭なからん、則ち之を其國に行はゝ自ら絜然として順ふべき也、苟もその然らざるや、則此れ重寶の啗はすべからざる所、衆力の脅すべからざる所、貴國また弊邦の必らず許受せざるを知らん、而して輕しく試みるに此を以てす、亦た諒せざるの甚しきなき乎』と、爾後數ば使を發せしも數ば之を却けしかば、此に於てか人民の腦中に伏在したる朝鮮征伐の念は勃然として起れり。五年八月外務大丞花房義質を派し、舊厳原藩の公貿易を罷むるを告げ、一官吏を釜山艸梁館に止む、是れ新政府の官吏朝鮮に駐在するの始なりしが、六年

清國宣報を發して朝鮮を戒む

朝鮮征伐論

朝鮮政府日本人を謗る

の夏に至り、東萊府伯書を艸梁館門に揭げたる中に『彼れ制を人に受ると雖も、その形を變じ俗を易て恥ちずんば、則ち之を日本の人と云ふべからず、近ころ聞く來つて館中にあるもの、その形貌衣服、多く日本人にあらず、彼の形を變じ俗を易ゆる、我が管する所にあらず、而れども千百年自大の國を以て、一朝制を人に受け、以て此に至る、天下の笑となり恬として恥るを知らず、書して以て人に示す、亦足以慨、況や我は堂々たる禮義の邦、彼乃ち奚の爲にして至る乎』と、此時、朝鮮の政柄全く國王の生父大院君李是應の手にありしが、李は曾て天主教徒二十萬人を殺戮し、佛國宣教師を殺ろして、佛國と戰端を開きしも大敗を取らずして局を結び、米國の通商請求を退けて、また戰端を開しもまた大敗せずして已みしかば、區々たる日本恐るゝに足らずとして此に至りしなり。此報の本國に至るや、征韓の論初めて起れり。而して副島が支那に使するや、朝鮮が支那の屬國たる形あるを以て之を責めしも、領地にあらざるを以てその責に任せずとなせり。されば副島の歸るや、朝廷の上征韓の議論沸然として湧き、西鄉隆盛の如きは、身を挺して朝鮮に入りて、その國を開かしめ、若し不法にして己を殺さば、此に征韓の師を起すべしとまで主張せり。而して外國に使せる岩倉、大久保以下の徒、此時初めて歸りて平和論を唱へたり。彼等は日本を以て東洋の一大國

西鄉の征韓論

征韓黨の敗北

と信じたり、然れどもその歐米政府の眼中には、渺々たる蒼海の一粟の如きものなるを見たり。彼等は日本國民は雄武なる國民なりと信せり、然れども歐米の武備世界を見れば、單身の雄武もなすなきを見たり。彼等は支那の大國にして、弱衰しながらもなほ歐洲政治家の眼中に存するを見たり。此にだてか北魯國こそ恐るべきの問題なれば、今日國力龍鉼の時に方つて征外の師を起すの不利なるを述べて、之を沮みしかば征韓黨は相率ゐて辭職せり。之と共に政府は文官の政府となれり。

臺灣征伐端なく清國との交渉を起す

征韓黨已に退き、合從して政府に迫るや、政府は國內の武斷黨の聲望を收めんが爲めに、外征の師を起すの已むべからざるを感じたり。こゝに於てか都督西鄉從道は、兵を進めて臺灣生蕃を攻伐して之を下し、端なくも清國と葛藤を生じたり、初め副島の清國に使するや、臺灣生蕃が琉球の漂民を襲殺したるの罪を以て之を清國政府に責めたるに、清國政府は臺灣は化外の地にして、その領地にあらずとて之を拒絕せり。是れ日本は決して兵を臺灣に出して爲すの力あるまじと信じたる也。然るに日本政府も朝鮮の亡狀すら之を默視すべしと爲せし位なれば、臺灣の如きは化外の地として之を打すてをかんとせし也。然るに內政の結果として遂に兵を臺灣に用ひしかば、清國は大に驚き、遂に兩國の間に談判を開くに至り、在清國全

大久保清國に使す

英公使の仲裁

清國より償金を取つて兵を退く

タイムスの評論

權公使柳原前光之を聽かざれば、八月に至り內務卿たる大久保利通特命全權辨理大臣となりて清國に至り、辨論往復する凡そ七回、議遂に破れて、公使館の旗を撤して將さに歸らんとするとき、清國在留英國公使ウエードが清國の爲めに、仲裁を試みたるより、議また熟し、遂に欽命總理各國事務、理藩院、和碩、恭親王。軍機大臣大學士、管理工部事務文祥と、大久保との間に條約を結びたり。此約束に於て日本の軍を起せしは保民義擧の爲めにして、清國は見て以て不是と爲さず、自今清國自から生蕃を處理して、永く航海の客を保たんとて、遂に難民恤撫費十萬兩（テール）、日本軍費の辨償として四十萬兩を日本に拂ふて事定まれり。この一擧の爲め英佛列國は日本政府の國安保護の力依賴すべしとなし、その維新以來、橫濱に駐在せしめたる兵卒を撤去せるのみならず、久しく難問たりし琉球を以て明かに日本の屬地たるを天下に公告せるの結果となれり。後一年に至り政府が琉球藩を廢して縣となすや、ロンドンタイムスは之を評論して左の如く言へり。

日本は琉球島を並呑せりとの報知は誤傳たるや明かなり日本政府は古來よりの所屬たりし同島に向て單に其政令を施行せんとしたるのみ抑も古より琉球人は貢を日本に納れ西曆千六百九年に至るまで附屬國の躰を有せしに同年日本西南の一隅に在る島津侯は同島を征伐して以て永世征服の地とせんとを將軍に請ひ其允許を得て之を征服したり千六百九年より千八百六十八年に至るまで琉球は薩摩侯領地の一部となり世々薩摩侯に管領せられ而して所謂琉球王は仍ほ同島に存

臺灣生蕃は支那の屬地にあらす

有するとを許されたれども素より琉球國王は日帝の臣たる將軍の下に在る島津侯に屬せしを以て實際君主の權は無かりしなり今を距る十一年前日本に於て封建の制を廢し諸侯の領地は悉く帝國の內に入り大小侯は皆土地所有の權を棄還せし時に方り日本帝より特に安慰の稱號を賜ひ之を華族に列せられたり於是同島內政に關する事項は殆と地方の便宜に任せ處置するとを許せしと雖とも日本帝政に係る權理は同島に及ぜり茲に日本帝權の同島に在るとに付判然一證とす可きは于八百七十四年日本帝は琉球漂民を殺害せし臺灣蕃人を懲罰の爲め兵を臺灣に出し彼自ら臺灣の主なりと唱ふる所の清國と始と開戰せんとするの場合に臨めり然るに終に日本帝には其臣民なる琉球人を保護するの權理あるとを清國に於て認識し且償金をも出したるの一事即是也今日本にて新に琉球を合附するとは訛傳たるに相違なく日本政府は單に同島地方の舊習を全く改除し而て日本一般の政令を偏く同島に施及したる而已ならん

臺灣征伐は以上の利益ありたり、然れども臺灣を以て明かに清國の屬國となしたるにつきては、中外の識者が私かに痛嘆する所なりき。臺灣熟蕃は已に清國の所領たる明白なりと雖も、此地とても二百五十年前には和蘭人の所領あり、日本人の所領あり、國姓爺、（鄭成功）が明の正朔を奉じて、韃靼人（清朝）と抗戰せしときも、日本人の多數は此國にありき。その後、國姓爺の子孫が地を獻じて降を清朝に乞ひしときも、その土地は鷄籠一帶の地方に過ぎず、其後康熙六十年、嘉慶十一年に清朝が作りたる地圖にも生蕃は包容せられず、また生蕃を含有するの地圖は禮部尙書之を禁せり。されば臺灣道臺より、千八百六十七年六月、厦門（アモイ）在留の米國領事に送りたる書翰には、相沿以副朝、中外和好至意無如、該處未既収入版圖とあり、

米人が生蕃に虐殺せられたる時も、清國は化外の民なりとして之が償辨に應ぜざりき。されば其の日本に對するも同一の句調にして、領分以外なればその責に任せずと答たるなり。然るにこの約條ありしより以來、明かに臺灣は清國の所領となれり。

樺太交換

我國の外交なるものは、一として政府全躰の同意を以て施したるものなく、政府全躰の同意あるも、一として朝野一致の勢を以てなしたるものあるなし、唯だ之あるは樺太讓與の問題なりとす。樺太經界の問題は、嘉永六年、魯使プーチヤチンが、初めて來るの時早く提出せるものにして、その後幕府よりも、數ば〳〵使を發して魯國官吏と相會して、この問題を定めんとせるも、その事情に通ぜざるがため、何時も愚弄せられて要領を得ずして歸り、遂に歷然たる所有權を有しながら、樺太を以て兩國人民雜居の地と定めたり、當時の政治家は歐洲列國との現行條約が如何の結果を生ずるかを知らざれば、多くはこの魯國問題を以て國家唯一の外患となし、禍この未決問題より生ずべしとなしたりき。されば新政府が幕府に代るの年、直ちに三職及び徵士を會して、岩倉具視より策問せしものは、北海經營魯國應接の一事なりき。以てこの問題が如何に政府の間に重んぜられしかを見るべき也。その後明治三年に至り、日本政府、米國が外國と差しもつれある時は中裁すべしとの條約文により、米國政府に

魯國と交渉の次第

日魯兩國の讓與

依頼して樺太島北緯五十度の處を以て兩國の經界を爲さんことを魯國に談せしも、魯國之を肯んぜざりき。何となればその幕府の時に方りて兩國人民雜居の地となしてこの問題を未決に止めしものは、實にその得意の政畧もて、他日全島を擅有せんとの策畧にてあればなり。此に於てか四年に至り、副島自ら魯國ポシエット灣に入り、六年に至り岩倉大使の一行魯國の首府に入り、前後相つきて樺太の經界を定めんと議せしかども、同じく要領を得ざりしが、其後榎本武揚を公使として同國に駐在せしめたる後、談判數回、遂に樺太全國を割きて魯國に與ひ、その報酬としてクリル羣島即ち第一シユムシユ島第二アヲイド島第三パラムシル島第四マカンルシ島第五オチコタン島第六ハリムコタン島第七エカルマ島第八シヤスコタン島第九ムシル島第十ライコケ島第十一マツア島第十二ラスツア島第十三スレドチワ及ウシシル島第十四ケトイ島第十五シムシル島第十六ブロトン島第十七チエルポイ幷ニブラント、チエルポエフ島第十八ウルップ島共計十八島の權理及び主君に屬する一切の權理を取り、東察加地方ラパツカ岬とシユムシユ島の間なるラペースの海峽を以て兩國の境とするの條約を締結せるは、明治八年にして、この一條は武權黨の西鄕以下も、また進んで同意したれば、大政治家にして異論を唱ふるものは一人もなかりし也。此に於てか十

一月に至りこの條約を公布するや、世人皆な多年紛紜の原因を絶ち去りしを賀したりき。

朝鮮事件また生ず

久しく結んで解けざりしこの問題の落着すると同時に、朝鮮問題また起れり。明治八年八月我が軍艦雲陽艦、朝鮮の東南海を測量し、その西岸に沿ふて、將に清國牛莊（ニウチヤン）に航せんとし、適々江華島に入つて飲水を取らんとするとき、島人急に砲を發して之を横撃し、吾が水兵二人を傷く。此に於てか艦長少佐井上良馨、士官を率ひ、將に上陸してその意を詰らんとするや、發砲益す〳〵急なれば、艦中よりもまた砲を發して之を撃ち、その三十五人を殺ろし、その砲墩を破砕し、遂に上陸して島人を撃散らし、兵器を奪て歸り、狀を政府に具するや、

黒田井上朝鮮に使す

軍艦一艘を釜山浦に發し、海軍少將中牟田倉之助を遣はし、在留人民の不慮に具へしめたり。この時に方りて政府は前年已に主戰征韓黨を退け、政權の上に於ては明かに勝利者となれり。然れども純然たる退守的平和黨たらんことの、甚た國民の輿論に適はざるを知りしかば、政論の上に於ては明かに一歩を征韓黨に讓り、事實の上に於ては兩黨相調和せり。此に於てか九年一月に至り、參議兼開拓長官黒田清隆を以て特命全權辨理大臣とし、議官井上馨を以て副使として朝鮮に遣はし、去年江華島の事を問ひ、且つ好を修めしめ、陸軍卿山縣有朋は兵

朝鮮との條約

を率ゐて下の關に屯し、以て辨理大臣の報を待つて爲すあらんとするの意を示めす。朝鮮江華島の變は、恰かも長人の下の關砲撃と同じ、而して前年下の關砲撃を爲したる長人が、今は十餘年を經て他國の變を責むる人となれり。かくて兩使その大臣に會して、一面は近年吾使節を拒絶し、江華の砲撃を初めたるの理由を詰問し、一面は通商開港を求めたるに、大臣之に服せざりしかば、尚ほ十日を限りて報答すべきを約し、若し十日を過ぐれば此に敵國の待遇をなさんと迫れり。此時、大院君は已に政權を失ひたりと雖も、江湖にありて尚ほ保守黨の首領たりしが、時機失ふべからずとなし、蹶起して政府の開港論を攻撃せしかば、滿朝の大臣、その威を怖れ、遂に之れに傾きて、十日を過ぐるも尚ほ報答せず、此に於てか我兩使は正さに辭して國に歸らんとせしが、僅かに一緩の命を繋きしは、右議政朴圭壽、譯官、吳慶等が頻りに大院君に反して開國論を主張せるにあり。遂に此の開國論と兩使の威嚇とにより、韓廷の議論一變して、九年二月江華に於て條約を交換し、且つ謝狀を出せり。條約の要件は下の如し、朝鮮は自主の邦にして日本と平等の權を有し、互に同等の禮義を以て相通好すべし、兩國互に使臣を派出すべし、二十ケ月の後朝鮮國内に通商の爲めに港を開くべし、日本航海者は朝鮮海岸を測量するを得べし、兩國人民に交渉する事件は双方官員各其國律に

據て裁判すべしと、兩使歸朝の後、朝鮮の信使來り、數年の問題此に定まる、然れども江華灣の砲撃は、朝鮮開國論の首唱欒光者を殺ろせしは痛嘆すべき也。

かくて明治十年に至り、花房義質代理公使となりて韓廷に駐在するに方り、朝鮮再び天主教徒と宣教師を捕へて驅逐せんとするや、日本駐在の佛國公使は我外務省に依頼し、釜山理事官の手を經て宣教師を受取らんことを求めしに、朝鮮政府之に答ふるの書中、清國を指さして上國禮部、上國指揮等の文字ありしかは、我政府は公使に命じて之を返却せしむ。蓋し朝鮮は我國が認めて以て獨立自主の國となす所にして、修好條規の上首に於て、朝鮮は自主の國となりとなせり。然るに今ま猶つて清國を指さして上國となし、その指揮を奏すとなすは、是れ明かに屬國たるを明白するものなればなり。朝鮮が此の頓末を朝廷に報するや、清廷之れに答て『朝鮮久しく中國に隷す、而して政令均しく自理に歸す、其の中國の所屬たる天下の共に知る所、其自主の國たる亦天下の共に知る所、』となし、此の一問題は未決にして止まれり。

幕府三十年の外交は、條約によりて自ら桎梏を作るにあり。明治政府二十餘年の外交は、專心一意、條約を改正してこの桎梏より逃れ出んとするにあり。而して條約改正は、征韓論以

後の內憂外患のために、暫らく延期せられしが、明治十年西南の亂夷ぐや、また徐々に幕明となり、十一年二月を以て談判開始を各國公使に通知せり、然れどもこの時我が外交は、早くも已に步々艱難の中に踏み込めり。副島が外務卿たるの時は、わが國に居留する外人の數も甚だ少なくして、條約改正の如何は、殆んど公使の手中に存したりしが、今や寺島宗則が外務卿たるに方りてや、居留外人の數已に夥しく、增加し來れり。居留外人は固より少數なりと雖とも、外國政府が如何の條約を作るも、皆な一にその少數外人の利害を慮りての事なれば、多くその意見を參酌せざるへからざるに至れり。而してこの少數外人は、多く現行條約に滿足するものなれば、條約改正の一事は、實にこの方面より困難を增加し來れり。英國の如きはその居留人民の多きより利害を感ずること深く、且つパークスの眼中には、居留人民保護の一條より他の目的存せざれば、回文を發して居留英國人民の注意を促せり。

當時我が政府の要求は左の如くにして、單に稅權回復を目的とせるものにして、法權に至ては初より回復の要求なかりき。是れ條約改正の第二案也。

當初結約の時には我政府人民みな外交貿易の何者たるを知らさりしに由り、外國の請求に任せて現行條約を取結ひたれども、爾來十數年の實驗に於て、我政府は爲に獨立國權を牽制せられたるの不可なるを充分に詳明したり、且つ我政

府は我國の進歩を奬勵するに關しては敢て爲さゞるの事なければ、國費は維新以來頻に增加せりと雖とも、現行條約に據りては輸出入稅を以て我國庫の歲入を增加すると能はずして、遂に內國の租稅を重くするの不得止に至れり、如是にして國力日を逐て衰微し、人民をして外交の爲に國費を多くし、以て重稅に苦しむの怨嗟を來さしめば、開國の國是は將に國人の非認する所たるに至るを保ち難し、是れ政府の甚た掛念する所なり

是故に今外交を保安し外國貿易を進奬せんが爲には、我國政府をして獨立帝國の本分たる稅權を恢復し、以て會計の欠を補ひ、以て國論の滿足に應ぜしむるは甚だ要務なりとするが故に、各國政府は必らず此改正に於て、日本政府が本分の稅權を恢復し、敢て外廷に箝制せらるゝと無きを承諾すへし

然る時は日本政府は相互交換の特約あるに非らざるよりは決して其國によりて稅を異にせざるへし

又外國貿易を隆盛ならしむる爲に之を緊要なりとせば輸出稅をも廢すべく又新港も開くを否まざるべし

但し沿海貿易は全く日本政府の管轄する所たるべし

蓋し政府は法權回復の問題をも提出するの意なきにあらざりしも、豫じめ之を各國公使に諜りしに、公使等は日本の法律法官を信任せず、埃及の如き立合裁判を爲すにあらずんば、自國の民を打ち任かする能はずと爲せり。此に於てか政府は特に人を埃及に派遣して、その立合裁判の樣を實見せしめたるに、利害相半ばし、日本に採用すべからずと爲せしかば、暫らく法權回復に斷念して、稅權回復の一事を主張せしなり。而してその結果明治十一年七月廿五日を以て、日米兩國の間に左の新條約を締結し之を兩國人民に布告するに至れり。

法權回復を提出せざる所以

入を埃及に派して混合裁判を見る

新條約成る

第一條　慶應二年五月十三日即ち西曆一千八百六十六年六月廿五日一方は日本國委員他の一方亞米利加合衆國大統利太尼亞佛關西和蘭の委員江戸に於て調印したる改稅約書並に右約書中に載せたる輸出入品運上目錄及び借庫規則は日本と合衆國との間に於ては茲に之を廢棄し而して現に其施行を止むるは此約書の第十條に揭載する約束實施の時に於てずへし又江戸に於て取結びたる安政五年即ち西曆一千八百五十八年の條約の中港海關稅及び諸稅の諸規則に關する條款並に右安政五年即ち西曆一千八百五十八年の條約に添へたる貿易章程も悉皆之を廢棄すへし此約書實施の日より日本海關稅並に其他諸稅を自由に賦課し及日本開港場外國貿易に關する諸規則制定の權利は獨り日本政府に屬すると合衆國は認認すへし

第二條　然れども合衆國より日本に輸入する諸物品に課する稅額は他の外國より輸入する同種類の物品に課するものに超過そへからす而して若日本政府に於て其領事地內へ我物品の輸入若くは輸出を禁止することあるときは合衆國の產物船舶或は人民に對し他に異なる所の禁止を爲さゝる可し

第三條　合衆國は日本に向て輸出する物品に輸出稅を課せさるを以て此約書實施の後は日本に於ても亦合衆國へ向け輸出する物品に輸出稅を課せさるへし

第四條　安政五年即ち西曆一千八百五十八年の條約第六條第一節即ち最初の三句現存する間は右現存條約の違犯若くは此約書に因て日本政府に於て時々制立する海關稅借庫及び港の諸規則違犯に關する沒入品或は罰金に付日本政府の要求は悉く合衆國領事裁判所に訟ふ可し而して該國領事は各訴訟を公正に審案し右條約及び諸規則の條款に照らし之を裁斷す可し而して右沒入品或は罰金は日本官員に交付すへし

第五條　日本沿海貿易統轄の權利は獨り日本政府のみに屬する者たることは固より雙方乃識認する所たるを以て此に之を明言す

第六條　然れとも日本開港場に來着するや合衆國の船舶は日本海關稅則に隨ひ其船載する物品中幾分たりとも其望に任せ陸揚するを得へし而して其船舶は右陸揚して積荷目錄中に其事由を記載したる部分の外は輸入稅其他一切の諸稅を拂はすして其殘餘の物品を載せ出港するを得へし右船舶は其後他の日本諸開港場に航行し其望に依り殘りの物品を右諸開港場に陸揚するを得へし然れとも凡て船舶のみに對し課する諸稅諸費は最初其積荷の幾部を陸揚する港のみに於て拂ふへし而して該船舶其後引續き航海して到る所の港に於ては其地方港內諸稅のみを入港の爲めに拂ふへし

第七條　合衆國は上文第一條に約するが如く日本物出入品運上目錄運上規則及ひ其他の諸規則に關し讓與する所あるを以て日本政府は互相の理に基き左の事を讓與す即ち從前開港場の外に更に二港を此約書實施の日より合衆國人民並に商船來往貿易の爲めに開く可し

但し二港中一港は下の關たるへし而して他の一港は此後雙方協議の上決定すへし

第八條　兩國間に結へる安政五年即ち西歷一千八百五十八年の條約第五條は必要ならすと認むるを以て右條款は此約書實施の日より廢棄すへし

第九條　從來兩國間に結約したる條約或は約書の條款中今茲に廢棄を明揭せさるものにして此約書の條款に抵觸するものは悉皆廢棄すへし且此約書は兩國間現存條約の一部分と爲す可し又右條約中此約書に因て變更若くは廢棄せさる部分の重修並に此約書の重修は此後雙方の中より要求するを得へし又此約書並に此約書に因て變更する所の右條約は其全部或は其部分の重修を爲す時に臨み廢止若くは年限を約定する迄は引續き之を施行す可し

第十條　此約書日本と他の締盟各國と現實此約書と均しき所の約書或は現存條約の重修を取結ひ右現行の時に至り實施すへし

此約書は批准を要するものとす而して其交換は此約條調印の日より十五箇月以內に成る可く速に華盛頓府に於てすへし

右の證として上文記載の全權委員自ら其名を署し印を鈐す

華盛頓府に於て

明治十一年七月二十五日西暦一千八百七十八年七月廿五日

吉田清成印

ウ非リアム、エム、エウワーツ印

新條約の內實

新條約の無效

新條約はハルリスの原案と大差なし

日本政府自ら信ぜざるの一例

かくの如く、米國との條約は容易く改正せられたり。而して稅權は全く我に收めたり。然れども其實、米國より輸入する石油には、決して課稅せざるべしとの內約ありし也。且つ他の各國は皆な不同意を唱へて已まざれば、この新條約第十條の趣意に從ひ、この條約は他國との條約の改正せらるゝまで、無效となれり。而して廿四年の今日に至つてなほ無效なる也。

この新條約は新條約と稱するも、その實安政年間にハルリスが起稿せる原案と大差なきものたり、四十年を經て、なほこの舊條約と同一なるものに同意せざるに至ては、外人の不法云ふまでもなしと雖も、當時日本政府もまた多く勇氣と智惠とを欠き、外務省より日本政府が外人の歸化を許すの權あるや否やを米公使に質問したるが如き、實に笑ふべきの至りなりしなり。米公使は此事につきて左の通牒を本國外務尙書に送れり、以て當時米國を除くの外、各國が如何に不法なる苦情を唱へしか、我が外交官が自から見るの如何に輕かりしかを見るべき也。

拝啓先頃日本外務大輔鮫嶋君より日本政府が外國の臣民に歸化を許すの權利に付て小官の意見を質問せられたるに付き小官より歐洲の諸大國は懸く此權利を有し合衆國人民は政府の主義に由り憲法の明文に從て亦た此の權利を保有致し候且つ都て獨立國の君主は其國内に於ては萬國一樣の權力を有すべき筈に付き日本帝國には固より外國の臣民に歸化を許すの權利あるものさ被存候と相答候處鮫嶋君より猶また現行條約の治外法權は日本政府が外國人に歸化を許すの權利を剝奪するものにはあらざるやの質問あり依て小官より夫の治外法權は條約國の臣民をして民事刑事共に日本の法庭にて裁判を受けす各自本國法官の裁判を仰がしむるまでの事にて歸化を許すの權利には關係これなきことと被存候且つ我か合衆國政府の成法に於ては去國の權利は人生の固有なるに付き合衆國に歸化したる以上は其國に生れたる人民と一樣の保護と被るべしとの明文あり（改定法第千九百九十九章及第二千章に見ゆ）英國政府も去國の權利に關し我が合衆國と久く討論したれとも國會の衆議を經て遂に英國の臣民に去國の權利を與へたる旨相答候間左樣御承了被下度候尤も日本政府にて歸化條例を發行するときは各國公使の中には必す議論を生し第一に日本政府は歸化を許すの權利を有ずるや否を論し第二に日本政府は日本國中に居留する外國人を服從せしむる法律を設ることを得るや否を論するに相違有之間敷と存候得共第二の論題に付ては日本政府は日本國中の人として現行條約に擔着せざる法律に服從せしむることを得べき筋と思考仕候也

千八百七十七年三月廿一日

日本東京合衆國公使館　ジョン、エー、ビンガム

稅權回復の新條約も、各國の異議によりて無效となれる書中に、愈よ法權をも回復せさるべからさるを感せしむるの一事起りたり。是より先き、英人ハルトレーなるもの、阿片を輸入し

たるに、稅關官吏は條約文に於て、明かに之を禁止せりとて之を沒官したるに、ハルトレーは之に服せず。此に於てか稅關はハルトレーを英國法廷に訴へたるに、判事ウイルキンソンは之を判して、海關稅を怠らされば、阿片を日本に輸入するも差支なしと爲せり。條約文に於ては日本官吏十分の理由を有しながら、この判決のため、見す〳〵敗北となれり。此に於てか我國人の手によつて發刊せらるゝ新聞紙が、この判決を不當とせるは云ふまでもなく、東京タイムスの如きは之を痛論してをかざりしかば、香港にある阿片防遏協會の如きは、一方には事の顚末を英國國會に照會し、一方には東京タイムスの論說を居留地の人民に配布し市民が長くかくの如き事ありしを忘れざらんことを望めり。此に於てか英國國會もまたこの問題をすてをかず、マクス、ステワルトは下院に於て英國裁判官は、條約に背きて日本に阿片を輸入するを許すしたりとは果して信乎、若し事實なりとせば、英國政府はかゝる處分をいかにするかの質問を起せしかば、政府はこの答に窮して、未だ公然たる報道に接せすとて辛くも之を避けたり。從來內外人交涉の訴訟は多くは外人の勝訴に歸せしか、この事件の如き、理非明白の事すら、裁判官は舞文して日本を敗訴とせしかば、法權は一日も早く回復せざるべからずとの議論となり、先きに米國と締結せる稅權回復の條約は、未だ以て十分に國

民を満足せしむる能はざるに至り、國民は寧ろその實行せられざるこそ却て幸なり、と云ふに至り外務卿寺島宗則は實に民間攻撃の中心となれり。

寺島内より攻めらる

從來の條約改正の事業は、多くは内閣會議を以て之を定めたり、然るに寺島が外務卿たる時より、漸く條約改正の全權を外務卿に一任せるより、内閣中に異論者なきにあらざりしが、時正に大久保利通剌客に倒れて、内閣の統一力を欠き、天下に對して威信を失したる時なりしかば、新進の政治家この機に乘じ、内より寺島を攻撃して、國是に背くの條約を締結せりとなしゝかば、參議大隈重信主として、特命全權公使、榎本武揚、吉田清成、上野景範、青本周藏等をして條約改正の事を審査せしめ、遂に寺島の外務卿を罷む。是れ實に内閣の勢力微弱にして、天下の物論を憚りたるによると雖とも、抑もまた内部の異論ありしによらずんばあらず。九月に至り、參議兼工部卿法制局長官井上馨は參議を以て外務卿を兼ぬるに至れり。

條約改正審査委員寺島外務卿を罷む

井上、外務卿となる

かくの如く、日本は歐洲の列國に對してはその幼弱の時に陷りたる桎梏の中より脱せんとするの時に際して、朝鮮に向つてはその歐洲列國が日本に對するが如き、先進強國の地位に立てり。朝鮮は明治九年の條約によりて、通商を開き税則をも定めたるに、十一年九月朝鮮政

朝鮮重税事件

府は、釜山を經過する輸出入品に對し、新に輸入税を增課し、以て間接に日本商民を驅逐せんと計れり。此に於てか韓廷の思ふ圖に中りて、釜山の貿易は萎微して殆んど中絶せんとするに至りしかば、日本商民は委員をして往復幾回、頻りにその無理を辨せしめたるも、府伯之を聞かざるより、然らば總勢、府伯に面して談論すべしとて、十月十日隊をなして東萊府廳に押かけしが、途中韓人の擲ちたる瓦礫のために負傷するものありしより、双方入り亂れて爭鬪し、日本商民は遂に韓人を破つて府廳に入り、その勢、將さに府廳を毀たんとするが如きものありしかば、府伯は急に令を下して、速に書を京城に送りて免税の事を請ふべしと約せしかば、纔かにその局を結びたり。此役負傷せしもの韓人は三十餘人、邦人は六人なりき。此報の本國に達するや政府十一月二十日を以て花房義質をして行て此事を處置せしめたりしが、遂に新税は一切廢止することに決せり、是れ明かに日本商民の勝利なりと雖も、深く韓人をして日本商民の恐るべき人種なるを信ぜしめ、貿易商人と云ふよりも、侵略の目的あるものなりとの感念を生せしめたりき。

琉球は久しく日清兩國を以て父母として仕へたり、日本政府が其の王を華族として、其藩を縣となすや、其清國を慕望するの徒は、頻りに清國に訴ふる所ありしかば、清國もまた其野

心を發し、數ば〳〵琉球を日本の專有物とすべからざるを論じ、時に之を兩分せんことを申込みしか、葛藤結んで解けず。米國前大統領グラント東洋に遊ぶや二國のために調停を試みしが、政府は十三年の暮を以て井上毅を清國に遣はし、琉球島の內、臺灣に接近する宮古、八重山の二島を清國に與へて、此問題を永遠に消滅せしめ、其の報酬として清國と條約改正を試みんとせり。從來我國の清國を過する最惠國を以てせしも清國我に與ふるに此の條文を以てせず、歐米國人と同一の恩遇を與へざりしかば、此二島の讓與によりて、最惠國の個條を得んとせり、然れども此事遂に行はれざりき。

宮古、八重山の二嶋を割きて清國に與へんとす

條約改正また始まる

朝鮮琉球の問題のため、條約改正は暫らく外務卿の手中に握り殺されたり。今や少しく少康を得るや、內閣組織の上に大變革を來たし、各省の長官は多くその位を去つて內閣に集りて、各々內閣中に分科を立て、之を支配せしが、大隈重信は、一方には大藏の事務を監督すると共に、一方には井上馨、河村純義と共に、外務科を分擔するに至れり、此に於てか明治十三年の秋より條約改正再び幕明となれり。

井上大隈等の慧眼なる、寺島が締約せる稅權回復の條約は、最も時務の急に應じたるものなるを知らざるにあらず、然れどもその慧眼はまた思らく、理屈好なる國人を滿足せしめんには、是非とも法權の一部を回復せざるべからず、稅權の全部を回收するは利益好なる外人を說くの道にあらず、稅權の一部と法權の一部とを回復して、以て一時に內外國人を滿足せしめざるべからずと、此に於てか左の案件を提出せり。

日本及び某國修好條約草案

日本天皇陛下及び某國皇帝陛下は今幸に其國家臣民の間に現存する親密の通交を保維し擴充せんとを相俱に冀はせ給ひ兩國間に現行する諸條約幷に約款を改正すべしと決し給ひ其爲に日本天皇陛下は某官某姓名を其全權に任じ某國皇帝陛下は某官某姓名を其全權委任信牌を示照し其確實正當なるを證明して諸條款を協議決定する如左

第一條　日本天皇陛下及び其尊嗣後繼と某國皇帝陛下及び其尊嗣後繼との御間に幷に雙方の國家臣民の間に永遠不變の和親交誼を久敦すべし

第二條　日本天皇陛下は其公使を發遣して某都に駐劄せしめ總領事領事若くは副領事を發遣して某國內又は某國の屬地屬領內は何の港何の市にても駐劄せしめ給ふを得べし○日本公使は某國內は何の地たるを論せず自由に旅行するの權理を有すべし○某國皇帝陛下は其公使を發遣して某京に駐劄せしめ總領事領事若くは副領事を發遣し此條約に於て某國の貿易に開きたる各港各市又は向來其爲に開くべき各港各市に駐在せしめ給ふを得べし○某國公使は日本國何の地たるを論せず自由に旅行するの權利あるべし

第三條　日本の某港內及び某市內に於て營業の爲に住居し地所を貸借し家屋を購求し及び居宅倉庫禮拜堂を建築する事に關し又其港市外某の規程內にて某の目的を以て自由に出行するの權利に關し既にこれ迄日本天皇陛下より某國皇帝陛下に諾せ給ひたる特例及び讓與に付ては此條約を以て今これを明約する如左

○前文の特例及び讓與を允准せられたる諸條約、約款、證約、地券、許狀及び各種の文書中にて此條約に附加する條款

表に關列明記する所にして恪かも此條約の箇條に抵觸せざる分は、(其他は之を除き、茲に之を保續し鞏定する者なり○凡そ條約又は約欵を以て公共の爲に二國以上(某國その一に居る)同一に給付せる地所の如きは自今以后外國人又は外國人會同をして其保管權を有せしむ可からず故に其事に關したる條約又は約欵の文意にして本條に抵觸するものは都て之を無効なりとすべし○但し公共の爲に其保管者に給付したる地所は本條の限に非ざるなり

第四條　兩國各自の裁判所にて施行し遵奉する法律幷に裁判法の大に相異なるが爲に是まで困難を招き且つ將來とても其恐あるを以て兩國茲に相約す日本にて左の條々を無用なりとする程の法律及び裁判所を制定し施行するの時に至るまでは凡そ日本の開港開市場內に在住し又は法律に適應して其外に在住する某國臣民の生命財產權理に關し日本裁判所の法權は此條約及び附加覺書の明文に從て施行すべき者とす○前文の覺書兩貴盟國にて批准せらるべきものなり但し再後の修正は兩貴盟國の全權の協議を以て其時々兩國全權の間に約定して舉行し得べき者なり

第五條　此條約幷に附加覺書の條約を遵恪し某國皇帝陛下の裁判所に於て施行すべき都ての法權と及び其裁判所に訴訟すべき都ての權理は日本帝國現開の諸港市に設置せる某國皇帝陛下の裁判所に於て之を施行し使用するを得べし

第六條　兩貴盟國の一方にてて現に別國の政府若くは臣民に許可し或は將來許可すべき殊遇特例恩典は他の一方の政府若くは臣民にも亦同じく之を許可すべし尤も許可の爲に別國より別に報酬を求めざるときは他の一方よりも報酬を求むるとなかるべし若し又其許可の爲に特約あるものは之れに比適するの報酬を特約して後に之を許可すべし是れ卽兩貴盟國の約束する所なり

第七條　日本天皇陛下は此條約幷に同日記名の通商航海條中に明示確定する所を外にしては更に法權其他如何なる讓與をも爲し給はざることを諒知すべし殊に此條約にて某國皇帝陛下に讓與し給へる法權とは單獨に裁判の權のみに止まることを諒知すべし尤も之に反對するの意義明瞭にして更に疑を容れざるものは此制にあらざるなり○凡そ立法權或は行政

權にして是迄は某國皇帝陛下の爲に其公使又は領事の職にあるもの之を執行し或は執行すべしと請求せし所のものは其事の日本政府の法律若くは規則を補贊するの利あるを問はず其これに代用するの爲たるを論せず自今一切之を執行せしむ可からず其執行を請求すべからず但し茲に明示する所たりとも此條約附加覺書第一欵中に特定する事件に關し其公使又は領事官をして法に適して執行せしむべき諸權は其條欵の存在する間は敢て之を某國皇帝陛下より取戻し參らする者とは心得る可からざるなり

第八條　此條約は日本天皇陛下某國皇帝陛下の御璽批准を得るの日より何ヶ月以內に某國某地に於て其批准を交換すべし○此條約幷に同日を以て兩貴盟國の間に結定する通商航海條約を批准あらせられ之を實踐せる以上は專一に此諸條約を遵奉し凡そ是まで日本國と某國との間に交換したる諸の條約、約欵、豫約及び其中に載せたる諸の特約は其如何の約たるを論せず盡く擧て之を無効に屬せしむべし但し此條約三條に明載する所と及び此條約附加の約定書表に開列特記する所の諸約幷に他の事柄は此限にあらざるなり

以上を證明するが爲に兩國の全權は此條約に親手記名し其印章を鈐す時に明治十三年某月日卽ち千八百八十年某月日某府に於てす

修好條約附錄覺書草案（明治十三年某月日日本天皇陛下と某國皇帝陛下の御間に締結あらせれらたる修好條約に揭くる法權に關するの覺書）

兩貴盟國茲に之を明約す此覺書の諸欵節幷に前陳の條約に確定せる方法を以て向來この覺書に加ふへき修正は都て右の條約の條規に附繫する者なれば單に其條規の存在に効力を有するものなり

第一欵(第一節)凡そ皇國臣民若くは其臣民の間にて其財產或は身體の權理に關して起る諸靜論の裁判は專ら皇國官吏の法權に委すべし(第二節)凡そ某國皇帝陛下政府若くは其臣民と日本及び某國を除きて他國の政府若くは其臣民との間に

於て其財産或は身体の権理に関して起る訴訟論の裁判も亦同じく某國と其他國との間に存在するの條約盟約に從て或は之を某國官吏の法權に委ね或は之を其他國官吏の法權に委ぬべし　第二款(第一節)日本臣民と某國臣民との間に起る民事訴訟に繫る諸の辨論は(本款に示す例外を除きては)獨り被告の管轄裁判所のみ其法權を有すべし但し某國臣民が都て民事訴訟の被告たる場合に當り若しも條約第五條を以て某國皇帝　陛下に附與せられたる權力に依りて日本國内に設置すべき裁判所にして其訴訟を審判するに適當するもの無き時は本節の法權讓與は其効を有せざる者たるべし(第二節)凡そ伸理の方法訴訟の方法、並に判決實行の方法に關する諸件は專ら本　厥審判の裁判所の法律に從ふべし(第三節)裁判所は本款に記す所の諸條規の爲に某裁判所の規則を以て受理すべき一切の反訴を受理し審判するの法權を失ふとなかるべし(第四節)日本臣民と某國臣民の間に組合ひたる諸會社に關しては或は之に由り發生するの事件に關しては獨り日本裁判所のみ民事裁判所の法權を有すべし設ひ此條書中に之に抵觸するの條款あるとも將て之を論ずるを得ざるべし且つ其の社員は某國人たりと雖其會社及び其社務に關するの事件に就ては其社の財産を全擧して專ら日本裁判所の法權に從ふべし但し其財産の性質又は所在に由りては日本の法律に於て外國に所有權又は管守權を許さゞるものあり是の如き財産と取扱ふべき目的を以て日本人と某國人の間に組合たる會社は悉く之を法律に違背するものなりとすべし

第三款　日本の臣民に對し若くは他國の臣民國民或は政府に對して罪過を犯し又は犯罪たるべき所業を爲したりと訴へられたる某國人は日本國内なる某國皇帝　陛下の裁判所に於て之を吟味し其告訴せられたる所業は某國の法律にて罪過なり犯罪なりと認むる時は其有罪と定まりたる上にて某國の法律に從ひ其裁判所に於て之を處刑すべし若し又其告訴せられたる所業は某國の法律にて罪過も犯罪とも認めらるべきとに非ざるときは其被告者は何れの裁判所に於ても處刑せらるゝと爲るべし○若し日本國内に某國皇帝　陛下の裁判所を設置せざるか或は之を設從するも某國の法律にて其罪犯に擬律する處刑を實行すべき權力を有せざるの裁判所なる時は本款の法權讓與は無効たるべき者也○茲に明示す某國臣民

を吟味し並に之を處刑するとに關して此覺書及び本條約を以て准允する所の法權讓與中には捕縛の權を含蓄せざる者也

第四款　前款又は他の條款の約ありと雖とも凡そ日本法律には即決の受理處罰と定たるの罪あると以て某國民が日本臣民に對して此小罪を犯したる時日本裁判所が其罪犯を即決し二圓を過ざる罰金を課するの法權は之を失ふ者に非ずとす

第五款　日本の法律に於て官府に對する(各個人若しくは他國政府に對せざるものを云)罪科犯罪若くは有罪の所業(全國或は一地方に關する警察規則施政規則等に對する犯罪をも此内に含蓄す)なりと認むべき所爲ありと訴へられ若くは日本と某國との間に履踐する條約或は時々の約定書にて犯罪なりと認むべき所爲ありと訴へられたる某國臣民は其所犯もし日本法律に照し又は右の條約定書の條規に照して其處刑の極度禁獄二ケ月罰金五百圓を超過するものたるときは某國皇帝　陛下の裁判所にて之を吟味すべし有罪なりと定らば其裁判所に於て之を處刑すべし但し本款を以て某國皇帝　陛下の裁判權に歸したる罪犯たりと雖とも夫の日本に設置せる某國裁判所に於て公平に之を罪科犯罪又は有罪の所業なりとして判決することを得ざる乎若くは某國皇帝　陛下領地の裁判所に於て同罪同犯を罰ずると同一の程度に從て之を處刑するを得ざるときは本款の法權讓與は無効たるべし○凡そ時に應して實施する日本稅關の法律又は規則に從て罰金贖罪金を課し或は物品沒收を行ふが如きは都て右の法權讓與に限らざる者なり

本條約關係の約定書表　通商航海條約草案

日本天皇陛下某國皇帝陛下は兩國人民の通商を益々勤進すべしと望ませ給ひ通商航海條約を締結するを必要なりと察し給ひ乃ち日本天皇陛下は某官某姓名を其全權に命し給ひ某國皇帝　陛下は某官某姓名を其全權に命し給ひぬ此兩國の全權は相互に各自の委任信牌を照示し其正當確實なるを認め而后に協議決定する條々如左

第一條　兩國盟國の人民は各々相互に他の版圖内なる諸市諸港諸河にして其通商を外國人民に許せる場所に船舶貨物を以て容易に平安に來るの自由を享有すべし又兩國人民は其地に居住し其地にて家屋倉庫を借賃し之に占據し法律を以て

禁止せざる一切の產出物製造物商賣品に付き卸賣又小賣の業を營むを得べし○兩貴盟國の軍艦も前項の如く相互に他の版圖內にて外國軍艦に進航投錨滯泊修覆を許し或は將來これを許すべき諸市諸港諸河に入津するの自由を享有すべし而して兩國地方規則の外國軍艦に適用すべきものは相互に之に服從すべし○本條の條欵は之を沿海貿易に適用すべからず沿海貿易は兩國相互に之を各自の權內に保存し各自の法律に從て之を管理すべきものなり

第二條　兩貴盟國の一方にて現當に外國人民に許與する通商航海の殊遇特例恩典は都て他の一方の人民にも平等に之を許與すべし尤も此殊遇特例恩典は別に報酬の約なくして外國に許與するものならば同しく報酬なくして之を許與すべし若し別に報酬の約束ありて許與するものならば同一の約束を以て或は相當の約束を以て之を許可すべし

第三條　日本天皇領內の諸港に於て賦課せらるゝの噸稅、燈明稅、港稅水先案內料、撿疫費、難破船救助費其外如何なる地方賦課金たりとも同一の港に於て同一の場合に於て日本船舶に賦課する所の額若くは之に異なる所の額を某國船舶に賦課すると無かるべし某國皇帝領內の諸港に於ても亦同一の港に於て同一の場合に於て某國船舶に賦課するの外は之を日本船舶に賦課すると無るべし

第四條　日本天皇領內の產出若くは製造に係る一切の物品を某國皇帝の領內に輸入するの時に當り又某國皇帝領內の產出若くは製造に係る一切の物品を日本天皇の領內に輸入するの時に當り相共に他國の產出物製造品の同種類に現當に徵集するの額より多き賦課し或は之に異なるの諸稅を賦課するとなかるべし又兩國中此の版圖內より彼の版圖內に輸出する一切の物品に向て現當に他國に輸出する同種類の物品に徵集するより多きを賦課し或は之に異なるの諸稅諸費金を賦課するとなかるべし又兩國中此の版圖內に於て他國の產出物製造品の輸入を禁せざる間は彼の版圖內の產出物製造品も亦其輸入を禁すると無かるべし又兩國中此の版圖內に於て別國に某の物品を輸出するとを禁せざる間は彼の版圖內に同種類の物品を輸出するとを禁すると無かるべし

第五條　現當の法律に照らして輸入し得べき一切の物品を日本天皇の領內に輸入するに當り日本船舶を以て之を輸入し或は某國船舶を以てするを問はず都て同一の稅額を賦課すべし又現當の法律に照して輸入し得べき一切物品を某國皇帝の領內に輸入するに當り某國船舶を以て之を輸入し或は日本船舶を以てするを問はず都て同一の稅額を賦課すべし又現當の法律に照して輸出し得べき一切の物品を日本天皇の領內より輸出するに當り日本船舶を以て之を輸出し或は某國船舶を以てするを問はず都て同一の稅額を賦課すべし並に同一の戾稅を許可すべし又現當の法律に照して輸出し得べき一切の物品を某國皇帝の領內より輸出するに當り某國船舶を以て之を輸出し或は日本船舶を以てするを問はず都て同一の稅額を賦課すべし並に同一の戾稅を許可すべし

第六條　兩貴盟國の人民は各々相互に此の版圖內に於て港內警察、荷積、陸揚、及び貨品の納庫、並に其保護に關係する一切の事件に付きては內國人と同一の特例、自由及び權理を享有すべし且つ是等の事件に關係して現當に內國人に賦課するものより多く或は之に異なるの諸稅諸費を賦課せらるゝと無かるべし

第七條　兩貴盟國は通商の便利を謀り各々相互に總領事、領事、副領事、代理領事を命じ之を彼の版圖內に在任せしむるの自由あるべし然れとも其の總領事、領事、副領事、代理領事は其職務を操るに前たち定例の法式を以て先づ其在任國政府の認可を受けざるべからず又この兩貴盟國の領事官は各々相互ひに彼の版圖內に於て同級にある最優待國の領事官に現當許可せらるゝ一切の特例、免除、優遇を享有すべし

第八條　兩貴盟國此の軍艦商船もし彼の沿海に於て礁洲に乘上げたる節或は難破したる節は其軍艦商船及び其全部、其附屬の諸什器物品、積荷商品、海中に投棄てたる物品、其物品賣拂代金、並其艦船中にて見出したる一切の書類等は其艦船の事主若くは代人より法に照して之を要求する時は皆悉これを引渡すべし若し右の事主若くは代人とも其場所に居合はせざる時に於て其場合に從ひ其地在任の日本領事官或は其國領事より其在任國の法律にて定められたる期限內に之を要

求せば右の領事官に引渡すべし且つ此事に付き右の領事官、事主、代人は其貨物保存費及び內國難破船より拂ふべき救助費或は其他の費用のみを拂ふべし○難破船の積荷幷に商品は一切其海關稅を免除せらるべし然れども消費の爲に之を賣捌くときは通常の順序を以て其品を輸入せると同樣の稅額を收納せしむべし

第九條　兩貴盟國の約定する如左來る某月某日前に此通商航海條約の批准を交換するを得ば其の某月某日より又若し其日限前に交換するを得ざる時は其批准交換の日よりすべて其條約幷錄第一號に開列する者には其附錄に揭載する所の稅額を賦課することを得べし其附錄に開列せざる品には日本稅關の普通稅目に由て其稅を課すべし其稅額は其物品の產出地製造地の價格に加ふるに第十條に揭載するの諸費を以てし其總額の百分の三十を超過せざるべき者なり

第十條　日本天皇の領內に輸入する物品の從價稅は其品の產出地原製造地の原價に加るに日本國內にて其品を陸揚するまでの運賃保險料、口錢を以てし其總額に對して之を計算すべし○此從價稅を徵收する爲に輸入主は其輸出品の原價品名幷に右の諸費を記載したる告書を稅關に呈すべし稅關吏員もし其告書の價格を不適當なりと思慮するときは稅關鑑定員に命じて其價格を鑑定せしむべし若し其輸入主より廿四時間に再鑑定を請求せざる時は此の鑑定價格を以て結審の者とすべし

第十一條　前條に由りて輸入主より再鑑定を請求するときは其爲に自から評價人を選びて其價を評定せしむるを得べしと雖とも稅關吏員ろの評價を承認するを欲せざるときは即ち百分の五の日金を其評價に加へて輸入主より其物品を買上るの自由を有すべし

第十二條　日本天皇の領內に於て輸入稅を增加し新課し或は再課する事は其事を公告するの日より六ケ月の後に非ざれば實施の効力を有せざる者とす

第十三條　兩貴盟國にて此內國產物製造品に向て新稅を賦課し若くは現稅を增課することある時は彼の版圖內より輸入する同種の物品にも之を賦課して平等の均一を得せしむべし尤も此の場合に臨んでは他國より輸入する同種の物品にも同一の稅を賦課すること勿論なり

第十四條　日本天皇陛下の政府は各開港市內に於て締盟各國の人民に無期の借地を許可したり此借地料として其國人民より日本政府に納むる租額を年々に減少して遂に日本人が同港市內又は其近傍の土地を所有する爲に政府に納むる所の地租と均一の同額に至らしむる迄は某國人民は都ての地方稅並に地價割戶數割の如き直稅は某國稅たると地方稅たるとを問はず盡く免除たるべし但し中央政府若くは地方廳の官費を以て支給したる物件を現に使用し若しくは許與したる慣理特例を現に享有するが爲に納むべき一切の賦課金は固より此免除の例にあらず○凡そ日本人民と日本在住の外國人とに向て平等に賦課すべき各種の租稅にして前文に揭げたるもの、外は其身上に賦課せられ或は工業職業或は其他に賦課せらるゝを論ぜず日本在住の某國人民と雖とも之を免るべからざる者なり

第十五條　日本天皇の領內に在留する某國人民並に某國皇帝の領內に在留する日本人民は都て強募の陸海兵役、強募の公債、或は軍資課金を免除せらるべし

第十六條　日本國內にて外國通商の爲に開かれざる場所即ち不開港市に於て商品を賣買し若くは其賣買を契約する某國人民あらば都て其商品を取押へ之を沒收すべし○又外國通商の爲に日本の不開港市に來る某國船舶あらば其船舶に對して一千圓の罰金を課すべし其陸揚、船積、又は船移をなしたる現當の商品及び其運輸に使用したる諸端船其他の物件は都て取押へて之を沒收すべし

第十七條　當局の日本官吏より受たる特示免狀を携帶せずして條約規程外に出行するか但しは其免狀の條規制限に違背し又は之を等閑にする某國人民あらば地方官は直に之を其規程內最近の地に送還すべし不得止の場合に臨みては之を暫

守して其地に逮捕すへ！是の如き所業者は此條約に對したる罪犯なりと看做し犯罪を判決せらるゝに於ては初犯には百圓に超過せざる罰金を課し再犯以上には二百五十圓に超過せざる罰金を課すへし

第十八條　凡そ罰金、贖金、沒收品は日本天皇陛下の政府官吏の徴收する所に係り又其官廳官吏の告訴にて徴收するものとし所に係るものは其何の裁判所に於て如何なる手續を以て徴收したるを論せず都て日本天皇陛下の政府に屬するものとして之を其政府に納めしむへし

第十九條　此通商航海條約は其批准交換の日より十ケ年間これを履行すへし兩貴盟國は此に於て此條約を廢止せんと欲するの意を彼に通知したる後尚ほ十二ケ月間これを履行すへし其廢止の意は其兩國とも各々滿九年に至り若くは其後何時にても之を通知するの自由あるものとす○兩貴盟國は各々相互に實驗に由りて利益を認むる事あらば彼此の承諾を以て此條約を改訂するの權を有するものとす

第二十條　此條約は彼此これを批准せらるへし其批准は此條約調印の日より何ケ月以内某地に於て之を交換すへし○此條約批准の上にて之を實施するに當りては專ら此條約を遵奉すべし依て是まで通商の航海に關して日本と某國との間に取結びたる條約定書據約書は悉皆之を廢物とすへし但し此條約と同日に兩貴盟國の間に取結びたる修好條約に記載するものは此限にあらざるなり

右の證據として兩國全權此條約に記名鈐印す明治十三年某月某日即ち千八百八十年某月某日某府に於てす

此の通商航海條約によれば、法權と同じく稅權もまたその幾分を順に收むるものにして、總最稅の最も多き者も、百分の三十に超ゆるを得さるものなりき。

而してその談判は井上馨專ら之に任じたり、彼思らく、寺島は國別談判を爲せり、國別談判の弊は、一國を說伏すれば、他國の不平を招き、遂に收拾すべからざるに至る。寺島か折角に米國と締約して他國と締結する能はざるがために失敗せるものその例なりと、此に於てか十有與國を一堂に會して、合議談判の方法を取れり。井上は秘々密々の間に此の談判を決了せんと欲したるに、横濱ヘラルドは突然この草案を記載して世に報ぜしかば、物議囂然、上下共に之を攻擊し、その何人の口より洩れたるかを究論し、遂に和蘭公使ストウトウエゼンの手より出たりと決せしかは、外務卿井上はその各國外交の通義に背くを責めて、本國に照會して之を退かしめたりき。此の條約案は例によりて多少の反對論を民間に生じたり、然れともその反對論は激甚ならざりしも、內閣の論者の之を攻むる甚からざる丈は、外國公使の之に反對する深く、遂に此の案を撤回せざるべからざるに至れり。

井上合議談判を始む

條約案新聞に洩る

荷蘭公使を追返す

井上も大隈も、共に外國公使の議論を誤解せり、彼等の局外にあるや、外交の澁滯をもどかしく思ひ、以上の案により速に之を定めんと思へるなり、然れども親しくその局に當るや、公使の日本を見るや、意外に低きを悟れり。此に於てか大隈の退けられて民間黨となり、非上の勢位旭日の如く身、外務にありて全政府を動かすに至るや、所謂る歐化主義なる貴族的急變政策を初めたり。彼れ曾て大久保利通の急進助長政策に反對し、その結果は國力を害す

べきを痛論して、明治六年大藏大輔の職を擲て野に下りし人なり、さればその議論は漸進持重に相異なかりしなり。然れども今や外國に官遊して、親しく外務の局面に當りて、日本に關する外人の批評を聞くや、今日の日本を以て、滿足の條約を締結せんと欲するも、到底外人の聽を動かすべからざるを感じたり、而して外人を動かさんには、先づ外人をして日本に入ること、なほ放國に入るが如き感あらしめざるべからず、外人をしてかゝる思あらしめんには歐洲文明の大波濤を引き來つて、日本の表面を一掃し、東洋的の日本を一變して、歐洲的の日本たらしめざるべからずと信せり、是れ實に井上の歐化主義なるもの、因つて生じたる所以なり。此に於てか明治の初年、大久保の民政を以て、干渉急進に失せりとなし、上書痛論して民間に退ぞきたる漸進論者の井上は、一變して急進論者となれり、急進論固より不可なるなし、然れども井上等は國民の力を以て國民を急進せしむるを忘れ、政府の力を以て急進せしめんとせしかば、その進歩は常に外交官より、政府より、官廳より、人民の頭上に被らしむるものにして、國民自からの發達にあらざりしかは、一變してピートル大帝が魯國を開放したるにも劣りたる貴族的歐化政略に陷れり。是れ固より政府の墮落なり。然れども井上の勢力は能く政府を動かして、滿帆の歐化風に乘じて進みしかは、外務省は各省

の首長の如く、外務卿は實權に於ての總理大臣の如くなり、高廈大屋巍々として至る所に立てられ、洋服洋風滔々として入り來り、洋書を讀むもその經世實用の部分を採用せんがためにあらずして、外人と對話するがために講ぜられ、日本語を一變して英語とすべしとの論唱られ、日本字を一掃してローマ字もて之に代ゆべしとの論唱られ、人力車夫の裸躰は禁ぜられ、見ぐるしき車は禁せられ、演劇改良の論唱へられ、凡そ通邑大都の表面は、一變して歐風とならんとし、才子佳人は鹿鳴館裡の舞踏に夜の明け易きを惜みたりき、而して之を以て外人の滿足を買ふまでは、條約改正は井上の手中に一握せられたり。

一方に於て條約改正の中止せらるゝと共に、一方に於ては朝鮮に對するの政策は、歩歩進行し、十三年五月元山津を開かしめ、また進んで仁川を開かしめんとして、略ぼ同意せしめ十五年七月吏員を派して之を測量せしめ、三十年前、米國が歐洲列國に對せしか如く此夏米國の依頼に應して其國書を朝廷に紹介し之を誘導しつゝありしに、忽ち一事變を生じたり。當時韓廷の權全く外戚閔氏の手中に歸し、大院君は鬱々として志を得ず、乘ずべきの時變を待ちしが、今は閔氏の一族、閔謙鎬が兵曹判書（兵部大臣）の職に居り、公貯を以て私恩を賣り、軍卒の食料を私するもの數月なりしかば、軍士大に紛起して、閔謙鎬の家を圍みて之を破碎

し、更らに大院君に至つて哀情を訴へ、諸閔を斬殺するの令を得んことを請ふ。此に於てか大院君驅起して、名を鎭撫にかりて陰に之を指揮し、諸閔を殺傷すると共に、一方に於て我公使館を襲撃して、鎖國主義を實行せんとし、四月廿三日遂に事を擧げしが、公使花房義質書記官近藤眞鋤等公使館に籠りて力守すること七時間なりしも、韓兵火を放ちて迫り來りしかば、遂に揚花津に奔り、また仁川に至り、また韓民の迫る所となり、濟物浦に投じて月尾島に上り、英船フライングフヰツシに投じて長崎に歸る。此に於てか外務卿井上馨は馬關に出で、公使花房に訓令して、再び入韓してその罪を責しめしが、此時淸國はその自稱本國の責を盡くすの証として、吳長慶、丁汝昌、馬建忠等をして朝鮮に入り、大院君を捕へて歸らしめたれば、韓廷の閣論此に一變し、遂に左の條約を締結せり。

一自今二十日を期し、兇徒を捕へ巨魁を究はめて之を懲らすべし、日本派遣の吏もまた此の究治に參すべし

一日本人の雜に遭ふもの、朝鮮國優禮して之を葬むるべし

一朝鮮五萬圓を出して、日本人の死傷者に酬ふべし、但し五年に之を淸算すべし

一自今日本の兵と朝鮮に駐在せしむること、兵營の設置修繕は、朝鮮の費たるべし、但し一年の後兵卒を置くを要せずと見れば、之を撤回するも妨げず

一朝鮮大臣を派して罪を謝すべし

かくて十月に至り、少年開國黨、朴泳孝、金玉均、閔泳翊等は大臣となりて、來て謝罪せり、此に於てか朝鮮との關係はまた一たび平和に歸せり。

然れども我外交家の頭腦を痛ましむるものは實に此に起れり、從來淸國が漫に朝鮮を以て屬國と唱道せしものは、その浮華なる名義を愛するに止まるものと思はれたるに、大院君が鎖國の政策を實行して、外國と事あらんとするや、直ちに馬建忠等を遣はし、之を携げて天津に歸らしめたるの一事は迅電、疾雷の如く、中外の耳目を驚かせり、然して此の一擧より、淸國は浮華的名義政略より、一躍して實際に朝鮮の內政に干涉するの實を見はせり。是れ蓋し北魯が漸く朝鮮に迫ると共に、日本がその勢力を韓廷に植ゆるに驚きて、驟かに手を下して此に至るものなり。此の一擧は實に我政治家を驚かし、今にして速に斷ずる所あらずんば、後患計るべからずとなし、機會もあらば朝鮮より淸魯の勢力を追ひ放つべしとの考案を立てしめたり。

十五年十一月竹添進一郎を辨理公使として韓廷に駐在せしめたり、此時に方つて朝鮮の內、陰に事大黨と獨立黨との二黨を生じたり、事大黨は即ち支那黨にして、閔黨より轉じ來れる

守舊黨にして、獨立黨は即ち開化黨にして、多く日本に留學して、深く泰西の文物を尊崇せるものなり。獨立黨はその力なほ微にして、獨力を以て守舊黨に當る能はざるより、日本の勢力を藉つて敵黨を倒さんと欲せり。爾來屢々日本に來往して、以てその機會を俟てり、是れ正さに我政治家の待ち設けたる所なりき、而してその機會もまた漸く來れり、即ち明治十七年清國安南の役によりて佛國と戰端を開きたるの一事是なり。是時に方つて清國は、全力を盡くして佛國に當り、他を顧みるの暇なかりしかば、朝鮮開國黨の首領等は、私かに竹添を訪ふて之れを試むるに、生平文弱、歌咏を事とするの儒生、今は慷慨壯語を放つて、今にして爲さずんば爲すべきの時なきを言ひ放つて之を激せしかば、開國黨は是れ即ち日本政府の訓令なりと信じ、日本の賴むべきを見るや、十七年十二月を以て遂に開國黨は、一種のクーデーターを行へり、同月四日京城郵政局開設の宴あり、各國公使韓朝の大官悉く一堂に會するの時、閔永翼何人の爲めにか刺されたり、此に於てか衆員悉く退き、物情囂然たるとき豫ねて開國黨の首領の命により、中使邊燧、內官柳在賢等、我が公使館に來りて、王命を以て、公使の來つて大闕を守護せんことを請ふ。此に於て竹添は兵を率ゐて景祐宮に入りて國王を守護するや、之を聞きて百官悉く國王に接せんとして、景祐宮に至り、囂々囂々たる

朝鮮の日本黨日本の力を藉りて大事を起さんとす

日本公使兵を以て朝鮮王宮を護りて清兵と戰ふ

の間、開國黨は刺客を放つて閔黨の大臣大官數名を刺殺せしかば、政權全く開國黨の手に入り、朴泳孝、金玉均等各〻內閣大臣となり、翌日大號令を發して、大政一新の旨を告示すると共に、閔黨守舊黨は、早くも二千の清兵と合從して王宮に攻め入れり。此に於てか開國守舊兩黨の爭は、一轉して日清兩國の戰となれり、戰未だ決せず、公使は我事終れりとなして公使館に歸り、遂にその砲擊する所となりて仁川に退けり、此役、京城に散する日本の男女、清人のために斬殺強姦せられ、死するもの三十名。

此報に接するや、外務卿井上馨は全權大使として京城に入り、十八年一月朝鮮政府右議政金宏集と會議し、左の條約を締結せり。

邦人清兵に辱めらる

朝鮮との條約

一、朝鮮國を修めて謝意を日本に表すへし、

一、遭害日本人に對して十一萬圓を拂ふ事、磯林大尉を殺害せる兇徒を重刑に處すへし、

一、日本公使館に新に地を給し、修築の費二萬圓を出すへし、

一、日本護衛兵の營舍を定むへし、

我力を以て罷弊の韓廷を扶する、殆んど死屍を鞭つが如きものなれば、政府は之を以て兩國の間を治むるを以て足れりとせり。是れ固より我より手を出せるが如き形跡あればなり、當時天下の世論は、此の如くして韓人をして我を怨嗟せしめたるもの、實に井上伊藤兩人の所

為なりと論定せり。

清國に向つて談判を開らく

日韓の間已に治れり、此に於てか更らに清國に向つて談判を開けり、その使者として宮内大臣伊藤博文出てたりき。彼は井上と共に、朝鮮事件の張本なりと風説せられたれば、井上が首尾よく朝鮮の事を治めたるの後は、是非とも伊藤自ら出でざるべからざるの順番となれり、是に於てか彼は豚尾滅ずべし、四百餘州を蹂躙すべし、亞細亞の地より長髪漢を除くべしと、の、國民大多數の叫聲を背に負ふて天津に入り、此處に李鴻章と相會し、十八年四月、此に所謂る天津條約なるものを締結せり。その條件は左の二條也。

日清の天津條約

從來朝鮮に屯在する兩國の兵を撤去する事、並に軍事教練のため兩國より教官を派せざる事、

將來事あつて兩國兵を派せんとする時は互に行文知照すべき事、

此の附約として『今回の變に支那兵日本人を殺害凌辱せりとの事は、確固たる證左なきを以て、他日證左あるの時刑に處すべし』との一札を付せり。而して此の附約は遂に實行せられず、當年の役に清兵を指揮したる長官袁世凱は、朝鮮駐在清公使の高官に上りて、遂に一の刑罰を受たる兵士あるなき也。その日本人を凌辱せるものあるや、なきや、確證なしと云ふも、白晝公然、韓兵と交つて大砲小銃を放ちたるもの、證左なきの一語を以て之を抹殺する

伊藤の使命

のみならず、兩國互に兵員を退くとは已に日本の一利を失する也、朝鮮に於て清兵が爲したる暴動は明々白々中外人の耳目に存するに、已に一利を失する也、朝鮮に於て清兵が爲したる暴動は明々白々中外人の耳目に存するに、遂に清廷を屈する能はざるのみならず、また從つて自家占有の權を失するに至れるは、是れ伊藤博文が支那に使したる結果なり。此に於てか臺灣の役、支那人を屈服したる以來の聲譽、一朝にして殞落す。

條約改正の第四案

此より先き歐洲各國に向つて、條約改正を促かすの準備は、首尾よく成就せり。歐化主義の勢は天下を風靡せんとす、此に於てか更らに條約改正の幕を開きたり、而してこの外交上の責任樞限は一に外務大臣井上馨に一任せられしかば、此に井上が呈出せる原案の大意は左の如くなりき。是れ條約改正の第四案也。

海關稅　輸出品は概して一割の稅を課し、或る物品には從來の如く五分の稅たり、綿羊毛の如きは七分五厘騰貴品には二割乃至二割五分を課すべし

輸出品は概ね五分稅を課すること從來の如し、

輸入稅を課するの方法は、從價稅にして輸入港に於ける價格より割り出すものとす

此の新稅は明治二十二年の末迄は實行せざるべし

治外法權　治外法權は全く之を撤去せず、先づ之を變更すべし、而して之を變更せんには、外人をして外國法律と日本

法律との間に於て、二重の身分を有せしむへし、即ち七ケ所の開港にある外人は、新條約實施の後三ケ年間、全く日本法律の管外にあるへし

此三ケ年間に於ても、内地に雜居して土地財産を所有せんとする外人は、日本の法律に服從すへし、但し極刑に當るものは、本國の法律に因つて處斷せらるへし

民刑に關して外人を審判する時は、日本判事の外、外國判事をして陪席せしむ可し、但し外國判事は日本政府の傭聘するものにして外國政府を代表するものにあらず

明治二十四年以後、十二年間は開港場にある者と、内地にある者とを問はず、凡べて外人に對する審判は、日本判事と外國政府を代表する判官との共審によりて、日本法律を適用すべし、

明治三十七年後は、日本政府は爭も外人の制限を受けずして、外人の上に支配權を有せしむへし

宣敎師條約改正を助く

此より先き米國は已に十六年二月を以て、下の關償金に利子を附して返却せり。神戸、大坂、京都、長崎、岡山、神奈川に在留する基督新敎の宣敎師は、京都に會して外國は日本の要求に應じて條約を改正するは至當の事なりと決議し、之を中外に公示して以て外國政府を動かさんと計り、東京にある宣敎師も、また各々書を本國の政府に上つて之を促せり。而して外國政府中また略ぼ之を承諾せんとするものあり、新條約の前途甚だ望ありたりき。

清兵長崎に暴動す

かゝる所に十九年八月、清國海軍提督丁汝昌が鎭遠、定遠、威遠、濟遠の四軍艦を率ひて長崎に入るや、其の水兵上陸して市中に亂暴し土人と喧嘩し、我巡査之を制せんとして、過つて水兵を傷くるや、國際の問題となれり、而して曲双方にあるに、我政府が此間に處する譲所、甚だ多かりしかば、國民敵愾の氣、大に昂るに方り、英艦ノルマントン號紀州灘に沈沒して、乘組の邦人二十五名悉く死し、船長以下の英人生き殘る、此に於てか、世論は船長、其乘客保護の責を怠りたるを責め、殺人罪を以て之に擬せしかば、兵庫縣知事は直ちに船長ドレーキを訴へしに、英國法官は之を刑することと甚だ輕かりき、是に於てか、國人、敵愾の氣また更らに激動するの時、佛人ボアソナードが、外務大臣に對して新條約案の利害を說明して、その結局日本に利あらざらんとするを述べたる文書、不平なる樞密顧問、内閣大臣の手より世に傳はるや、端なくも民間黨の氣焰を反撥し、政府攻擊の勢は天に漲り、地に浸すの勢を以て進み來りしかば、此にまた政府部内の不平黨を散動し、朝野相合して新條約案を取つて攻擊の大題目となせり。内には此の如き憂患あると共に、外には各國公使は合同會議の席上に於て、紛々として相爭ひ、各々その利害を取つて我に抗せしかば、折角に成らんとしたる談判も、此に破れ、井上馨は遂にその職を退き、八年の間占有せる外務大臣の椅子は、暫らく空虛となれり。

ノルマントン事件

條約改正反對の氣

井上馨退く

此に於てか總理大臣伊藤伯は、暫らく外務大臣を兼任し、各國公使を延見して之に告ぐるに、

不日適當なる後任者を得て、善後の處分を爲すべきを以てせり、越へて明治二十一年に至り、

大隈重信出づ

大隈重信伯外務大臣となり、總理大臣黒田清隆伯の下にありて、外交の全權を握る、此に於てか條約改正の幕また開かる。

人或は大隈が外交の經驗なく、滿朝の大臣大官、悉く一たびは外國に官遊せる者なるに、大隈のみ唯り外國に遊行の經歴なきの故を以て之を危ぶみたりき、然れども彼れ明治二年に參與を以て外國官副知事（外務次官）を兼ねたり、明治十三年には外交取調委員長たり、十三年には井上と共に外務委員となりて、新條約案を作れり。且つ彼れ固より凡べての場合に處するの通才を有せり。此に於てかその職に就くや、直ちに所謂る強硬政略なるものを實行せり、

強硬政略

強硬とは外國との條約によりて、日本の有する權利を手強よく實行するの謂なり、此に於てか井上時代に於て、條約以外に外人の有せる特權自由は、漸や縮少せられ、曾つば井上時代にありては、外人旅行規則あるにも係らず、外人は殆んど制限せらるゝ所なく内地を旅行し、居留地外に宿泊するの自由を有したりしが、今や手嚴しく規則を實行して、容易に旅行を許さず、之を許すも極めて不自由なるに至れり。此に於てか外人は漸やく現行條約の已にも利あらざるを覺り來れり。斯の如く一方には既得の權利を强行すると共に、條約改正の幕を開

國別談判

米獨新條約を承諾す

きたり。而してその談判は、井上の各國連合會議法に反して、所謂る國別談判法を取り、各國別々に之を談せしかば、米國先づ之を承諾し、獨逸次で承諾し、露國また略ぼ之を諾したり。此くの如く大隈の外交政略は、着々と効を奏すると共に、米國駐在日本公使陸奥宗光が、新たにメキシコと左の對等の條約を締結せりとの報ありき。

明治二十一年十一月三十日北米合衆國華盛頓府に於て朕が全權委員と墨西哥合衆國全權委員の記名調印したる修好通商條約を批准し茲に之を公布せしむ

御名御璽

明治二十二年七月十七日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆

外務大臣伯爵大隈重信

日本皇帝陛下及び墨西哥合衆國大統領は兩國間並に其臣民及び人民間の修好通商に關し永久堅固の基礎を定めんことを欲し修好通商條約を締結することに決し日本皇帝陛下は亞米利加合衆國華盛頓府に駐劄する日本皇帝陛下の特命全權公使從四位勳三等陸奥宗光を其全權委員に命じ墨西哥合衆國大統領は亞米利加合衆國華盛頓府に駐劄する墨西哥合衆國の特命全權公使マチアス、ロメロ、を其全權委員に命じたり因て雙方の全權委員は互に其の委任狀を示し其正實適當なるを確認し左の條々合議決定せり

第一條　日本帝國と墨西哥合衆國との間並に兩國臣民及び人民の間は永遠無窮の平和親睦あるへし

第二條　日本皇帝陛下は其便宜に從ひ其外交官を墨西哥合衆國より駐劄せしむることを得、墨西哥合衆國政府も亦其便宜

に從ひ其外交官を日本國に駐劄せしむることを得又兩締盟國は各通商上便宜の爲他の一方の領地に於て最惠國領事官の駐在し得へき各港各所に總領事、領事、副領事及び領事代理を駐在せしむるの權を有すへし然れども右總領事、領事、副領事及び領事代理は其職務を行ふに先だち定式に從ひ其赴任國政府の認可を得へきものとす而して兩締盟國の一方外交官及び領事官は本條約の各條款に抵觸せさる外他の一方の領地内に於て最惠國の同格の外交官及び領事官に現に許與し若しくは將來許與すへき一切の權利特權及び免除を享有すへし

第三條　兩締盟國の領地及び其所屬地の間には相互に通商及び航海の自由あるへし兩締盟國の一方の臣民若しくは人民は他の一方の領地及び所屬地にして最惠國の臣民若しくは人民の到り得へき各所各港へは其船舶貨物を以て自由安全に到ることを得且最惠國の臣民若しくは人民の滯在住居し得へき各所各港に滯在住居することを得又右臣民若しくは人民は其住居地に在りて家屋倉庫を借受け總て正業に屬する天產物、製造品及び其他商品の卸賣若しくは小賣營業に從事することを得

第四條　日本皇帝陛下は本條約全條に依り日本國に渡來する墨西哥國人民に附與したる特權の外玆に此條約に記載せる數個の條約に對し別に同國人民に許與するに皇帝陛下の領地内及び其所屬地各所に入來又は滯在住居し同處に於て家屋倉庫を借受け又は總て正業に屬する天產物、製造品及び各種商品の卸賣若しくは小賣營業及び其他一切合法の職業に從事する特權を以てす

第五條　兩締盟國は其一方の領地に於て通商航海旅行及び住居の事に關し他の外國の臣民若しくは人民に現に許與し若しくは將來許與すへき一切の殊遇、特權及び免除は他の一方の臣民若くは人民にも之を許與し而して右殊遇、特權及び免除は報酬を要せすして他の外國の報酬若しくは人民に許與したるものに係れば又均しく報酬を要せすして之を許與し若し別段の約束に依りて許與したるものに係れば則ち同一の約束又は之と同一の假値を有する報酬に對して之を許與すへきことを約す

第六條　噸稅、燈稅、船稅、水先案内費離破船救助費及び其他の諸稅に付きては日本各港に於ける墨西哥合衆國の船舶又墨西哥合衆國各港に於ける日本國の船舶に對し最惠國の船舶に現に賦課し又は將來に課すへき諸稅に異なるか又は是より多額の稅金を賦課する事なかるへし

第七條　墨西哥合衆國の天產物及製造品を日本國に輸入し又は日本國の天產物及製造品を墨西哥合衆國に輸入する時は他の外國の產出若くは製造に係る同種類の物品に對し現に賦課し若くは將來に課すへき輸入品に異なるか又は是より多額の稅を賦課する事なかるへし又兩締約國の一方の領地若くは所屬地より他の一方の領地若くは所屬地へ向け輸出する物品に就ては他の外國へ向け輸出する同種類の物品に對し現に賦課し若くは將來に課すへき諸稅金に異なるか又は是より多額の稅を賦課する事なかるへし又兩締約國の一方の領地の天產物若くは製造品を他の一方の領地若しくは所屬地に輸入するを禁するは他の外國の產出若くは製造に係る同種類の物品の輸入を禁する場合に限るへし又兩締約國の一方の領地より他の一方の領地若くは所屬地へ向け物品を輸出するを禁するは他の外國の領地へ向け同種類の物品の輸出を禁する場合に限るへし

第八條　日本國又は其領海に來る墨西哥合衆國の人民及び船舶は日本國又は其領海に在る間は墨西哥合衆國及び其領海に到る日本皇帝陛下の臣民及び船舶が墨西哥國の法律及び其裁判管轄に服從すると同樣日本國の法律を尊奉し且つ其裁判管轄に服從すへきものとす

第九條　本條約は其批准書交換後直に實行すへし而して兩締約國の一方より本條約を廢棄するの意を他の方へ通知したる日より六箇月間其効力を有し此期限經過したる上は直に其効力を失ふへし

第十條　本條約は日本文、西班牙文及び英文の三國文に記すへし若し日本文と西班牙文との間に文意相異なるときは英

文により之を斷定すへきことを双方政府約束す

第十一條　本條約は可成丈け早き時期に兩締約國に於て互に批准し亞米利加合衆國華盛頓府に於て其批准書を交換すへし

右證據として雙方の全權委員本條約六通に記名調印するもの也

日本明治二十一年一月三十日

西暦千八百八十八年十一月三十日

華盛頓府に於て

陸奥宗光印

エム、ロメロ印

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる日本國皇帝此書を見る有衆に宣示す帝國と墨西哥合衆國との交際を永久親睦ならしめんことを欲し明治二十一年一月三十日北米合衆國華盛頓府に於て兩國全權委員の記名調印したる修好通商條約文の各條目を朕親しく閲覧點檢したるに善く朕意に適し間然する所なきを以て右條約を嘉納批准す

神武天皇即位紀元二千五百四十九年明治二十二年一月二十九日東京宮城に於て親ら名を署し印を鈐せしむ

御名國璽

外務大臣伯爵大隈重信印

此の如く大隈の外交は、日本人民に向つてその半面の光輝ある部分を向けしかば、今は民間黨も、殆んど大隈をして名をなさしむるのみにして、敢て之を攻擊するの隙を得ざりしが、二十二年の晩春に方つて、ロンドンタイムスの紙上に日本通信者が日米新條約案の大意とし、

メキシコ條約

條約改正の第五案

左の一說を記載せるの一事より、大隈の外交は暗黑なる其の半面を向くるに至れり。

第一　指定の年月（此年月は多分明年の秋帝國議會を開始するの前に在るへし）以後外國人は現行の條約に據る居留地の區域外日本帝國の何れの地方に於ても自由に旅行し通商し居住し又は自分に或る物件を所有する事を得べし但し此特許の使用より生じたる事件に就ては外國人は全たく日本の司法權を遵奉すべし

第二　現行の條約に據る居留地の制は前項に掲げたる年月の以後尚ほ少しの年限は現行の儘に存し置き此年限を經過したる曉は居留地に關する特別の制幷に領事裁判を棄却して日本帝國の他の地方と全く同樣の取扱に歸せしむへし

第三　外交上の公文に由て左の件々を承諾すべし

第一項に示したるが如く國土を公開（案するに外國人に自由を與ふるの謂ならん）するの前に當り相當の外國法官の幾人かを日本の高等裁判所へ任命すべし但此高等裁判所は總て一百弗以上の訴訟及び處刑に該當する控訴裁判を受理すべきものとす

右外國法官の數は外國人に關する訴訟を裁判するの時に限り多數を占むるものとす

此制は若干年間（多分十年或は十二年なるへし）之を保續するものとし此期限を經過したる後日本は全く歐米諸國と平等の法權を得べし

第四　左の件々にも亦外交上の公文に由て承諾すへきものなり

第二項の約束に基き新定の民法は條約諸港の制を棄却すへき時限の經過せざる三年以前適宜に之を公布し且實施すへし

此民法は英文に官譯し右に所謂時限の到來する一年半前に之を公にすへし

一方には此報ありて天下の輿論に不滿足を與ふると共に所謂る獨逸この新條約なるものヘラルト新聞に見はる曰く

日獨條約案

日本皇帝陛下及獨逸皇帝陛下は兩國の領地内の交通擴張し以て雙方の間に幸に現存する和親の關係を維持繼續せんと欲し而して此目的を達せんには兩國間に存する從來の條約を改正するに若く無しと信し天地の公道に基き雙方の利益を主として此の如き改正を完成せんと決し日本皇帝陛下は西園寺侯を其全權委員に命じ獨逸皇帝陛下は比斯馬克伯を其全權委員に命じたり因て雙方の全權委員は互に其全權委任狀を示し其正實適當なるを確認し左の條々を合議決定せり

第一條　兩大締約國の臣民及び人民は他の一方の締約國領地の如何なる部分にも入來し旅行し居住する十分の自由を有し其身命及び財産に對する十分なる完全なる保護を享く可し

右臣民及人民は其權利を伸張し及び防衛するに於て自由に容易に裁判庭に出入するを得べし其權利を伸張し及び防衛するに於て代言人辨護人及代理人を撰擇使用するは本國臣民と等しく自由自在なる可し又其他裁判の施行に關する諸事に於ては本國臣民の享受する一切の權利及特權を同く享受す可し

凡そ居住の權利各種の動産不動産の所有遺贈或は其他の方法に由る動産不動産の相續及び各種各樣の財産の隨意の處分等に關しては一方の締約國の臣民若くは人民は他の一方の締約國の領地に於て同一の特權自由權利を享有す可く本國臣民若くは人民より多額なる稅金を賦課せらる可らず兩締約國の臣民及び人民は互に他の一方の領分内に於て全然たる其心の自由を享受し法律に抵觸せざる限りは其公私の禮拜を執行するの權利を享受す可く又故らに設置せられ維持せられ得るが如き適當なる便利なる場處に其宗儀に循ひて自國の人を埋葬するの權利を享有す可し

兩締約國の臣民及び人民にして他の一方の領地に居住する者は海軍陸軍國軍民軍共に論なく凡て徴兵の如き强迫的軍役如何なる口實を以てするとも本國臣民若くは人民が納むる所に異なる或は之れよりも多額なる租稅を賦課せらるる事あるを免せらる可し自身服役の代償金の如きも一切徴收せらる可らず各種の軍用金を强借奪取せらるゝか如き事決して有る可らず但し土地其他の不動産を所有し若くは賃貸したるより生ずる租稅にして本國臣民の總て免かれざるが如き者は此限りに非ず

第二條　兩大締約國の領地間には通商及び航海は全く自由自在なる可し

兩締約國の臣民及び人民は他の一方の領地内如何なる部分に於ても自身に又は代理人を以て單獨に又は外國人若くは内國人と結社して總て本國臣民若くは人民の如く國法警察及び關稅規則に順ひて各種の天産物製造品等一切の合法貿易品を以て卸賣若くは小賣營業に從事するを得べし

右臣民及人民は他の一方の領地に於ける諸地方港口江河にして既に外國貿易の爲めに開かれたる者又は今後開らる可き者には船舶貨物を以て自在に入來るの自由を有し工業製造貿易航海の諸事に於ては本國臣民若くは人民と全一の取扱を受く可くして如何なる性質にもあれ如何なる名義にもあれ政府官吏私人集合体若くは何種の設立物の名を以て或は之が利益の爲めに賦課せらるゝに論なく凡て本國臣民若くは人民の納むる所に異なるか又は之よりも多額なる租稅輸入稅關稅等を納むる事あるべからず

第三條　兩締約國の臣民及人民は他の一方の領地に於て法律に定むる所の法式を踐めば專賣特許商標並に意匠に關して本國人と同一の保護を受け得べし

兩締約國は互に他の一方の臣民若くは人民に彼等が其本國に於て保護せらるゝ丈け斯の如き保護を與ふる國の法律に定めたる期限に決して超過せざるを要す

第四條　獨逸の領地の天産物及び製造物を何の地方よりするを論せず日本皇帝陛下の領地に輸入する時又は日本皇帝陛下の領地の天産物及び製造品を何の地方よりするを論せず獨逸の領地に輸入する時は他の外國の產出若くは製造に係る同種類の物品に對して賦課する輸入稅に異なるか又は之よりも多額なる稅を賦課する事なかる可し

又兩締約國の一方の領地の天産物若くは製造品を他の一方の領地に輸入するを禁ずるは他の外國の產出若くは製造に係

る同種類の物品の輸入を禁ずる協合に限る可し但し此末項は人畜の安全を保護し若くは農作に有用なる植物の安全を保護するの必要より生したる衛生的并に其他の禁止には適用す可き者に非ず

第五條　兩大締約國合議決定す從來賦課徵收し來りたる輸入稅の代りに日本政府は本條約に附加せる海關稅則に明記掲出せられたる關稅を總て獨逸より日本に輸入する天產物製造品等一切の貨物に賦課し得べし但し日本政府は衞生上若くは公安上危險なる可しと思ふが如き物品の輸入並に非常の場合に於て兵器彈藥の輸入を制限し若くは一時禁止するの權利を保持す

兩締約國相獻契す日本政府は酒醬油味淋燻草等に內國稅を賦課し若くは增稅する時は日本に輸入せらるゝ此の如き貨物に補償稅を課し得べし、但し斯の如き補償稅は之に海關稅を加ふるとも內國稅に超過せざるを要す

第六條　兩締約國の領地に於ては互に他の一方の領地に輸出する同種の物品に現在賦課せらるゝか或は將來賦課らせる可き所に異なるか若くは之よりも多額なる稅金を一切賦課する事ある可らず又兩締約國の一方の領地より他の一方の領地に輸出する物品は他の何れの邦國にも同種の物品を輸出するを禁ずる場合に非るよりは決して禁せらるゝ事なかる可し

第七條　兩締約國の臣民及び人民は他の一方の領地に於て通過稅の免除に關し及び凡て倉庫預恩典順雙拂戾稅等に關し

ては最惠國人民に從來許與せられたる又今後許與せらる可き一切の利益を享受す可し

但し獨逸臣民若くは人民の日本に輸入したる物品にして既に本條約に附加せる海關稅則に循ひて納稅せられたる者は無稅にて日本の何れの港にも轉送せらる可く而して又內地に運搬せられたる時にも本條約中に特別の款條あるに非るよりは決して日本帝國の如何なる部分よりても內地稅通過稅の附加稅を賦課せらるゝ事なかる可し

第八條　外國の天產物若くは製造品にして稅關の保管を離れたる者若し其輸入月日よりして二年以內に日本より輸出せらるゝ時は此の如き貨物は輸出稅なしに稅關を通過するを許さる可し其上に又右貨物の輸入者は之が爲に納めたる輸入稅の額に對する拂戾証を受くるの權利を有すべし但し斯る場合に於ては右貨物に對して稅關に納む可き諸稅金は既に皆納せられ而して右貨物は元の儘正眞に或外國に輸出せらるゝ者ならざる可らず即ち右貨物は其最初輸入せられたる櫃梱包等の中に在て稅關官吏若くは其許可に由ての外は決して開かれたる事なくして其儘輸出せらるゝ者ならさる可らず

右又稅金拂戾の請求には最初の輸入免狀を添ふ可く又右免狀は稅關官吏の手に取置かる可く而して右貨物は其輸出に際して右輸入免狀に記載したる者と全く同一物品なるや否やを確かむるに必要なりと稅關吏の思考するが如き檢査を受けざる可らず是等の拂戾証は或は請求に由て取消せらる可く或は何時にても稅金を納むるに於て稅關官吏に反納せらる可し

第九條　兩大締約國の領地に本國人或は外國の臣民若くは人民が法律上輸入し得る物品に對しては其日本の船舶を以て輸入するとを論せず凡て同一の稅を納む可し又兩大締約國の領地より本國人或は外國の臣民若くは人民か法律上輸出し得る物品に對しては其日本の船舶を以て輸出するとを論せず凡て全一の稅を納む可し

第十條　兩締約國の沿海貿易は本條約の條欵より除く者とす而して獨逸に於ては獨逸の法律に由り日本に於ては日本の

法律に由て規定せらる可し但し獨逸の臣民若くは人民は日本に於て日本の民は獨逸に於て共に此點に於ては此の如き法律に由て他國の臣民若くは人民に現在許與せられ若くは將來許與せらる可き權利を有す可きは勿論なりとす

日本の船舶にして獨逸の二箇所若くは二箇所以上の港に輸送す可き貨物を外國に於て搭載したる者又は獨逸の船舶にして日本の二箇所　若くは二箇所以上の港に輸送す可き貨物を外國に於て搭載したる者は其積荷の一分を一港に於て卸し尙其航海を續けて他の開港地に進み其處にて其元の積荷の殘餘を卸すを得べし斯る場合に於ては常に必ず兩國の法律及び稅關規則を遵守す可し但し帝國日本政府は之に加ふるに左の許與を以てす即ち獨逸船舶は橫濱兵庫神戶箱舘長崎の間を隨意に航行して貨物を運漕し得べし

第十一條　帝國日本政府は左の事に同意す本條約實行の時より十年の間は獨逸臣民若くは人民は日本の沿海貿易に使用する爲めに日本臣民に船舶を貸すの權利を有す但し左の箇條を遵守するを要す

凡ての外國船舶の正實にして全く日本臣民のみにて備ひし者に非れば本條の明文に循つて日本の沿海貿易に從事するを許されざる可し

凡そ日本臣民にして外國船を備はんと欲する者は書面を以て其備入港の稅關官吏に出願す可し而して其願書中に該船に關する巨細を出來るだけ明記し且つ船主の姓名及び生國を記すべし右願書には該船の持主船主若くは代理の記名調印す可き備船約條書の寫を添ふへし、其約條書寫の中には備入の目的、期限及び拂ふへき備入金の額を記すへし此願書を受けたる時は稅關官吏は五十圓の手數料領收の上「備船免狀」と稱する免狀を附與すへし

外國船を備入るゝ期限は十二箇月を超ゆへからず

備入期限の盡きたる時其備船免狀を備入港の稅關官吏に返上すへし但し右船舶は再備入を爲すを得べく又最初の備入の場合と同樣なる手續を以て出願し且つ五十圓の手數料を納むれば再び新備船免狀を下附せらるへし

前記の手數料の外に備入船は又其備入後初航海の日よりして其備入期限の間は每月或は每端下の月に一噸二錢の割合を

以て噸稅及び燈臺料を納むへし

備入に係る外國船は其船の日本臣民の備入なるを示す爲めに區別を表すへき旗を揭ぐへし

右船舶は日本郵便局官吏の要求ある時は日本船と同しく郵便物を搭載する事を許されず

於ても右官吏の許可なくんは郵便物を搭載する事を許さゞる可し

備入に係る外國船は沿海貿易に從事するを許さゞる可し

其外國に向て航する時は備船免狀を其出航地の稅關官吏に渡す可く右船舶の斯く備はれをる間何れの港に於てなりとも凡て船穀したる所の物品は輸出稅則に循つて課稅せらる可し

備入に係る船舶は貿易條例の適用せらるゝ限りは同條例に遵ふ可し但し其備船免狀は港內に在る時は稅關官吏に預け置く可し

第十二條　兩締約國の軍艦或は商船にして天氣の狂暴なるが爲め又は其他の困難の爲め他の一方の港灣に遁避せざるを得ざる者は自由に其處に入來り一切の必要品を買求め而して再び出航するを得べくして本國の船舶の納むるが如き者の外は別に何の稅をも納むるに及はず然れども若し船主費用を支拂はんが爲めに其積荷の幾分を賣却するの止むを得さるに際したる時は到來せる地の條例及び海關　則に循がはざる可らず

若し兩締約國の一方の軍艦若くは商船他の一方の海岸より遠隔に乘揚げ或は破船したる時は地方官吏は其事の起りし地方の總領事領事副領事若くは領事代理に通知す可し若し其地に此の如き領事官なき時は最近地方の總領事領事副領事領事代理に通知す可し

日本帝國の領海に於て難破し或は岸に乘かけたる獨逸船救助の報酬に關はる一切の手續は日本の法律に準據して之を處分す可し此の如く又獨逸國の領海に於て難破し或は岸に乘かけたる日本船救助の報酬に關はる一切の手續は獨逸の法律に准據して之を處分す可し

此の如き乘揚若くは難破船其諸砲門其諸器具附屬品及び其中より救拔たる諸貨物商品其海中に投ぜられたるが如き物品其竇却せられたる時は之が竇得金並に此の如き乘揚船或は難破船内に發見せられたる諸書類等は該船の持主或は代理人に請求次第交附す可し若し此の如き持主若くは代理人其地に在ざる時は總領事領事副領事若くは領事代理が國法に定めたる期限内に請求するを待て之を交附す可し而して領事官若くは其他の費用を拂ふを以て足れりとす

第十四條　兩締約國の一方に屬する軍艦若くは商船の水夫にして他の一方の領地内に於て本船より脱走したる時は右脱走者の本船の屬する邦國の領事官若くは領事の代理より倚頼し來るに於ては地方官は此の如き脱走者を拘捕し引渡す事に盡力す可し

但し此約條は脱走の起れる國の臣民若くは臣民には適用す可き者に非す

第十五條　獨逸の船舶にして日本の港口に入る者は其入港の日に於て此の如き船舶の持主若くは代理人の適意に左の割合に准じて噸稅及び燈臺稅を稅關に納む可し

(一)日本の唯一港を訪ふ者は一噸に付き二十五錢

(二)二ヶ月の期限の間數を限らずして隨意に日本の諸港を訪ひ外國の諸港をば一切訪はざる者は一噸に付き三十錢

(三)六ヶ月の期限の間日本及び外國の一港若は數港を隨意に訪ふ者は一噸に付き八十錢

(四)諸郵船會社は若し好まば其定期航海船舶の平均噸數に准して一噸に付き八十錢の稅を前納すれば相續く七回の定期航海間は噸稅及び燈臺稅を納むるの煩を免かれ得べし但し此前納は第一の入港の時に爲さゞる可らず而して同會社の定期航海方案に依て之れが計算を立つ可し而して右に使用せらるゝ船舶上に變更を來したるより起れる已納稅の過不足は其場合に循つて第七回の入港の際に或は稅關より之を拂戻し或は郵船會社より補納す可し

獨逸船舶の課稅すべき噸數は純噸數なるべし且其噸稅及び燈臺稅は其船牌上に明記せらるゝ船量を基礎として計算す可し

左に揭ぐる船舶は噸稅及び燈臺稅を免せらるる可し

(一)軍艦

(二)遊船

(三)貨物を搭載せざる漁船

(四)二十噸積以下の船舶

(五)漂難の爲め或は修繕の爲めに入港したる船舶にして商賣に從事せざる者

(六)壓荷に於て入港し又出港する船舶

(七)投錨後四十八時間以内に出港し港内に於て積荷を陸揚せず船積せず又は乘客を上陸せしめず或は乘込ましめず又郵便物を積卸さず或は積込ざる船舶、但し此の如き船舶も十五圓の稅關手數料を納むるを要す

獨逸船の日本諸港に出入するに當りて是まで納め來りし手數料は今後徵收せざる者とす

第十六條　本條約の實行せらるゝ日より向ふ五ヶ年が間獨逸法廷が獨逸臣民若くは人民及び財產に及ぼす裁判管轄は箱

領東京横濱大坂神戸長崎の諸外國人居留地及び今日獨逸船舶に對して現に開かれあるが如き諸港並に條約其他の特別なる約條に由て獨逸臣民若くは人民が永久居住し且つ土地を賃借するを許されたるが如き外國人居留地に接近したる他の諸地方に限らる可し而して同日より前記の居留地開港場諸地方を除くの外日本國中到る處に於て日本法廷は民事上刑事上共に日本の法律に准據して獨逸臣民若くは人民の上に十分なる獨占なる裁判管轄を有し且之を施行す可し右五ケ年の場るに於ては其時日本に在て獨逸法庭の施行する一切の裁判管轄及び獨逸臣民若くは人民が此の如き裁判管轄の一分として又は之に對する任命として其の時事有しをる一の格段なる特權免除及び特例は通知を俟たずして自然に全く消滅し盡く可し而して其後は此の如き裁判管轄は盡く日本法庭の掌握する所施行する所たる可し領事裁判管轄廢止の期限に於て獨逸法廷に存する一切の未決訴訟事件の最後の判決まで其裁判管轄を持續く可し裁判判決宣告等の手續及び執行の事に至りては日本及び獨逸兩法廷は雙方の政府の法律の許す限り相互に法律上の幇助を爲す可し領事裁判管轄の存續する間は獨逸領事法廷は身分の疑問に關しては日本全國中獨逸臣民の上に裁判管轄を施行す可し但し又日本法庭の前に於ける裁判中身分の疑問偶〻に或は構合より出じ來るに於ては此の如き日本法廷は此の如き裁判の爲めに獨逸の法律に循つて其起れる疑問を決斷すへき裁判權を有す可き者と知る可し

第十七條　獨逸臣民或は人民にして何時にても獨逸領事裁判管轄の最後の廢滅に先だつて全く日本の裁判管轄に服せんと欲する時は其當該領事廳及び當該日本地方廳に共志望を明言し且つ願書を呈呈して以て然かするを得べし但し斯く日本の法律に服從するも獨逸領事法庭は此の如き臣民に人民が此の如き服從の以前に蒙むれる責任及び犯せる罪科に關して此の如き人々の上に有する裁判管轄の權を奪はるゝ事ある無し

第十八條　兩締約國は各々他の一方の各港各市各處に總領事副領事次領事及び領事代理を駐在せしめ得べし但し此の如き官吏を置くに宜からすと思惟せらるゝ處には此限りに非す

併ながら此制限は他の諸國に對しても等しく施さるゝに非れば兩締約國の一方に對しては之を施す可らず

總領事領事副領事次領事及び事代理は凡て最惠國の領事官に現在許與せられ若くは將來許與せられ得るが如き職掌を盡く行ひ得へく又此の如き特權免除特例を盡く享受し得べし

第十九條　兩締約國約束す凡う通商航海特權殊遇或は免除等其何たるを論せず兩締約國中の一國或る他の邦國の政府臣民若くは人民に對して現今之を許與し若くは今後之を許與する事ある時は直ちに又何の制限も無く之を他の一方の政府臣民若くは人民に許與す可し兩締約國の意は偏へに双方の通商航海を徹頭徹尾最惠國の地位に置かんとするに在りとす

第二十條　獨逸臣民若くは人民が現行條約及び約束に由て從來日本に於て享有する所の一切の特權及び免除は其本條約の條款を以て廢棄せられさる限りは領事裁判管轄の存續する間依然として維持せらる可し而して領事裁判管轄の消滅する日よりして斯の如き一切の特權及び免除は其本條約に由て持續せらるゝに非れば盡く廢滅したる者と見做さる可し

第二十一條　領事裁判管轄の尚存續する間に若し獨逸臣民たる者領事裁判管轄地内に於て魚類酒煙草醫油味淋葡萄燒酒事は火酒類を製造する時は同樣の業に從事する日本臣民が納むると同一なる稅を納む可し

獨逸臣民にして葡萄酒麥酒或は火酒類を小賣せんと欲する者は日本臣民と同一なる免許証を受け同一なる免許料を納む可し此免許証は正當なる理由なくしては決して拒絕する能はす

本條約の實行せらるゝ日よりは領事裁判管轄地の境外に於て又領事裁判管轄の消滅する日よりしては帝國全体に於て獨逸臣民及び人民は日本臣民と同一なる各種の租稅手數料關稅等を賦課せらる可し

第二十二條　日本に於ける領事裁判管轄の廢止と同時に其際獨逸臣民或は人民が合併に或は別々に又委托に於て或は其他の方法に於て日本政府より永久貸地券に由て借受け若くは所有し居る一切の不動產に對する權利は本條約第十五條に循つて一變して完全なる無制限の權利と成り而して此の如き不動產の被貸者は之が爲に其全然たる眞の所有者と成り其貸地券を返上して日本政府より地券狀を受く可し此の如き不動產は本國の臣民が所有する同種の不動產に對して賦課せらるゝと同一なる國稅及び地方

税を納めざる可らず而して又其他の諸點に於ても不動産に關する日本の法律に遵がはざる可らず

但し此の如く永久貸地券に由て所有せらるゝ土地に對し日本政府が其土地の使用せらるゝ目的に免じて其借地料を輕減したる場合に於ては總て其後借地料の代りに徴收せらるべき租稅は斯の如く輕減せられたる金額に超過す可らざる者と知る可し

不動産所有法に於て前記の變動完成せし時は各外國人居留地は全く日本の市區に編入せらる可し右居留地は以後日本市制の圓滿なる部分を形づくる可し而して之に關して相當なる官吏其市の義務及び責任を盡さく擔任す可し之れと同時に又此の如き居留地に關する市積立金及び財産は右日本官吏へ引渡さる可し

日本政府が公共用の爲に無稅にて外國人居留地内に從來與へ置きたる土地は總て其土地收用權に順ふは勿論なれども永久諸稅を免じて其最初設けられたる目的の爲に保存せらる可し（別書を以て取極む可し）

第二十三條　ルクセンブルグ公國が獨逸關稅同盟に加はる間は該條約は亦ルクセンブルグ公國にも通ず可し

第二十四條　本條約は成る可く速かに之を批准し東京に於て其批准書を交換す可し本條約は明治二十三年二月十一日即ち一千八百八十九年二月十一日より實施せらる可く而し滿十二年の間効力を有す可し

兩大締約國は各々本條約の實施せられし日より十一年經過したる後は何時にても本條約を廢棄せんと欲するの意を他の一方に通知するの權利を有す此の如き通知ありて後十二ヶ月を經過したる時は本條約は全く廢滅に歸して止む可し

右證據として雙方の全權委員は英語を以て記したる本條約二通に記名調印する者なり

此に於てか、民間黨の多數は沸然として起て、之を攻擊し、その憲法に背くを難じ、内には樞密院の老顧問の多數、元老院の不平家皆な之に應じ、内外相合して大隈を攻擊せり。然れ

ども大隈はなほ進んでやまざりしが、此時英國は米獨の諸國に先んぜられたるを以て意安らず、容易く新條約を承認せず、佛以の諸國もまた之に同して、新案の經過を遷り、甚しきは他の諸國との間に新條約の成るや、我等は最惠國條款によりて新案より得る所の利益を享くるの權ありと唱へて之に應せざりき。此に於てか大隈は獨、米、露の諸國と新條約を結びたる後は、他の列國に對しては斷じて舊條約の無效を宣言せんと欲せしか、民間黨の氣焰大に進むと共に、内閣中に異論を生じ、樞密院議長伊藤博文は先づ其の職を辭して逃れ、内より大隈を攻擊せしかば、滿朝大に動き、物論沸騰、衆怨大隈に集り、其年十月兇徒某爆裂彈を以て大隈を擊ち、その一足を斷ちしかば、外務の當局者は政局より退けり。此に於てか黑田内閣此に已みて、遂にまた條約改正を中止す、爾後大隈に次官たりし青木周藏出でゝ外務大臣となる。